

第1日目（12月6日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。ただいまから令和3年12月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、鈴木一君から欠席、病院事業管理者から早退の届出が出ておりますのでこれを報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号7番・中沢道夫君及び議席番号8番・永井拓三君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日12月6日から12月17日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月6日から12月17日までの12日間と決定いたしました。

○議 長 ここで、総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。総務部長。

○総務部長 議会冒頭、貴重なお時間を頂戴いたしまして誠に申し訳ございません。既にお渡しいたしました議案書に誤りがございましたので、訂正させていただきたいと思っております。毎日で申し訳ございませんがよろしくお願い申し上げます。

既に丸正をお配りしてあると思っておりますが、第105号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、議案書の3ページの経歴書の上段、任命を求める方の住所に誤りがございました。

「南魚沼市浦佐2033番地1」となっておりまして、正しくは「五日町2033番地1」でございました。単純なチェック漏れでございました。今後このような間違いのないようさらに気を引き締めて精査してまいります。誠に申し訳ございませんでした。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。
市長。

○市長 改めましておはようございます。それでは、12月議会定例会の開会に当たりまして、まずは議員各位のご健勝にお喜び申し上げます。また、日頃市政にご尽力をいただいておりますことに対しまして、深甚なる敬意を表したいと思っております。感謝を申し上げます。

先々月行われました市議会議員選挙では、改選により再任された方のほか、お二人の新人の方が当選されました。市民の声を代弁していただきまして、深い議論を通じて、共に市の進むべき道を模索していきたいと考えております。議員各位に一層のご指導とご協力をお願いするものであります。

まず、新型コロナウイルス感染症対策等についてであります。7月中旬から9月下旬にわたる、いわゆる第5波の感染拡大は、これまでの常識を大きく越えた、まさに爆発的な感染状況となりました。第3波、第4波と変異株の蔓延に伴い、深刻さが増していましたが、1日の新規感染者数が1万人を超えることはありませんでした。第5波に至ってはピーク時で1日25,851人、1か月以上にわたって1万人を超える新規感染者が報告される事態となりまして、全国の医療機関では受入れ困難な状況が発生しました。新潟県においても状況は悪化し、8月20日に新潟市、長岡市及び小千谷市に対して、また、8月30日には新潟県全域に対して特別警報を発し、飲食店等に営業時間の短縮を要請する事態となったところであります。

南魚沼市においても感染者数は増加し、7月中に45人、8月中に37人の新規感染者が発生し、学校、保育園等における警戒を強めたところであります。

9月に入ってようやく感染者数が減少し始めましたが、9月12日までとしていた緊急事態宣言は9月30日まで延期せざるを得ませんでした。しかし、9月中旬以降、これも劇的というべき変化で新規感染者数が減少し、10月1日以降、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は全国一律に解除されたところであります。10月7日には全国の新規感染者数が1,000人を下回り、約2年間に及んだ新型コロナウイルスとの闘いに一定の区切りをつけることができたかもしれないという安堵感も生まれたところであります。なぜここまで急激に減少したのか、その原因はまだ解明されておりませんが、4月以降、全国で営々と続けてきたワクチン接種が、その力を発揮したものであることが言えると考えております。南魚沼市においても11月28日現在の段階で12歳以上の接種率が1回目89.03%、2回目の接種が87.90%。本当に進んでまいりました。国は3回目の接種に向けて動き出しておりまして、南魚沼市においても体制整備を行っているところであります。真にウイルスとの闘いに終止符を打つことができる日まで、気を抜くことなく、ここまで耐え忍んできた飲食業、観光事業者等の支援を図りながら、年明けには輝かしい日の出を迎えるべく、鋭意、努めてまいりたいと考えております。

続きまして、9月議会定例会以降の経過などにつきまして報告を申し上げます。

第1に、保健・医療・福祉についてです。

保健関係については、高齢者のインフルエンザ予防接種の事業は、ワクチン製造資材の入手の遅延などを受けて、昨年度よりも遅れたペースで供給されています。10月の接種人数は、新型コロナワクチンの個別接種との関係で昨年より減っておりますが、市内医療機関のご協力により順調に進捗しております。今後、流行期を迎えますが、引き続き情報収集に努め、市民の皆さんへの情報提供を行いながら予防接種の勧奨を進めてまいりたいと考えております。

す。

新型コロナウイルス感染症の関係について申し上げます。PCR検査の実施施設の設置を要望してきたところでありますが、このたび、場所は非公表ですが、南魚沼市内に新潟県地域外来・検査センター——広域型と呼んでおります。これを新潟県が開設し、12月1日から運営を開始しております。

新型コロナワクチン接種につきましては、12歳以上の接種率は先ほども申し上げましたとおり90%に近づこうとしております。16歳以上の未接種者には意向調査を実施させていただき、接種の勧奨などを行ってきております。3回目の追加接種につきましては、2回目の接種完了から原則で8か月以上経過後に行いますが、できるだけ速やかに実施したいと考えております。医師会の皆さんなどと協議をさせていただき、今年12月から医療従事者への接種を開始いたします。

自殺対策としてのこころの健康について申し上げます。大変残念なことでありますが、昨年よりも多くの自殺者が市内で報告されております。全庁体制で会議を開催し、各課の取組を強化しています。心の健康相談会への希望者も例年よりも多いということから、予約が取れなかった希望者の方については、保健所などと協力もさせていただき、専門職による相談や訪問、電話確認などの保健活動で支援しております。また、地域への啓発として講演会を実施し、今後は心のサポートを考える会の皆様等を通じまして、地域づくり協議会とも共同したセーフティネットの構築にも努めてまいりたいと考えております。

国民健康保険事業について申し上げます。令和4年1月1日から健康保険法施行令等の一部改正による出産育児一時金支給額の変更が予定されております。それに伴う国民健康保険条例の一部改正、そして保険基盤安定負担金の額の確定に伴う補正予算を計上しておりますのでよろしくお願いいたします。

医療対策関係について申し上げます。医療のまちづくりプロジェクトでは、10月4日に第2回目となりました市立医療機関の経営改善と施設整備プロジェクトチーム会議を開催し、市内の医療の状況、そして公立病院の経営形態の比較について説明を行い、ご意見をいただいたところであります。また、10月7日には、第2回目となる保健・医療・介護・福祉が連携したまちづくりプロジェクトチーム会議を開催し、市内の医療の状況、そして小さな拠点づくりとして買物支援の取組について説明を申し上げ、意見交換を行ったところであります。また、11月8日には第5回目となりました医療対策推進本部会議を開催し、市立病院群等の今後の方向性について協議を行ったところであります。今後の医療ニーズを見込んで、市民病院の病棟転換の取組などについて協議を行い、取組可能な項目から進めたいと考えているところでございます。

総務省事業であります公立病院医療提供体制確保支援事業の基礎的支援の取組につきまして、9月29日の第3回会議では、国保データベースに基づいて、市民の方が年齢別に、どのような病気で、どこの病院を受診しているかなどを分析し、11月1日の第4回会議では、市民病院における回復期リハビリテーション病棟の整備等に関して専門的な分析に基づく意見

をいただいております。これらについて、11月17日に議会全員協議会で説明を申し上げ、市立病院群等の今後の方向性について活発な議論をいただいたところでございます。

寄附講座の拡充につきましては、自治医科大学のウェブサイトはもとより、多方面へのネットワークを通じて新たな募集を行っているところです。現時点で、来年度に向けて1名の方から応募をいただき、大学への必要書類の提出が進んでおりまして、大学側の審査を経た後で、派遣医師の採用時期等が決定することとなっています。さらに、新年度に向けて、自治医科大学附属さいたま医療センターとの連携の中で、地域医療に関心がある専攻医等の若手医師の招聘について協議しておりまして、引き続き常勤医師の確保に努めてまいりたいと思っております。

ゆきぐに大和病院及び健診施設に係る調査委託につきましては、候補地の現地調査を終え、配置計画の検討を含め、敷地としての妥当性などにつきまして確認作業を進めています。今後、総合的な評価を進めてまいりたいと考えております。

福祉関係について申し上げます。9月28日に約2年ぶりとなりました市立総合支援学校によるMSGカフェ——元気にやっていたいただいているわけですが、これが本庁舎の市民ホールで開催されました。2年ぶりであります。新型コロナウイルス感染症の予防対策を十分に行った上で、試飲するコーヒーの提供は今回は行わず、製品販売のみではありましたが、久しぶりの市役所での販売活動に、生徒の皆さんの明るい笑顔と活気があふれていました。今後も支援学校と連携しながら、次回開催に向けた準備を進めてまいりたいと思います。

公営住宅について申し上げます。10月28日に2回目の住宅委員会を開催しました。公募戸数26戸に対して9件の申込みがあり、最終的に6戸への入居を決定しました。9月に発注した公営住宅3棟の除却解体工事につきましては、順調に工事が進捗していきまして、年内に完了する見込みであります。

学童保育であります。石打地区の小学校の統合に合わせ、学童クラブも1か所に統合することから、現在の上関小学校内に新たな学童クラブの整備を進めています。令和4年2月に工事を完了して、統合石打小学校の開校に合わせて、4月から新たに石打クラブという名称で運営を開始する予定であります。

子育て支援関係で申し上げます。閉園となりました上長崎保育園の跡地の整地と舗装が全て終わり、園舎の除却工事が完了したところでございます。

今年度のコロナ対策として国が実施する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、児童1人当たり5万円というものでありますが、これにつきましては11月26日現在で、ひとり親世帯分として申請が不要な対象者388名、及び申請が必要な対象者21名に対する振込が完了しています。また、ひとり親世帯以外分として、申請が不要な対象者212名、及び申請が必要な対象者33名に対しても振込が完了しております。引き続き令和4年2月28日まで、該当となった方への給付を進めてまいりたいと考えております。

一方で、新型コロナウイルスの影響を受けました子育て世代を支援するために実施する子育て世帯への臨時特別給付金、児童1人当たり10万円相当につきましては、10万円のうち、

現金給付となる5万円の支給の準備を進めています。児童手当情報を活用することで、申請が不要な中学生までの児童のいる世帯の皆さんについては年内に、今年度中に16歳から18歳になる、申請が必要な児童のいる世帯の対象者を特定した上で、早期の支給を目指して準備を進めています。そこに書いておりませんが追加いたします。この子育て世帯への臨時特別給付金の5万円相当のクーポン券給付、及び住民税非課税世帯などに対し10万円を給付する臨時特別給付金につきましては、12月3日に内閣府より自治体への説明が行われました。今後、支給方法や時期などの詳細が分かり次第、市民の皆さんにお知らせしてまいりたいと考えております。

介護保険事業につきましては、地域包括支援事業として10月23日に介護予防フェアを塩沢勤労者体育センターで開催いたしました。会場には、認知症などの方が参加する、いきがいアクティブ教室で作成した作品の展示や、介護予防のための口腔ケアの重要性についてのPRブースなどを設置したほか、地域の薬剤師の皆さんのご協力による骨密度や血管年齢の測定、または筋力づくり教室などを体験していただいたところでございます。

また、10月30日には、地域包括ケア連絡協議会の主催による市民フォーラムを開催しました。この事業は医療のまちづくりに関連して、上田ふるさと協議会と共催で実施をさせていただき、地元の上田地区の方を中心に、43名の方から参加をいただきました。フォーラムでは、「できる限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで」をテーマにしまして、介護サービス事業所の方から利用者の様子や介護者との関わりについて、具体的な事例を交えた話をしていただきまして、介護が必要になったときの本人と家族の心構えや、介護サービス事業所や専門職による支援内容などについてお話をし、お伝えしたところでございます。

病院事業について申し上げます。6月から開始した新型コロナワクチンの個別接種を鋭意進めてもらっています。ゆきぐに大和病院では11月30日までに延べ3,308回、市民病院では12月3日までに延べ3,166回の接種を行っていただいております。また、市の集団接種に両病院から延べ人数で、医師で24人、看護師で205人、薬剤師で24人を派遣したところであります。今後の3回目の接種につきましては、国及び県の動向を注視して準備を進めています。

患者数につきまして申し上げます。ゆきぐに大和病院では、入院は昨年度に引き続き増加傾向で推移してはいましたが、10月以降はやや下落傾向となっています。外来は昨年度に比べ患者数が大きく増えておりまして、一昨年度の状態まで回復しています。市民病院では、外来は内科を中心に回復傾向が続いているものの、入院に関しましては、眼科の手術日を増やすなどの改善策を進めてまいりましたが、9月に入ってから、病床使用率が大きく下がる日がある状況となっています。

現在、市民に安全・安心な医療を提供しながら、総務省事業の公立病院医療提供体制確保支援事業や、医療のまちづくりプロジェクトチームの会議等を通じ、様々な経営改善策の検討を進めています。その成果といえるものとして一つ、ハイケアユニット入院医療管理料2につきましては、11月から施設基準要件を満たすことができるようになり、算定を開始したと

ころであります。成果が上がっております。今後もさらなる経営改善に努めてまいります。

市民病院正面の玄関庇の再建につきましてであります。10月21日と22日に工事に係る入札を行いました。予定価格に達しなかったことから、25日に入札業者に見積りを徴し、請負業者を決定いたしました。安全に留意しながら早期に再建を目指してまいります。よろしく申し上げます。

次に、教育・文化について申し上げます。

石打地区の小学校統合であります。上関小学校では11月6日、石打小学校では11月20日、それぞれ閉校記念式典を開催いたしました。2校の永きにわたる教育の歴史を振り返り、地域とともに人材を育ててきた功績を記憶にとどめるすばらしい式典となったと考えております。

統合後の校舎となる上関小学校の改修工事は、年内にほぼ完了する見込みとなっております。また、統合協議会において新たな校歌、校章のデザインなどを決定いただきました。現在、校歌の録音の編集、また校旗の作成を行っています。今後、学校では校歌の練習を行うなど、来春の開校に向けた準備をそれぞれ進めておりますのでよろしくお願い申し上げます。

南魚沼市民会館の大ホール及び多目的ホールの舞台吊物装置更新工事についてであります。工事期間中にホールなどの使用ができなくなるということから、利用者が比較的少ない1月から2月の期間に、利用者の不便を避けまして、集中的に現場工事を行うこととしています。現在、この装置の製作などの準備を進めています。大ホールについては2月末の工事完了を予定、また多目的ホールについては確定申告の相談会場としての利用に影響しないよう、2月中旬の工事完了を予定させていただいています。市報やウェブサイトにより、工事に伴う施設の利用制限を周知していくとともに、計画的な工事の進捗に努めてまいりたいと考えております。

大原運動公園テニスコートの人工芝張替工事であります。コート8面の人工芝の張り替えが完了しました。大原運動公園は既に今年度の営業を終了しておりますので、来年度の営業開始とともに充実した施設利用ができるよう、指定管理者と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

自転車を活用したまちづくり事業について触れます。サイクルツーリズムを推進するため、国、県、そして湯沢町と魚沼市、この2市1町の連携によりまして、このエリアを範囲とした広域サイクリングルートを作成し、ルート名を雪国魚沼 Golden Cycle Route といたしました。また、8月24日付で、このルートが国の進めるサイクルツーリズムの推進モデルルートとして、県内では初めて設定されたところであります。加えまして、市内中心地を駆け巡るクリテリウムの大会が8月19日、また、翌日の8月20日には三国湖畔を周遊するロードレースが盛大に行われたところであります。大変な成果であったと思います。

今後も国や近隣自治体をはじめ、関係団体や民間事業者と連携させていただいて、サイクリングの環境整備、また地域の情報発信に努めながら、ナショナルサイクリングルートの指定に向けた事業を強力に推進してまいります。

次に、環境共生について申し上げます。

有害鳥獣対策事業であります。今年度はクマの出没件数が大きく減少しておりまして、10月末現在では32件であります。前年度の148件と比較しますと、約8割の減少となっております。当市で昨年実施した六日町小学校脇の河川敷のやぶ刈りについては、今年度は六日町商工会青年部の皆さんから自発・自主的な申出がございまして、ボランティア活動で草刈り作業を行っていただきました。大変ありがたいことでありました。周辺住民の安全につながるものであり、当然小学校も位置しております。大変感謝しているところであります。この場を借りまして改めて御礼を申し上げたいと思います。今後も、降雪期に入りクマ出没の危険性が少なくなる時期まで、関係機関と連携して被害防止に努めてまいりたいと思います。

地盤沈下対策事業について申し上げます。昨冬は記録的な大雪でありましたが、今冬も、ほぼ例年並みの降雪予報となっております。多くの地下水の利用が予想される状況であります。沈下量を目標の数字に抑えるため、12月1日から地下水変動データをウェブサイトですぐ更新し、FMゆきぐにの放送や、広報車で巡回広報などによりまして、さらなる節水意識の醸成を図り、地盤沈下の抑制に努めてまいりたいと思います。

今年度の上半期におけるごみの量について申し上げます。可燃ごみ、不燃ごみともに搬入量では、前年度比でほぼ横ばい——これは可燃が3.4%、不燃1.5%の微増であります。このような状況です。このうち家庭系ごみは若干の増加傾向となっておりますが、事業系ごみについては、前年度並みのごみ量には至っていないことから、新型コロナウイルス感染症による影響が継続しているものとみております。

また、可燃及び不燃ごみ処理施設の延命化の対策については、これまでの点検結果や定期修繕の状況に基づく対策工事を行っておりまして、引き続き安定稼働に努めておりますのでよろしく申し上げます。

次に、都市基盤について申し上げます。

道路関係の社会資本整備総合交付金事業及び国庫補助道路事業については、9億6,107万円、このうち国費は5億8,881万円です。この配分が当市にございまして、10月末現在で除雪費を除いた発注率では、75.7%となっております。なお、令和2年度繰越予算を加えた発注率では、80.2%となっております。年度内の工事完了に努めてまいっておりますのでよろしく申し上げます。

国の直轄道路事業について申し上げます。国道17号六日町バイパス、延長5.1キロメートルのうち、余川地区の0.8キロメートル区間が9月30日に開通しました。供用区間が2.5キロメートルとなったところです。この開通に先立ち、地元関係者の皆様を迎え、コロナ禍でありましたので縮小ですが、ウォーキングイベントを開催したところであります。

この区間の開通により車両通行の流れに変化がでてきております。南魚沼市民病院への搬送時間の短縮にもつながることから、まさに命をつなぐ道として期待されるところです。

このほかに、同じく国道17号浦佐バイパス、延長は6.6キロメートルであります。魚沼市虫野地区の1.0キロメートル区間が12月11日に開通する予定であります。供用区間が5.0

キロメートルとなります。今後とも両バイパスの早期全線開通に向け協力してまいります。魚沼側が終わりますので、今度はまさに南魚沼側の工事が本格化してくるということでございます。

水道事業につきましては、発注しました舞子配水池耐震補強工事や管路工事は順調に進捗しています。非常用水源の開発であります。完了しました中之島地区の井戸の取水能力が比較的大きいことから、塩沢地域における新規水源の拠点に位置づけさせていただき、複数の配水池へ供給が可能な井戸運用ができる機能を反映させた設計業務を委託しています。

また、10月に和歌山県で発生しました河川に架かる水管橋の崩落事故がありましたが、厚生労働省及び新潟県の指導がありまして、主要な水管橋の緊急点検を実施しているところがあります。

下水道事業について申し上げます。新潟県との広域化事業である農業集落排水の流域下水道への接続工事として、中之島地区の接続工事が完了したことから、11月末日で大里・大木六・舞子の各農業集落排水処理場を廃止いたしました。このほか、城内地区では汚水管の埋設工事を行っており、浸水対策事業の寺裏雨水幹線改修工事、及び老朽化対策と不明水対策を兼ねたマンホール蓋更新工事も順調に現在進捗しておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、産業振興について申し上げます。

農業振興について先にお話をいたします。令和3年産水稻の作柄概況、9月25日現在であります。公表されて、全国の1反歩、10アール当たり予想収量は539キログラム、前年に比べ8キログラム増、作況指数は100の見込みであります。県内ではこの10アール当たりの予想収量は、前年比で33キログラム減の509キログラム、作況指数は96、やや不良となる見込みであります。魚沼地域では前年比55キログラム減の10アール当たり487キログラム、作況指数96と見込まれています。

しかしながら品質面では、市内JAの集計によるコシヒカリの1等米比率であります。カントリー集荷分を含めて93.8%ということであり、登熟期の異常高温がなかったことから平成23年以来の1等米比率90%以上の品質を確保することができ、喜んでおります。しかし、9月中旬以降、高温乾燥が断続的に続いたということから心配しましたが、やはり胴割粒が生じたということから、一部格落ちが発生しています。今後も需要に応じた米生産を継続するとともに、最高級ブランド米の産地として、消費者から求められる高品質・良食味な米作りの推進と販売促進活動に、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

林業振興について申し上げます。森林環境譲与税を活用しまして、適切な森林の経営管理を進めていくため、大和地域の東地区で航空レーザー計測と森林基本計画策定の業務委託契約を行いました。今後、持続可能な森林管理を進めるための骨子となる林業ビジョンの策定に取り組んでまいります。

観光振興について申し上げます。5月から新型コロナワクチンの接種済者に対し、市内の温泉施設で利用できる市民向け温泉利用券を配布しています。11月末現在で1万5,710枚が

利用されています。また、この取組の効果を加速させるため、7月1日から開始、実施しました市民向け温泉利用券配布に合わせた観光事業支援補助金につきましては、10月末現在で3件の組合等に対する交付決定を行いました。温泉施設側からも宣伝・誘客キャンペーンに取り組むことで、さらなる利用促進と消費活動の活性化に努めています。月がこちらに近づくにつれて大変多くの利用率の向上になっていることをご報告させていただきます。

昨年に続き進めています観光誘客キャンペーン、南魚沼市宿泊者限定雪恋プレミアム旅行券、いわゆる雪恋であります。これにつきましては予約を11月1日から、また利用を12月1日から開始しています。引き続き市内の宿泊施設や飲食店などに対して感染予防対策の徹底を求めながら、市内への観光誘客を進めてまいります。

商工振興について申し上げます。6月から販売しました南魚沼市プレミアム付商品券——地域振興券であります。9月末で57,497冊を市民の皆様からご購入いただきましたが、販売予定冊数に余裕があったということから、10月18日から追加販売を開始しています。12月3日までに5億5,416万円超の換金がされているところでもあります。令和4年1月末の使用期限に向けまして、利用率、換金率が上がるよう取り組んでまいりたいと思います。

また、9月に県が発出した営業時間の短縮要請、いわゆる時短に対しては、多くの事業者の方々からご協力をいただきました。ご協力いただきました事業者には、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を給付し、併せて新型コロナの影響を受けている市内事業者向けに、南魚沼市がんばる事業者特別支援金などの給付金支援を行うとともに、市内商工会による飲食店利用促進事業として、よってらっしゃいキャンペーンによりまして、飲食店の誘客支援も進めています。今後も社会状況の変化などを見ながら、必要な支援について迅速に取り組んでまいりたいと考えております。

イノベーション推進事業であります。10月8日に株式会社アルプス技研創業者で最高顧問にお就きの松井利夫様からご講演をいただくとともに、この事業の中間報告を行ったチャレンジ支援補助金の採択者——5名の方々がいっぱいですが、この激励をいただきました。また、11月15日にスタートアップアクセラレーション南魚沼の第2回を開催するとともに、次年度に向けたチャレンジ支援補助金の募集を開始しております。起業家育成、そして事業創発拠点として、六日町駅の1階を、株式会社スノーピークビジネスソリューションズの企画提案を基に、整備を進めています。引き続き地域産業の競争力の強化や、また稼ぐ力を高める人材の育成に努めてまいりたいと考えています。

ここに書いてございませんが、六次化産業がいわれて久しいわけでありませけれども、いろいろな取組がされてきました。つい先週の金曜日、にっぽんの宝物 新潟南魚沼大会——これは全国組織になっておりまして、日本海側の都市としては初の開催となりましたが、手挙げをし、誘致させていただきました。全国大会に進む皆さんがここで選ばれ、市内の業者の皆さんが大変頑張っている姿を見て感激したところでもあります。その後は全国大会を勝ち抜けると、世界大会も用意されているというすばらしい大会であります。努力していただくよう、本当に期待しているところであります。

次に、行財政改革・市民参画についてです。

マイナンバーカードの申請に関する手続です。庁舎の窓口に出向かずに企業さんや団体、そして行政区の皆さんなどに市役所職員が出向いて受付を行うという、マイナンバーカード出張申請受付を開始しました。

魚沼地域定住自立圏については、魚沼地域定住自立圏共生ビジョン懇談会を開催して、第2期共生ビジョンについて承認をいただきました。10月29日に第2期共生ビジョンとして公表したところであります。医療、教育、産業振興、市民生活など、幅広い分野で連携事業を、引き続き2市1町で協力して進めてまいります。

雪資源活用事業について申し上げます。舞子地区の貯雪場に2,000立方メートルの雪を保管しておりましたが、誠に残念ながら東京2020オリンピック・パラリンピックが無観客での開催となったことから、これを使うことがなかなかできなくなりました。急遽ワクチンの第1接種センター、五日町雪国スポーツ館であります。ここの雪冷房源として、ほぼ全量を活用させていただきました。夏季の暑さやワクチンの冷却対策として有効性が確認できたとともに、各種メディアにも多数取り上げられたということから一定のPR効果を上げたものと考えております。

令和3年度一般会計補正予算（第9号）及び一般会計補正予算（第10号）を専決処分しましたのでご報告させていただきます。

この補正予算（第9号）については、11月12日付で専決処分としました。新型コロナウイルスワクチン接種事業については、国の負担金及び補助金の2回目までの接種に対する追加交付の配分と、3回目の接種に係る交付見込額が示されたため、早急に体制を構築する必要があると判断したことから、2億3,495万円を計上したものであります。2回目までの分は、若年層の接種率の向上のため、12月中旬まで夜間接種を実施する経費として、また3回目については、12月からの開始に向けて、医師、看護師等の人件費のほか、会場整備や接種券の発送に係る経費など本年度執行分を、それぞれ歳出に計上したものであります。

一般会計補正予算（第10号）については、11月26日付で専決処分としました。26日の閣議において、18歳以下の子供に対する10万円相当の給付——子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金であります。これに関し新型コロナウイルス対策予備費を財源として、年内に中学生以下に現金5万円を先行給付することが決定されたところです。これを受けて速やかに準備を進める必要があることから、給付に必要な経費3億2,095万円を計上しました。詳細については、この後の議案の提案理由の中でご説明申し上げたいと考えております。

次に一般会計補正予算（第11号）であります。

主な内容としては2つ。まず、第10弾となる市独自の新型コロナ対策事業であります。冒頭で申し上げたとおり、この感染症の新規感染者数は劇的に減少はしていますが、市内経済の活性化に対しては、今しばらく行政的な支援が必要であると考えております。特にスキー産業に関しましては、一昨年異常少雪から昨年の緊急事態宣言などにより、2シーズン続けて非常に厳しい経営状況に置かれてまいりました。また、この業態については、プレミア

ム付き商品券や宿泊券といった、これまで市が行ってきた経済支援策による効果が及びにくいということから、スキー産業に対しては、これに特化した支援策を講じる必要性を私は大変強く感じてきたところでもあります。このため、今回、市内のスキー場においてリフト・ゴンドラなどの索道事業を行う8つの民間事業者に対し、運営する索道の規模、本数に応じて算定した支援金を交付することとし、6,830万円を観光振興事業費に計上しました。この財源としましては、財政調整基金から6,500万円を充当させたいものであります。

また、病院事業対策費、これは事業会計等繰出金に当たりますが、ここに3億3,000万円を計上しました。

今年5月に策定した医療のまちづくりに関する基本的方針に基づき、市民病院群の経営改善等の取組に着手したところでもあります。今後、その具体的な成果を生み出すためにも、次年度予算の健全性を担保する必要があるという判断から、資金不足が見込まれる部分に対しまして、改革実現のための投資、次のステップに踏み出すための準備資金として繰り出すものであります。歳入と歳出を精査して、財源の捻出に努めてまいりましたが、なお不足する分として8,500万円を財政調整基金から充当することとしたいと考えております。

歳出では、このほか、ふるさと納税の申込みが昨年比約137%と大変好調であることから、返礼等業務委託料など、ふるさと納税推進事業費に7億5,189万円を追加計上させていただきました。また、現在の原油価格の高騰は大変深刻であります。これによる燃料費などの上昇が続いているという状況を見て、可燃ごみ処理施設運営費の燃料費等の不足分として、2,500万円を計上したほか、市立学校や庁舎関係等についても必要な額を措置したところがあります。

ふるさと納税について補足します。11月末現在の数字であります。お申込み、ご寄附の件数が7万3,424件、寄附額合計で22億4,390万円。昨年比で136.9%となっております。大変ありがたく思っております。

歳入では、固定資産税に係る家屋と償却資産の伸びを見込みまして、1億1,000万円を追加計上しました。また、普通交付税の交付額の確定によりまして、2億4,196万円を追加、臨時財政対策債を9,210万円減額して計上したところでもあります。

以上によりまして、歳入歳出総額にそれぞれ12億5,254万7,000円を追加して、総額全体では350億6,749万6,000円としたいものであります。

また、記載されておられません追加いたします。急遽ではありますが、灯油価格の急激な上昇を受けております。厳しい生活状況にある生活困窮世帯の皆様に対しまして、緊急的に冬期間の灯油購入費の一部を助成する事業の実施を予定させていただきたいと考えております。この12月定例会に追加議案として提案させていただきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

昨年から続きますコロナ禍であります。10月以降、感染者が全国で減少しまして、一定の収束を見せ始めていますが、11月28日には、令和2年5月3日から約1年半にわたり延期を繰り返して、待たせてしまいました。令和2年度成人式を滞りなく挙行することができまし

た。大変うれしく思います。新成人の皆さんやご家族もこの晴れの日を待ちわびていたことだと思いますが、ようやく開催できました。申し訳なくも思ってまいりましたが、安堵しております。

明るい方向が見え始めたことはそのとおりであります。いわゆるブレークスルー感染の発生も予断を許さないという状況もございます。一度感染が広がると、この狭い南魚沼市内には経済にもたらす影響なども含め、非常に大きなものとなるかと思っております。加えまして、今月から冬期のスキー観光が始まります。新型コロナウイルス感染症の第6波を防止すべく、ワクチンの第3回目の追加接種を進めることで、市内経済の正常化に向けての取組を力強く進めてまいりたいと考えているところです。

今後も多くの課題に向き合いながら、自ら先頭に立たせていただきまして、次の代に向けた取組を進めてまいりますので、市民の皆様からも、議会の皆さんからも格段のご支援をいただき、ご理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お願いを申し上げまして所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議 長 以上で、市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第5、報告第11号 所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を行います。議会運営委員長・塩川裕紀の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長 おはようございます。それでは、議会運営委員会に付託されました継続調査の結果について報告いたします。期日は令和3年11月26日。委員の出席状況は7名全員出席、正副議長からも出席いただきました。

調査の内容であります。執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、12月定例会の会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。調査事項であります。1点目、令和3年12月南魚沼市議会定例会の運営について。2点目、閉会中の議会運営委員会の開催について従来どおり申し出ることといたしました。3点目、その他では副議長の委員外委員について、議会運営委員会メンバーに副議長がいない場合は、従来どおり会議規則第117条により、委員外委員として出席いただくことと決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、所掌(所管)事務に関する調査の報告について(継続調査)を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の陳情を除く付議事件は、会議規則第37条第

3項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の陳情を除く付議事件は、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第6、陳情第4号 新型コロナウイルス罹患後と同ワクチン接種後の健康状態調査についての陳情を議題といたします。

陳情第4号を社会厚生委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第7、第24号報告 専決処分した事件の承認について（令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第24号報告 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第9号）につきまして、11月12日付で専決処分いたしましたので、ご説明を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルスワクチン接種事業については、国の負担金及び補助金の2回目までの接種に対する追加交付の配分、そして3回目の接種に係る交付見込額が示されたもので、合わせまして2億3,495万円を計上するものであります。2回目までの分は、若年層の接種率の向上のため、五日町の雪国スポーツ館で12月中旬まで、いわゆる夜間接種を実施することとしておりまして、その経費を含めて、年度末までに見込まれる所要額を計上したところで

す。3回目については、12月以降、病院従事者から開始することとしていますが、一般の市民の皆さんの高齢者については、新年1月以降、医療機関での個別接種を主として実施することとしています。3月以降につきましては、集団接種も併用しながら実施していきたい、またその必要があると考えておりますので、医師、看護師等の人件費のほか、会場整備や接種券の発送に係る経費など、本年度の執行分を歳出に計上しているものであります。

いずれも、早急に体制整備を図る必要がどうしてもあるということから、専決処分したものでありますのでよろしく申し上げます。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ2億3,495万5,000円を追加して、総額を334億9,399万5,000円としたものであります。詳細につきましては、総務部長に説明をさせますので、よろしくご審議いただきまして、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長　それでは、第24号報告　専決処分した事件の承認について（令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第9号））について詳細説明を申し上げます。

事項別明細書で説明申し上げます。10ページ、11ページ、2の歳入をお開きください。上段の表、14款1項3目衛生費国庫負担金、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金（3回目接種分）が7,692万円。下段の表、14款2項3目衛生費国庫補助金、説明欄の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金が1億803万円。これは2回目までの接種に係る経費の追加交付分であります。その下、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金（3回目接種分）が5,000万円。3回目の接種分は、負担金と補助金を合わせますと1億2,692万円という金額になります。

めくっていただいて12、13ページであります。3の歳出であります。4款1項4目保健衛生費の予防費に、2回目、3回目の経費を合わせて計上しております。この補正以降、この歳出の説明欄に節番号を振ることといたしましたので、左側の各節の金額の内訳としてご覧いただきたいと思っております。

2回目までの分は、市長が申しましたように、若年層の接種率向上のため五日町の雪国スポーツ館で12月中旬まで夜間接種を実施することにしておりまして、その経費を含めまして年度末までこれはずっと続きますので、その必要となる経費を計上しております。3回目につきましては、2回目接種後、今は8か月という経過の中で考えておりますけれども、12月以降、病院従事者から実施することとしております。その後、1月以降になりますが、高齢者の方々について、順次実施してまいりたい。3回目の接種は、医療機関での個別接種を主としながら、集団接種も併せて実施する必要があると考えておりますけれども、集団接種は雪が落ち着いてから、天候が落ち着いた3月以降、毎週末、土日に今の五日町の雪国スポーツ館で行いたいと、今、そういう計画で考えております。

歳出の主な項目としましては、1節任用職員報酬は、3回目接種に係る医師及び看護師等の人件費であります。その下3節常勤職員手当等は、集団接種会場及びワクチン対策室等の職員の時間外勤務手当などです。その下11節郵送料は、3回目の接種に係る接種券等の郵送料であります。12節各種業務委託料は、コールセンターの委託料でありますし、その3行下、電算システム改修等業務委託料は接種券発行に係るシステム改修費。その下、予防接種委託料は、3回目の個別接種を行う医療機関に対します委託料であります。その下、ワクチン接種常設会場誘導業務委託料は、集団接種会場におきます誘導業務を、市の観光協会さんに委託しているその経費であります。13節タクシー等借上料600万円を計上しておりますけれども、3回目の接種に係るいわゆる個別接種会場——病院、クリニック等でありまして、こちらに行って帰ってくるというその交通手段。これにいわゆる交通手段に乏しい方々、生活弱者という方々もいらっしゃいますけれども、そういう方々のために、タクシーの借上げを行うという計画であります。往復6,000円×1,000人分を計上したところでございます。

以上で、第24号報告の説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2点ほどお願いしたいと思います。支出のほうで13節の会場借上料。今、雪国スポーツ館でやっていらっしゃると思うのですが、この800万円がどういう内容なのか教えてもらいたいと思います。

それから、14節施設修繕工事費、現在もこれは夜間接種も含めて集団接種を進めていると思うのですが、この1,900万円の修繕は、どの辺を想定していらっしゃるのか少し教えていただければと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 まず会場の借上げのほうですけれども、ご存じのとおり、第1接種センター雪国スポーツ館のほうで行っているのですが、検討の中で、もう少し六日町のこちらといますか、近いほうのある施設を検討しておりまして、市民の皆さんにより利便性のいい会場ということで検討している最中なので、今、どこの場所だということは申し上げられないのですが、それを想定した中での会場の借上料ということであります。

修繕のほうですけれども、一、二回目、第1接種センター、第2接種センター、それらをこの所要額要望のときには3回目接種というところがまだ情報がなかったわけですが、その中で終わりに近づいていって会場を閉鎖するというようなところで、もろもろかかるだろうというような積算をしているところでございます。

以上でございます。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2点お伺いしますけれども、11ページの歳入の部分で、3回目接種分として14款で7,600万円、1項の国庫支出金の負担金ですね。それから2項の補助金で3回目で5,000万円と、両方で1億2,000万円ちょっとであります。これは3回目ということになりますけれども、何人ぐらいを想定してこれぐらいの金額が来るのかということが分からない。これは令和3年度に実施する分でありまして、これが持ち越しになって来年度にいく部分もありますけれども、大体何人分ぐらいを想定して来るのかということ。

それから、14款2項国庫補助金の中の2回目の追加交付金の部分であります。確か2回接種完了が87%ぐらいまで今いっているかと思っはいますけれども、1回目もまだ100%には達していないということでもあります。これについては今まで実施した分で、実はこれだけ不足しているから交付金が来るという考えなのか。あるいは未接種の方たちの分で1億円くらいと考えているのか、そこら辺の説明を願います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の何人想定かということですが、この所要額見込みの県とのやり取りの中では、2,100回（当日訂正発言あり）を想定してございます。2,100回（当日訂正発言あり）に対しての負担金。それから……（何事か叫ぶ者あり）はい、それは全体です。これは今年度分、すみません。

それから、もう一点の未接種の方々……。これも先ほど市長の説明の中にありました、夜間接種ということでやっておりますし、また未接種の方々にダイレクトで通知をお出しした中で、考えていただけませんかということで出しているのですけれども、その方々に対してまだまだ接種の勧奨をしようということで検討しまして、ウェブのほうでもトップページのところへ、これからも接種を考えてくださいというようなことで勧奨しているところです。そういった方々への接種分ということがあります。

以上でございます。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 13 ページの 13 節の会場借上料とタクシー等借上料の部分です。今日、私も朝見たら、市長がマスコミに出られていて、一生懸命市民の皆さんに安心というか、南魚沼市の意気込みというものを説明されていたのを心強く見させていただいた一人ですけれども。その中を見ますと、障がい者の方と運転免許を返納した方というふうな説明をされていましたが、もっと詳細というか、障がいという方でもいろいろな部分、個々によって全部違うわけでありまして。どこの部分までをそのような対象として考えておられるのか。人員的には 1,000 名の人を対象というご報告が今ありましたけれども、その部分についてお聞かせいただきたいと思っています。

もう一点は会場費の部分であります。いくら今 10 分の 10、国が補填してくれているとはいえ、いろいろ経費がかさんだ中での部分も私は大事になってくると思います。やはりこれだけの金額があるということは、かなりの部分の——大体推測する場所かとは思いますが、そういう経費の部分もいくら国の資金とはいえ、いろいろ総合的に考えていかなければいけないかと思っています。その点の考え方をお聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1 点目の障がい者の方々も含むタクシー利用の関係です。今現在、福祉課とのやり取りをしている最中でどこまでというのはあれですけれども、全体といたしますか、障がい者手帳をお持ちの方で、ご自身で会場まで行くのがなかなか難しい方は全て対象にしようということで、今、精査しているところです。対象とすればそういう方々を考えているところでございます。

それから会場費の考え方ですけれども、おっしゃるとおりですが、所要額要望のところですね……例えば 1 回目、2 回目の接種の部分につきましては、所要額要望のときに県のほうからも、これは最後の所要額要望に関わることなのでその辺は不足することのないようにということで、ある程度余裕を持った中で積算しているということです。会場費についてもそういった積算をした結果でございます。

以上になります。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 タクシーの部分に関しては、今後、詳細について丁寧なる説明があると思いますので、知らなかったということがないように形で、多分、進めていただけるかと思

ています。例えばタクシーを利用しようという部分で、すごくいい発想かと思うのですけれども、今、市民の方から多く耳に入っているのは、やはりデマンドカーという考え方であります。この部分で1人という人だけをするのか、例えば同じ地域だったら乗り合わせをするのか。そういう部分も今後の新しい交通機関の生活弱者の考え方ではないかと思っておりますけれども、その点どのような踏み込みがあるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 中沢議員がおっしゃるとおり、まさにその内容で、市長からの非常に強い指示によりまして、タクシーということで計上させていただいたわけです。デマンドカー、まさにそれです。経費の関係もあるのでお一人お一人ではなく、その地域といいますか、そういう方に相乗りということで検討します。ただ、障がいをお持ちの方については、いろいろな障がいをお持ちの方がいらっしゃるのですが、一緒に乗るのがなかなか難しい範囲の方もいらっしゃるのです。障がいの担当のほうからそれはヒアリングしてはいますが、そういう方々はお1人の乗車ということになるかと思っておりますが、健常者の方につきましてはデマンドカー、議員のおっしゃるとおりのそういったことを想定してございます。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 3点お伺いします。新人議員で恐らく分かっていない部分があるのかと思っておりますけれども、この2億3,000万円というお金は、そもそも国から、あなたの自治体はこういう規模だからこれぐらいですよ、と言われていたのか、こちら側から2億3,000万円が必要ですよ、というのか。そのシステム、その背景が分からなくて。まず、2億3,000万円と出されてそれからこちらが決めるのか。

その部分を教えてほしいのと、2点目ですが、電話料に約500万円が歳出として出ていますけれども、コールセンターもさらに360万円出ているので、この電話料の500万円というのはコールセンターとは別だと思っておりますが、これはどういった経費なのか。

3点目が12節のワクチン接種常設会場誘導業務委託料2,400万円。これももしかしたら私が議員になる前に説明があったのかもしれませんが、観光協会ということですが、この委託料はどういった経緯で観光協会に委託することになったのか。その経緯というか、入札があったのか、どういった経緯だったのかお知らせください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の国から来るのか、あるいはどうなのかという2億3,000万円の件ですが、どの補助金も同じかと思うのですけれども、所要額の調査——今回は何回も何回も来ているのですが、その自治体の規模によって違いますので、どのぐらいの接種を想定して、どのぐらいかかるのか。あるいは会場設備については、これは本当に個々の自治体によって違いますので、そういった所要額の調査が県を通じてきます。うちの市ではこういった案件でこういったものでかかります、という積算見積りといいますか、そういったものをお出しした中で、国、県を通じまして内示といいますか、額の交付に至るといような、そう

いった流れでございます。

それから、電話料の関係です。電話料の関係は、コールセンターはおっしゃるとおり別でございまして、通常の日々のやり取りの中で、額は先ほど申し上げたように、最終必要額ですので、少しプラスアルファしているところもあるのですが、その日々のやり取りですね。非常にそれぞれの新たなといいますか、ワクチン接種がスタートしますと、市民の方から非常に問合せも多ございます。限られた対策室の中でその場ですぐ答えられればいいのですけれども、そうではない部分が非常にあると、何回かやり取りをするというようなこと。あるいは県や国への照会とか、いろいろなことがあるので、そういった電話料として、少し額は大きくしてあるのですが、計上してあるということでございます。

それから、最後の3点目、委託料の会場の誘導。当初第1回目の接種の各小学校の体育館で行った高齢者の方々の接種のときには、当然市の職員が総動員で出たり、あるいは委託するそういう請負の業者さんがいたので、そこへまずはお願いしたりしていたのですけれども、だんだんその内容が私どもも分かってきた中で、やはり地元の方々にそういった誘導をお願いできないかといったところ、観光協会のほうへ委託という流れになりまして、非常に観光協会の方々ですので、接客というノウハウは非常に高うございます。そうした中で、こういった内容で、こういった誘導をしてくださいということで、人も変わりますので、当然朝の毎日のミーティングでもお願いしたり、そうした中で非常にこれはよかったと、地元にお金を落とすことでもよかったと考えています。そういった流れで観光協会というような委託に至ったわけでございます。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 観光協会の件ですけれども、地元の経済にお金を回したい。接客ができて地元の経済、地元の団体というのはたくさんあると思うのです。その中で観光協会をこちらから指名したのか、どこか手を挙げてくださいますか。その説明がなかったのもう一度お願いできますか。質問したことに答えてもらわないと、僕は3回しか質問できないので、1回の質問でやってもらえるとすごい助かるのですけれども。

あと、タクシーの600万円の件ですが、国から示された額で——調査でやるということは、前回よりもさらに600万円……

○議 長 黒岩議員、1回目の質問でその質問をしていないので再質問に当たりません。電話のことは言いましたけれども、タクシーのことは言っていないと思います。再質問なので1回目にした項目で。今、3番目の項目をお聞きになっておりますので。

○黒岩揺光君 分かりました。では、観光協会のほうをお願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 先ほどお答えしました、ある業者さんに誘導や何やらも含めてお願いしていたのですが、実際お願いした中でその業者さんが、観光協会の方々を、誘導の部分とかほかの部分もそうですけれども、実績としまして下請といたしますか、お手伝いしていたとこ

ろなのです。そこで今度は直接そこへ頼もうではないかということでお願いした、そういった経緯がございます。入札等はかけておりませんで、そこでの随意契約というようなことでございます。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 前回はそういった頼んでいた人がたまたま観光協会の方だった。この人たちがよかったから観光協会ですけれども、今回また新しくお金が入ってきて地元の経済に回して、接客ができる団体というのはたくさんあると思うのですが、また観光協会なのですか。何で今回は手を挙げる人はいませんか、みたいな感じで、もう少し公正公平なやり方でやろうとは思わなかったのでしょうか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今ほどお答えしましたのは、1、2 回目のほうの——実際はいわゆる 2 回目のほうですけれども、そこで先ほどの経緯で観光協会の方へお願いしたということです。今度の 3 回目につきましても、当然観光協会も含めて市内で——ただ誘導のほうではそれらにたけた方といいますか、3 月から実際、集団接種が始まるわけですけれども、いろいろな方々がいらっしゃいますので、そこら辺は先を読んでご案内するとそういったことにたけている方々。観光協会も含めてそれらを今、検討しているところです。

まだ 3 回目は観光協会に決めたということではございません。当然、今は予算の話ですので、決めていることではございませんが、そういうものも含めて委託先を決めていきたいというふうには考えております。

以上です……（何事か叫ぶ者あり）予算でありますので。専決ですけれども予算です。ここで契約ということには、実際はまだ至ってございません。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけお願いします。今の前者の皆さんの質問に関連するところがありますので。施設修繕工事ですけれども、質問の答弁の中では、今までの第 1、第 2 会場を閉鎖するに当たって、いろいろ原状復帰があるのでしょうか。そういうところにもかかるだろうからということでしたのですけれども、その関係と、また新たなところを考えているということがありますが、その新たなところにもやはり施設整備的なことがかかるのかということところが 1 点。

すみません、2 点でした。もう一点がワクチン接種の会場誘導を——今、出ましたけれども、会場誘導で今までの経験を生かしながら観光協会というようなこともありました。職員さんが大変だったのでそれは私はいいのですけれども、ただ、誘導も大変ですけれども、会場設営も非常に今まで大変だったと思うのです。その会場設営も含んだ——2,400 万円ですか——それも含んでいるのか。会場設営、撤去設定、そこら辺はまた別予算が出てくるのかということところだけ。すみません、2 点でしたけれども。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長　　まず、1点目の施設修繕工事の関係ですが、議員が言われた——先ほどの答弁も一部入りますけれども、今検討しているもっと利便性のいいところというの、当然そういうのも出てくる想定でございます。それで計上してございます。

2点目の、当然設営も、3回目接種ということで今検討しているところでは、設営というの、出てこようと思います。ちょっとそこら辺が明確に言えなくてあれですけども、設営費は当然かかってきますが、職員も導入した中での設営ということになるかと思えます。ご存じかどうか、2回目接種での第1接種センター、雪国スポーツ館では設営は一部業者さんに入っていました。ある意味職員で手間をかけてというところもございましたので、同様に設営については職員でできない部分は業者さん、というようなことで考えております。

以上です。

○議　　長　　13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君　　ちょっと説明が、私の聞き取りがまずくて分からなかった面があるのですが、常設会場の誘導の関係で、設営も職員ができるところはできるし、業者をお願いしなければならないとか、お願いしたいというようなことです。多分、これは12節のところになると思うのですが、今までの、特に集団接種の場合の会場設営は、職員さんがあれだけのことをやっているのではなくて、多分、業者委託ですよね。そこら辺の費用がこのワクチン接種常設会場誘導業務委託料の中に含まれているのか。あれはシートを貼ったり、撤去したりいろいろ大変だと思うのですが、そこら辺はこの中に含まれているのか、新たに出るのかというところをちょっとお聞きしたいのです。

○議　　長　　福祉保健部長。

○福祉保健部長　　設営につきましては、科目的には委託料のほうでその設営も含んでございます。議員が言われる市の職員では難しいだろうというのは、スタート時の小学校の体育館で行ったいわゆる1回目の高齢者の接種。あれはもう日曜日ごとに順次場所が変わっていきましましたので、あれは職員では無理でしたが、雪国スポーツ館、あるいは上田の第2接種会場、それらについてはシート張りとかそういうのは業者さんをお願いしたところも一部あるのですが、職員も行って、実際私も行きましたでどうのこうのというやり取りをした部分もございます。ですので、その内容によってちょっと違うということ。設営につきましては委託料の中にそれも含んでいるということでございます。

以上です。

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 24 号報告 専決処分した事件の承認について（令和 3 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 9 号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 24 号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を 11 時 15 分といたします。

〔午前 11 時 00 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 16 分〕

○議 長 先ほどの寺口友彦君に対する答弁の中で誤りがあったということで、福祉保健部長から再答弁があります。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 先ほどのやり取りの中で、何人の接種人数を想定しているのかという、桁を私が一つ間違えてしまい申し訳ありません。私が 2 万 1,000 人を 2,100 人と言っていました。訂正しておわびいたします。申し訳ありません。

○議 長 日程第 8、第 25 号報告 専決処分した事件の承認について（令和 3 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 10 号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 25 号報告であります。令和 3 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 10 号））について、11 月 26 日付で専決処分といたしましたのでご説明をいたします。既に報道等でご承知のことと思いますが、政府は新型コロナ関連の経済支援策としまして、高校 3 年生——これは満 18 歳以下であります。高校 3 年生までの子供 1 人当たり 10 万円相当——現金で 5 万円、クーポン券で 5 万円を支給する、子育て世帯等臨時特別支援事業の実施を、11 月 19 日に閣議決定しました。このうち、児童手当の支給対象である中学生以下の子供については、令和 3 年 12 月末までに現金部分の 5 万円の支給を行うように、11 月 26 日付で国から通知されたところです。

このため、年内に支給を行うためには、支給対象者への連絡やシステム改修など、早急に準備に着手する必要があると判断をさせていただきまして、国から通知された 11 月 26 日付で所要額について専決処分としたものです。

支給の対象者は、9 月 30 日の基準日現在では 6,356 人と見込んでおりまして、12 月末までに口座振込が完了するように現在、事務を進めてございます。歳入では国からの内示額 3 億 2,095 万 4,000 円を、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金に計上させていただき、歳出では同額を児童福祉費に計上しました。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額が 338 億 1,494 万 9,000 円としたものであります。よろしくご審議をいただきまして、ご承認を賜りますようお願いいたします。

なお、冒頭申し上げました、高校生部分と先ほどのクーポン券による支給部分については、国の補正予算の成立状況によっては、定例会の最終日に追加議案で上程をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 12 月末までの支給ということで本当に大変だと思うのですが、報道によりますと、児童手当等のシステムといいますか、制度なども使いながらということですが、6,356 人のうち振込先が既に把握できている方がどのくらいいて、これから新たに把握しなければいけないそういった方がどのくらいおられるのか。また、その把握の方法等、期限を決めて申告というわけにもいかないと思うのですが、その辺について少し教えていただきたいと思います。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今ほど説明にありました 6,356 人という人数は、現在児童手当をもらっていて、既に口座情報等をつかんでいるゼロ歳から中学生までの人数となっております。今後、口座の確認などが必要となる高校生については 1,395 人というふうに現在内定しております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 25 号報告 専決処分した事件の承認について（令和 3 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 10 号））は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 25 号報告は提出のとおり承認されました。

○議 長 日程第 9、第 82 号議案 令和 3 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 11 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 82 号議案となります。令和 3 年度南魚沼市一般会計補正予算

(第 11 号) につきまして、提案理由を申し上げます。

主な内容としましては2点。まず、第 10 弾となる市独自の新型コロナ対策事業であります。新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は劇的に減少していますが、市内経済の活性化に対しましては、今しばらく行政的な支援が必要と考えております。今、当市において求められている支援策は何か、その最も効果的な内容を、また時期についても、これまでも常に慎重に検討してまいりました。市内での消費回復に重点を置いた施策を実施してきたところであります。

一昨年、異常少雪、さらには昨年の緊急事態宣言などにより、特にスキー産業に関しましては、2シーズン続けての非常に厳しい経営状況に置かれています。この業態の皆さんについては、これまで市が行ってきた支援策の効果が及びにくいところから、特化した支援策を講じる必要性をこれまで強く感じてきたところであります。多くの雇用がこの業態の皆さんによって維持されていること、またその影響は地域問題化も含めて多岐にわたっておりまして、市内産業への影響も大変に大きいということから、今回、市内のスキー場においてリフトやゴンドラなどの索道事業を行う8つの民間事業者の皆さんに対して、運営する索道の規模、また本数などに応じて算定をさせていただき、支援金を交付することとしたいと思っております。6,830万円を観光振興事業費に計上しております。この財源としては、財政調整基金から6,500万円を充当することとしたいと思っております。

また、今年5月に策定した医療のまちづくりに関する基本的方針に基づいて、市民病院群の経営改善等の取組に着手していますが、今後、その具体的な成果を生み出すためにも、次年度予算の健全性をどうしても担保する必要があると判断しました。改革実現のため、資金不足が見込まれる部分に対し、次のステップに踏み出すための準備資金という強い意味合いで、病院事業対策費、これは事業会計等繰出金、ここに3億3,000万円を繰り出すこととしたいと思っております。歳入と歳出を精査して、財源の捻出にこれまで努めてまいりましたが、なお不足する分として8,500万円を財政調整基金から充当いたしたいと思っております。

また、ふるさと納税の申込みが前年比で130%を超える、好調であるということから、ふるさと納税推進事業費において、寄附金総額を42億円と見込み、返礼等業務委託料やウェブシステム使用料などの関連経費として7億5,189万円を計上しました。なお、歳入のふるさと納税寄附金には、これと同額を計上してございます。

このほか、歳出では、原油価格の高騰による燃料費などの上昇が続いている状況から、可燃ごみ処理施設運営費の燃料費不足分として2,500万円を計上したほか、市立学校、そして庁舎関係などについても必要な額を用意しなければならないという判断から計上させていただいたところであります。歳入では、固定資産税に係る家屋、また償却資産の伸びを見込みまして、1億1,000万円を追加。また、普通交付税の交付額の確定によりまして、2億4,196万円を追加。臨時財政対策債9,210万円を減額しております。

このほか、財産売却収入において、普通財産の土地、建物と不要物品の売却による収入も合わせまして4,672万円を計上しました。収支差額については、予備費から376万円を減額

するということで調整しております。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 12 億 5,254 万 7,000 円を追加して、総額で 350 億 6,749 万 6,000 円としたいものであります。詳細につきまして、総務部長に説明をさせますので、よろしくご審議を賜りまして、ご決定をいただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第 82 号議案 令和 3 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 11 号）について詳細の説明をいたします。12、13 ページ、事項別明細書の歳入からお願いいたします。1 款 2 項 1 目固定資産税です。現年課税分が 1 億 1,000 万円の増額になります。家屋、償却資産などの伸びを含めまして、収納見込額を精査したものであります。10 款 1 項 1 目地方交付税、説明欄、普通交付税が額の確定によりまして 2 億 4,196 万円の増であります。その下、14 款 1 項 1 目民生費国庫負担金、保険基盤安定負担金等も額の確定による増額。

2 項の国庫補助金、1 目の総務費国庫補助金の説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、令和 3 年 1 月から 3 月までに交付決定されました国庫補助事業の地方単独分、いわゆる補助裏分といわれるものですが、こちらに係る追加交付分の計上であります。その下、2 目民生費国庫補助金は、説明欄、児童手当システム改修事業補助金でありまして、児童手当等の現況届の廃止など制度変更に対応したシステム改修に対する補助金であります。

その下、3 目衛生費国庫補助金は、説明欄の疾病予防対策事業費等国庫補助金でありまして、健診データを電磁的形式で活用できるようにするためのシステム改修に係る経費の補助であります。その下、7 目教育費国庫補助金。小学校、中学校、特別支援学校費国庫補助金に、それぞれ学校保健特別対策事業費補助金が計上されております。詳細につきましては歳出で申し上げますけれども、新型コロナウイルス対策として各学校において顔認証機能のつきましたサーマルカメラを購入するというものであります。2 分の 1 補助になっております。

一番下、15 款 1 項 1 目民生費県負担金は、説明欄の 3 つの項目についてこれも額の確定によります増額であります。

めくっていただいて 14、15 ページ。2 段目の表になります、15 款 2 項 2 目民生費県補助金であります。説明欄の介護基盤整備事業費補助金は、社会福祉法人若葉会が整備をいたします認知症対応グループホームの開設準備経費補助であります。いわゆるソフトの部分に対する補助であります。その下、7 目教育費県補助金は、説明欄のスクール・サポート・スタッフ市町村支援事業補助金でありまして、スクールサポートスタッフ 2 人掛ける 4 か月分の補助。

それから、16 款 2 項 1 目不動産売払収入であります。説明欄の土地売払収入は、浦佐の旧市有天王町住宅跡地と旧上町エコ住宅の敷地であります。2 節の建物売払収入は、旧上町エコ住宅。それから 2 目の物品売払収入は、救急自動車 1 台、消防ポンプ車 1 台、小型ロータリー除雪車が 2 台ほかとなっております、官公庁オークションなどを活用した収入となっております。

その下、17款1項寄附金であります。1目一般寄附金で2件ございまして、明治安田生命保険相互会社様と、もうひとつ方でいらっしゃいます。ふるさと納税は、今年も好調でありまして、前年度比1.3倍ぐらいの伸びとなっております。返礼等業務委託料などの関連経費の歳出が不足いたしますので、歳出の見積額に合わせた分を、歳入に増額を計上しております。決算額で最終数字を載せるわけですが、昨年度の決算額が33億9,300万円ほどでありましたので、このままいくと42億円というぐらいの数字になるわけですが、これは締めてみなければ分からないものでございます。今は歳出に不足が生じる分だけ歳入に載せるという形で補正を組んでおります。

2目の指定寄附金であります。南魚沼のおいしい湧き水売上寄附金は、株式会社プリンスホテル様から、環境貢献に関する事業のためにということで、南魚沼のおいしい湧き水の売上げ1本について1円を令和3年度上半期分として、ご寄附をいただいたものでございます。ちなみに、これまでの累計の寄附金額は1,444万8,526円という金額になってございます。

その下、18款2項1目財政調整基金繰入金は、コロナ対策の支援事業、索道事業者に対する支援で6,500万円。それから病院事業会計への繰出金に8,500万円を充当するというものであります。

めくっていただいて16、17ページであります。21款1項市債であります。5目土木債の公共災害関連事業債は、市野江甲地区急傾斜地崩壊対策事業に対する財源。それから、8目の臨時財政対策債は、令和3年度発行可能額の確定に伴います減額であります。

めくっていただいて18、19ページ、歳出であります。2款1項総務管理費、2段目の4目ではありますが、車両集中管理費は、バス、除雪車等の修理見込額であります。その下、6目の財産管理費、説明欄丸、庁舎管理費の消耗品費はコロナ対策として消毒液などの追加分。それから燃料費は単価の上昇に伴います増額であります。その下の丸、庁舎等建物除却事業費は、塩沢庁舎の解体工事に際しまして、アスベスト含有分析調査を除却工事前に行う必要があるというもので計上したものであります。7目の企画費、説明欄の丸、ふるさと納税推進事業費は、好調な伸びに対しまして、年間寄附額を42億円と見込んで、クレジットカード決済手数料や返礼等業務委託料などを追加計上するものであります。8目地域開発センター及び公会堂費、説明欄の測量設計等委託料は、大巻開発センターの改修工事に関しまして、アスベスト規制の強化に伴いまして、検体の個数——サンプリングですが、これが増加したということに伴います増額であります。

3款1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費であります。説明欄丸、国民健康保険対策費は、記載しております3項目について、これも額の確定に伴います増額。3目の老人福祉費、説明欄の丸、介護保険対策費は、地域支援事業の通所介護相当が利用者の増によりまして繰出金が増額になったもの。その下の丸、介護基盤整備等事業費は、若葉会さんの認知症グループホーム開設準備経費補助であります。その下の丸、後期高齢者医療対策費は、保険基盤安定繰出金の額の確定に伴います増額であります。

めくっていただいて20、21ページ。2段目の表になりますけれども、3款2項児童福祉費、

2目の児童措置費は、説明欄丸、児童手当支給事業費でありまして、現況届の廃止、あるいは特例給付の所得上限限度額の新設など、制度改正に伴いますシステム改修業務委託料であります。

4款1項保健衛生費、3目健康診査事業費であります。説明欄の丸、住民健診事業費は、健康診査結果を電磁データ化して電子カルテでも利用可能とするためのシステム改修であります。マイナポータルで個人への情報提供も可能とするという内容であります。5目医療等対策費の説明欄の丸、病院事業対策費（事業会計等繰出金）であります。これは病院事業会計の不足分を補填するものでありまして、額的には当初予算と合わせますと約10億円規模、例年とほぼ同額のレベルということでありますけれども、既に本年5月に策定した医療のまちづくりに関する基本的方針に基づきまして、市民病院群の経営改善等の取組に着手したところであります。今後、その具体的な成果を生み出すためにも、次年度予算の健全性を担保する必要があるという判断から、資金不足が見込まれる部分に対しまして、次のステップに踏み出すための準備資金という意味合いで繰り出すものでございます。このうち8,500万円を財政調整基金から充当しております。

4款3項の清掃費、3目し尿塵芥処理施設費は、説明欄丸、可燃ごみ処理施設運営費の燃料費でありまして、単価の上昇によるものであります。同じく、光熱水費は前年度よりもその可燃ごみ処理施設の稼働日数が増えた——これは検査とか工事の関係で日数が増えたということでありますけれども、それによりまして予算不足となったものであります。6款1項の農業費、5目農地費であります。説明欄丸、国営造成施設管理体制整備促進事業費は、三国川頭首工のゲートワイヤーの張替工事に係る負担金であります。

めくっていただいて22、23ページ。2段目の表、7款1項商工費であります。2目商工業振興費は財源構成の変更。3目観光振興費、説明欄の丸、観光振興事業費は、これが第10弾となります市独自の新型コロナ対策事業でありまして、市内のスキー場においてリフト・ゴンドラなどの索道事業を行います8つの民間事業者に対しまして、運営する索道の規模、本数に応じて算定した支援金を交付するものであります。財政調整基金から6,500万円を充当しております。裾野が広く、市内経済に大きな影響を及ぼすスキー産業の担い手、中核を担う企業を直接支援するものであります。

ちなみに2人乗りのリフトは、1本80万円で、これが計36本。3人乗りのリフトと4人乗りのリフトそれぞれ100万円あります。3人乗りリフトは10本、4人乗りのリフトは13本。ゴンドラ、ロープウェイは1本当たり150万円。これは3本ございます。このほかに基本額として8社に100万円ずつという計算でございます。

8款2項2目道路橋りょう維持管理費、説明欄の丸、道路橋りょう維持管理一般経費は、年度内の登記業務の件数の推計に基づきまして減額するもの。その下の丸、道路橋りょう維持補修事業費は、12節が舗装補修のパッチングの経費、14節が舗装の打ち換えを追加する経費であります。8款3項河川費、1目河川総務費の説明欄の丸、河川補助・負担金事業は、災害防止関連で、県によります市野江甲地区急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金であります。

24、25 ページ。10 款 2 項 2 目小学校教育運営費、説明欄丸、小学校管理一般経費は、1 節から 8 節までがスクールサポートスタッフ 2 人を 4 か月間雇用する経費、合わせて 154 万円の計上。10 節燃料費は、単価の上昇によるもの。その下、修繕料は今後見込まれます校舎等の修繕料を追加するものであります。次の丸、小学校授業運営費は、国の学校保健特別対策事業費補助金、2 分の 1 の補助でありますけれども、こちらを充てて一般備品として、顔認証機能つきのサーマルカメラを購入するというものであります。

10 款 3 項 2 目中学校教育運営費、説明欄の丸、中学校管理一般経費と、次の丸、中学校授業運営費は、小学校費と同じ理由であります。3 番目の丸、要保護・準要保護生徒援助事業費は、要保護・準要保護認定生徒数が増加したこと、及び国の補助単価が上昇したことに伴います増額であります。

10 款 4 項 2 目特別支援学校運営費であります。説明欄の丸、特別支援学校管理一般経費と、次の丸、特別支援学校授業運営費は、小学校、中学校と同じ理由であります。

めくっていただいて 26、27 ページです。10 款 7 項保健体育費、2 目の体育施設費、説明欄の丸、体育施設整備事業費は、旧第二上田小学校体育館を雨天や降雪期でも、合宿、あるいは健康づくりを含めた様々なスポーツに利用できる施設に改修するための実施設計業務委託料であります。令和 4 年度におきまして地方創生推進交付金事業で実際に整備していきたいという計画でございます。3 目学校給食費、説明欄丸、給食センター方式事業費であります。10 節の燃料費は単価の上昇によるもの。修繕料は今後見込まれます経常的修繕経費を追加するものでございます。

14 款 1 項 1 目予備費は財源調整であります。なお、9 月定例会報告以降の予備費の充用額につきましては、11 月下旬までで 11 件、1,752 万円であります。主な内容を申し上げますと、八海山のバイオトイレの発酵槽の破損に伴います修繕工事に 498 万円。それから六日町駅西駐車場部分への消雪パイプの敷設工事に 454 万円。石打地区の放課後児童クラブの移転工事費に 257 万円などとなっております。

戻っていただいて 6 ページであります。第 2 表 債務負担行為補正。通学バス運行事業につきまして、年間、経常的に運行する通学バス等の業務委託について、運行開始の 1 か月前までに、運行計画等を陸運局に届出をしますと、陸運局が定める基準の約 3 割減で契約することができるという制度がございます。この制度を円滑に利用できるようにするため、令和 4 年度の業務を、債務負担行為によりまして 2 月中の入札としたいものでございます。額につきましては、新型コロナ対策等によります増便、あるいはルートの変更などによりまして、昨年度よりも 1,000 万円増えて 1 億円という金額になっております。

続いて 7 ページ、第 3 表 地方債補正でございます。歳入で若干申し上げましたけれども、普通交付税の交付額の決定によりまして、下から 5 段目であります臨時財政対策債の起債可能額が決定したために 9,210 万円を減額しております。それから、下から 2 段目、公共災害関連事業債を 40 万円増額しました。起債の合計を 9,170 万円の減とするものでございます。

また、別添であります但本日、令和 3 年度の新型コロナ感染症対応経済関係の支援策の一

覧表でございます。実施状況表をお配りしております。これは特別説明は申し上げませんが、お読み取りをいただきたいと思っております。

以上で、第 82 号議案の詳細説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

3 番・大平剛君。

○大平 剛君 2 点お聞かせ願います。まず歳入の 12、13 ページの固定資産税のところですが、これだけ上がったというところで、先ほど説明もありましたが、どういうところが上がったか、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

それから、歳出の 20、21 ページのところですが、病院事業対策費ということで、病院事業会計補助金ですが、このところで前も市長もおっしゃいましたが、次のステップにつながるためにということも言ってらっしゃいましたので、どこまでが不足分の穴埋めで、どこまでが次の事業のステップアップのための資金になるのか、詳しくその辺が分かりましたら教えていただきたいと思っておりますので、2 つお願いいたします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 固定資産税についてです。上がったというよりも、やはり昨年から——主な大きなことは家屋の分と償却の分で、おおむね半々ぐらいのイメージで捉えておりますけれども、特に償却の部分については昨年コロナ禍にありましたので、むしろ当初予算を少し低めに、新しい投資がそうそう生まれまいだろうという予測のもとで、小さめに計上していたものが、蓋を開けてみたらそれほど落ち込まなかったというのが償却の内容になります。

それと、家屋のほうの内容で大きなものとしましては、市のほうで評価を行っておられない非木造の、割かし大規模な施設、市内に昨年できた国道沿い辺りに幾つか大規模な非木造ができておりますが、そういったものが年内に完成するか否かというのが、そこら辺をどのように計上するかというのも非常に難しいところでありまして、そこら辺が予算のときには計上できなかったものが、年内完成ということで新年度から課税になっているというようなことで、結果的に増ということになっております。

以上です。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 3 億 3,000 万円のうちの部分が次のステップアップ、どの部分が不足部分かというご質問ですが、全体的に見まして、現在やはり病院で対応しております部分で資金不足が生じてきます。今後資金不足が生じる可能性があるものとしまして、3 月に償還を迎えます起債部分、それと最終的に材料費ですとか、その部分が不足してきますので、その辺を合わせまして次年度につなげるために、経営の健全化を図るために計上した金額でございます。

以上です。

○議 長 3 番・大平剛君。

○大平 剛君　　まず、1点目の固定資産税に関してはよく分かりました。つまり要するに思ったよりも投資が伸びたという感じでよろしいのだと思います。これもいろいろと市の皆さんが頑張っ、市の経済が落ち込まないように努力した結果でもあると思いますので、その点に関しては非常に頑張ったのだなと私は理解しております。

2点目の病院のほうですけれども、私はこれから経営改善をしていく中で、やはり資金面のところが、というのは分かるのですけれども、逆に全部補填だということになると、来年度に向けてその辺もう少し——来年度は来年度で予算をつけるのでいいという考えならいいのです。だったらただ単に予算の補填という話だけでもいいのかと思ったのですけれども——その点もう少し具体的な話が分かれば私も素直に聞けるのですけれども、その辺をもう一回返答があればお願いしたいのですけれども。

○議　　長　　外山副市長。

○外山副市長　　来年度に向けて資金ショートにならないという、それはそのとおりですけれども、議会全員協議会でご説明しましたように、そこに向けて4月以降に立ち上げるためには、来年度以降、地域包括ケア病棟をつくったり、それからどの時点からになるかこれからの努力次第ですけれども、回復期リハビリテーション病棟をつくっていくというようなこととございまして、そうしますと人員がこれからいろいろ必要になってくるということで、今後定数条例の提案なども出てきますけれども、そこに向けて今年度中から人員を順次採用しなければいけません。

しかし、それは相手があることであり、年度の後半になってからの採用なので、何人分が確実に今年度の経費によって落ちるとか、充当できるということは、見通しがなかなかつきにくい分野なのです。したがって、この3億3,000万円というのは、4月以降のスタートダッシュに当たって資金不足にならないようにという点ではあるのですけれども、一方で必要な人員確保に向けての、早い話が、例えば直ちに理学療法士、作業療法士を逐次採用していったとしても、それに見合うだけの収益が必ずしも得られないわけです。しかし一方で、そういうふうな期間を経ない限り新たな利益が出てこないという辺りを、これから令和3年度中も真剣にやっていかなければいけない。

こういう意味合いがあるわけでありまして、定性的にはこういうことを申し上げられましても、定量的にここまでの人件費を全てそれで払うとかということは、なかなか表現しにくいので、先ほどの事務部長の答弁だったわけでございます。

○議　　長　　15番・中沢一博君。

○中沢一博君　　4点お伺いさせていただきます。1点目でありまして、19ページの介護基盤整備事業であります。ハードの部分でお聞かせいただきましたけれども、その後このソフトの部分も10分の10ということが出てきました。それで、認知症のグループホームの部分で本当にありがたいことだと思っているのですけれども、前回は質問させていただきましたが、人材の確保はきちんとできたのかという部分。それと利用者何人ぐらい想定しているのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

2点目であります。今の21ページの病院事業の部分であります。これは不足分の補填、また次年度の経営安定についてということで、今ご説明がございましたけれども、若干具体的にお聞かせいただきたいのは、当初予算のときには、想定がまだできないということで新型コロナ関係の予算の増という部分が入っておりませんでした。その後かなりの部分で固まってきたかと思えますけれども、今年度、当初の予算からはまた別の部分でなっているかと思えます。幾らぐらい国からの補填、支援金等が病院事業会計に入っているのかお聞かせいただきたいと思っております。

それと次であります。3点目、細かいことで大変恐縮でございますけれども、私の聞き手の粗相だと思うのですが、観光振興事業の索道関係の支援金の件であります。2人乗りリフトだとか、3人乗り、4人乗りというそういう部分で具体的に業者のほうと決められたと思うのですが、例えば1人乗りというようなりフトもあるかと思えます。そのようなものは私が聞き取れなかったもので、どのような考え方でいるのか。現場ではそういう1人乗りというのは、それこそ小さい施設であります。それだけこの金額というのは大きく感じますので、ぜひ、その部分。私が聞き逃していたらお許しいただきたいと思えますが、その点を確認をお願いしたいと思います。

4点目であります。この部分は全体的に含むもので、あえて関連でここで聞かせていただきたいと思っております。各小中学校、特別支援学校において燃料費の部分で、先ほど市長からも生活困窮者に関しましては、この12月議会中に何かの形で出したいと、本当にありがたい。私はなぜこの補正に出てこなかったのだろうと、正直言って不思議に思っていたのですが、そのような部分が口頭でいただきましたので安心しているのですけれども。その中で例えば今、生活困窮という部分は聞かせていただきましたが、例えば農業関係だとか、トラック関係とか、そういう関係も国が今、考えていると思えます。そういう部分も今回の補正で出ると私どもは考えていいのかどうかというのをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長 中沢議員、4点目については少し議案とは違うのかと。今後の話の予算だと思います。

○中沢一博君 ここで聞かなければ、もう3月議会までございませぬので、あえて情報のために聞かせていただければありがたいと思っております。

○議長 執行部の判断だとは思いますが、今議会でそれが出てくるということでお話を伺っていますので、今議会の話……（「出てくるということであれば結構です。その確認です」と叫ぶ者あり）答弁願います。

介護保険課長。

○介護保険課長 介護基盤整備事業に関しまして、人材確保とそれから利用者との関係についてご質問があったと思っておりますので、それにお答えしたいと思います。今回整備されます法人、若葉会につきましては、いろいろな介護事業をしております、今回新設されます施設につきましては、法人内で育成を行いつつ、そこの新規事業のところに充てていくというふうに、整備に当たりまして提案されております。実際のところ、そのほかに新採用につきま

しても順次行っていくと聞いております。法人内で実際にどれだけ雇用されているかというところについては、今、手元に資料がございません。

利用者につきましては、1ユニット9人、そのほかにショートステイ用に1床を2ユニット整備する予定となっておりますので、利用定員は18名、ショート利用が都合2名というふうになります。

以上です。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 先ほどのご質問の中で、国からの新型コロナに対する補助金というご質問がありましたけれども、申し訳ありませんが、今、手元に資料がありません。詳しい数値を後ほど報告させていただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 3点目の質問にお答えいたします。リフトのこの数ですけれども、まず数につきましては、北信越の山岳観光の索道の協議会がございまして、そちらのほうに各スキー場が届け出ているリフトに基づいております。その中で令和2年度の数を調べさせていただいて、そこに基づいて協議をさせていただきました。

その中で1人乗りのリフトが8本、2人乗りが38本、3人乗りは10本、4人乗りが13本、ゴンドラ・ロープウェイが3本ということで、1人乗りについても含まれております。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 そうしますと、例えば介護人材の部分ですが、法人内で充てていくということでございますけれども、これだけ人数が増えている中で、法人内で流用してほかの部署に問題は生じないのでしょうか。これは法定で決められていると思います。何人必要か、どういう人が必要か。その部分の融通を——私どもは補助金をもらうためにも、その部分がきちんと定まっていなければ申請できないと思いますけれども、その点もう一度お聞かせいただきたいと思っています。

あとの部分は了解いたしましたけれども、最後の部分で、もし、市長から、担当で考えている、考えていないぐらいでも、内容はともかくとして。私は国からこれから出てくると聞いておりますので、今回の補正でほかのほうがあるのだったら、その部分も出てきてしかりではないかと思っているものでお聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 人材確保につきまして、当然新規の事業所に新人を全て充てるということではなく、そこについては法人内で融通していくということで、先ほど答弁させていただきましたけれども、一度に18床全てを開床するということが計画ではなっておりません。令和4年4月の開床においてですが、まず1ユニット、その1ユニットにつきましてもいきなり9名を入所させるという法人の計画とはなっておりませんので、そこについては順次経験を積んだ職員が配置されると考えております。

○議 長 市長。

○市 長 説明もしたつもりですが、この議案のところではちょっとふさわしくないと思っています。私のほうの答弁としては、この会期中、最終日にきちんとお示しして、皆さんにお諮りしたいと思っています。

内容は、いろいろあまり拡大された話をされましたが、そこまでいくと話をしづらくなりますけれども、私どもとしては福祉灯油を考えておりまして、やはり生活困窮の方々、そういった部分に触れるような形でつくり上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議 長 ほかに何名の方が質疑されますか、手を挙げていただきたいと思えます。

〔複数名挙手あり〕

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を1時20分といたします。

〔午後0時02分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後1時20分〕

○議 長 議席番号15番・中沢一博君に先ほど保留していましたが、病院事業に幾ら新型コロナの補助金が入っているかという答弁を市民病院事務部長からさせますので、お願いします。

市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 先ほど保留しておりました、新型コロナワクチンの接種事業に対します補助金ですが、大和病院、市民病院合計しまして、現在まで2,015万円ほど補助金が入っております。

以上です。

○議 長 中沢議員、よろしいでしょうか。

〔「はい」と叫ぶ者あり〕

○議 長 それでは、質疑を続行いたします。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 病院事業対策費3億3,000万円、繰り返し質問ですが、外山副市長は、人件費、必要な人員確保とおっしゃった一方で、事務部長さんは次年度の材料費などの確保とおっしゃいましたが、もう一度、3億3,000万円、何のために補正されるのか。私、一応、新人議員なので、テキスト読ませてもらって、補正予算というのはできる限り抑えて、年度会計のときに予想できなかった分について補正すると。むやみに補正を繰り返すべきではないということ学んだのですけれども、ちょっと私は新人議員なのであまり……当たり前だと思って多分、説明されていないのかもしれない、なぜ去年3月の時点で予想できなかったのかという部分を、もうちょっと強調して説明してもらえると分かりやすくなると思うのですけれども。

2つ目ですが、ごみ処理場……

○議 長 ページ数を言ってください。

○黒岩揺光君 21 ページ、可燃ごみ処理施設運営費。燃料費で1億8,000万円……

○議 長 1,800万円。

○黒岩揺光君 1,800万円、結構な額ですけれども、学校とかいろいろな施設にも燃料費がされていますけれども、総合的な割合として統一されているのか。学校とか、もともと500万円分の燃料費があつて——価格の上がり方は同じなわけではないですか。3%上がったからこれだけの補填をして出すと。だから、全ての施設を統一された割合で補填されているのか。

3つ目、光熱費（電気）700万円。稼働日数が増えたとおっしゃいましたけれども、私はずっとごみ処理場のことをやっているのですが、結構故障が増えて稼働できていない、という話を聞いていたので、なぜ稼働日数が増えたのか。状態がよくなったのかどうか、何日ぐらい増えたのか。700万円というのは結構な額ですので、何日分増えた光熱費なのか、お知らせいただけると幸いです。お願いします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 令和3年度、我々が期待していたのは、一般会計からの繰出基準でなるだけやってもらいたいということでありまして、そのためにも基本方針を定めて、そこにはいろいろなことが方針として書いてあるわけですけれども、この前の議会全員協議会でお話ししたような病棟再編も非常に重要で——例えば基幹病院との関係では、地域包括ケアという横軸も重要ですが、縦軸という関係で高度急性期・急性期、それから回復期・慢性期というものを在宅も含めてどういった体制で役割分担をやるのか、ということをやらないと、構造を転換しない限り患者さんの取り合いになつたりしてはいけないということで、そういう構造改革を含めた基本方針が合意されているわけでありまして。それに基づいて、現場でも頑張るのですけれども、事ほどさように病棟の再編というのは、本当に関係者の理解を得なければいけないということで、なかなか時間がかかったわけでありまして。

それから例えば、よく市民病院で非常勤の先生が107人もいらっしゃるということでありまして、そういったところで常勤の採用された先生が10名、プラス寄附講座から2名、プラスさいたま医療センターから専攻医が2名ということで14名ということでありまして、そうしたところで非常勤を減らして常勤を増やしていくというのは、方針としてあるのですが、例えば非常勤医師に対して大体2億7,000万円から2億8,000万円給与費が払われています。そういうところを10%ぐらいずつ、できるだけ減らしていくには、患者さんのことを考えますと総合医を確保しなければいけない。入れ替わるような形にしなければいけないということがありまして、そうすると、そういうことをアタックはするのですけれども、なかなか成就ができていないということでありまして。

これらについても恐らく3年、4年、5年とかけ徐々に変えていかなければいけない話であります。ですから、年度当初でそういうことでやろうという形で併せて基本方針、……には予算編成を通じてそういうこともあつたわけでありまして、やろうと思いましたが、着手はしているわけですが、しかし、なかなか一挙にいかないということの中で、したが

って、このままでいくと、令和4年度以降の改革の際に資金が手元がないとこの改革も進まないという辺りであります。

したがって、それに充当するものとしては、事務部長が説明した材料費もあるかもしれませんが。大きなものとしては人件費です。そういうこともあって、そういったことについて継続してそういう人の採用、運営の変化というものをサポートするために、公営企業のそういった運営で資金ショートのようなことにならないように、買掛金みたいな形で資金不足にならないように、そういう形でこの補正をお願いしているということでもあります。

したがって、事務部長の言っていることと私の言っていることは全く矛盾しないのであります。ご理解いただけただけでしょうか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2点目の燃料費について、まず全体のお話として各学校等も今回補正が入っておりますが、それと同じ割合等なのかというご質問でしたが、これについてはそれぞれの施設ごとにこの先の不足額を見込んで予算計上しますので、同じ割合で計上するというものではありません。今回のごみ処理施設、可燃ごみの場合については、可燃ごみでここまでの執行額と年度末までの不足額を勘案した上での計上となっております。

総務部長説明の中で主に単価の上昇というお話を差し上げました。単価のほうも当初予算計上時から比べますと、約2倍近い上昇になっておりまして、予想に反する、予想以上の上昇ですので、そういった不足分があります。それと稼働日数については、2番目の今の燃料費と下の次の3番目の電気料のほうも併せてお答えをさせていただきますが、令和3年度に稼働日数が増えたという表現ですが、前年度に比較してという意味でございまして、前年度の令和2年度がむしろ通常よりも稼働日数が少ない状況でした。

と申しますのは、定期修繕に加えて、最近始めました大規模修繕と申しますか、延命化を図るためにちょっと大きめの修繕を行っております。そのため令和2年度の停止期間が想定よりも長くなりまして、令和2年度末の時点でピット内のごみ量が満杯になって、オーバーフローに近くなるほど、ごみ量が在庫を持ったまま年度を超えました。そのために新年度に入ってから稼働日数、稼働時間が——稼働時間は同じですけれども、稼働日数がずっと前年よりも増えた形で推移しておりますので、電気料それから燃料費についても稼働の量が多いということになっております。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 外山副市長の答弁、人件費が大きなものを占めるということです。簡潔にお願いします。別の資料、令和3年度南魚沼市病院事業会計補正予算実施計画明細書の9ページにいくと、3億3,000万円の内訳がここにあります。薬品費、診療材料費、電気代、灯油代、ガス代、医療機器借上料、医療機器保守管理委託料、そして入院収益の補填1億5,000万円。このどこに人件費があるのですか。

2つ目、市民生活部長……令和2年度が、その前の年がいつもよりも稼働できなかったわ

けですよ。逆に今が正常なら——だったら今年はあまり稼働できなかったから、来年はそれよりも稼働できるだろうと思って年度会計のときに上回って見積もるのが——私だったらそうするのですけれども、その予想ができなかったわけですよ。その予想ができなかった理由が知りたいのです。すみません、何か、新人議員なので分からないことばかりなので、すみません。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 第 86……

○議 長 もし、議案をまたいでいるようであれば……（「いや」と叫ぶ者あり）答弁しなくても結構です。

○外山副市長 第 86 号議案の資料のことをおっしゃっているかもしれませんが、議員がおっしゃったのは、直接的にそれに充当するための表現形としての何々費とおっしゃっているわけですが、総体として結局、病院運営のこれから改革をやっていく際に人件費というのは、非常にボディーブローのように効いてくるということはもう明々白々な事実です。したがって、今度の改革の中でそのところが、例えば隙間が空けば、ここでお願いしていることの平行移動で、当然、企業経営としては補完されるわけでありまして——お分かりでしょうか。したがって、ここの表面的なことだけを私は説明したわけではありません。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 点目、3 点目の日数や当初予算の考え方でございます。そうですね、令和 2 年度は確かに稼働日数が減っておりますが、予算計上上はその部分を考慮して大きく減らしたというものではありません。燃料費は若干、前年度当初予算よりも少し少なめに盛っておりますが、電気代は同じだけ盛っておりますので、そのところを令和 2 年度が少なくなったから令和 3 年度を減らしたという考えではございません。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 すみません。副市長の答弁が本当に分からなくて、3 億 3,000 万円のことを聞いているのです。今上げられている補正予算で。前の答弁で人件費が大きく占めると答えられたのです。資料には人件費とみるものが何もないのです。私が聞きたいのは、薬品費とか診療材料費、医療機器借上料とか、こういったのが去年の年度会計のときに予想できなかったわけです。それが知りたいのです。人件費のことは聞いていないのです。ここは人件費ないのですから。人件費がここにないのになぜ人件費と言われているのか、ここの薬品費とかなぜ予想できなかったのか。

○議 長 黒岩議員、どこのことを言っていますか、どの議案にその資料が出ていますか。

○黒岩揺光君 病院事業会計、令和 3 年度の。

○議 長 それはですね、次の次のずっとまだ先の議案のことなので、それは今のこ

の審議とはちょっと違うと思うので……

○黒岩揺光君　　そうですね、ここの3億3,000万円、病院事業会計補助金3億3,000万円ありますよね、第82号議案で。この3億3,000万円の中身を聞いているわけです。この中身に対して、副市長は人件費が大きく占めると言ったのですけれども、どこが占めているのか。この3億3,000万円の何が予測できなくて、今補正を上げられているのかということを知りたいのです。

○議　　長　　外山副市長。

○外山副市長　　私は、3億3,000万円に対応して人件費がどうのこうのと言っているのではないのです。地方公営企業、病院事業全体の中で相対的に非常に大きなウエイトを占めて、改革と連動するものとして人件費があるということを言っているのです。したがって……（何事か叫ぶ者あり）それが……いや、聞いてくださいよ。それがうまくいけば、そこで経費がかからなければ、微妙な変動の薬剤費とかあるいは医療材料費ですとか、そういうものが吸収できるではないですか。

ですから、私が言ったのは、事務部長の説明していることと、私が総論的に言って説明していることを、それが矛盾しないということを言っているのであって、事務部長の説明していることを否定なんかしていないではないですか。よく聞いてくださいよ。

〔「私、矛盾なんて一言もいっていないですよ」と叫ぶ者あり〕

〔何事か叫ぶ者あり〕

〔「これで終わり」と叫ぶ者あり〕

○議　　長　　ほかに。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君　　25ページのところで3か所について伺います。まず一番上の小学校管理一般経費についてですが、スクールサポートスタッフが追加になるということで……

○議　　長　　マスクを取っていただいてよろしいですか。

○田中せつ子君　　よかったなと思うのですけれども、2人で4か月分ということですが。以前は塩沢小学校しかいなかったのですけれども、2人で4か月というのはどこの小学校なのかを伺います。

あと、その下の小学校も中学校のほうにも上がっているのですけれども、サーマルカメラですが、どういった目的のサーマルカメラなのか。庁舎とかにある体温が測れることがメインのサーマルカメラなのか、顔認証がメインのものなのか、どういったものなのかをもう少し詳しく伺います。

3点目は、下のほうにあります要保護・準要保護生徒援助事業費です。人数が増えたということで、先ほど説明ありましたが、人数が増えたのは新型コロナウイルスの影響とかで生活に困窮する、支援しなければならない、低所得になった世帯が増えたというような分析されているのかどうかということと。

あと、国のほうの単価が改正になったというのは、令和3年度からもう既に単価がアップ

して、それはもう前年度末のうちから分かっていたことですが、それが今上がっているのですけれども、小学校のほうで上がってなくて中学のほうだけで上がっているのですが、これについての説明ももう一度お願いしたいと思います。今年度の入学の分から全部遡ってアップされる分もここに入っているのかどうか。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 1点目のスクールサポートスタッフでございます。これにつきまして、2か所はどこかということですが、浦佐小学校と城内小学校でございます。

2点目のサーマルカメラでございますが、こちらにつきましては、今、学校は子供たちの体温、あとはおいでいただいた方々の体温を測るのにハンディタイプの測る計測器を使っております。けれども、それだとどうしても先生方の手間ですとか、そういったところがかかってしまっていて何とか自動でやって——先生方も忙しいですので、働き方改革の意味も含めて、そういった不特定多数が来る機会もこれから多ございます。そういったところに対応していくためにこれを全校に備えたいということで、校長会に提案したところ、校長先生方から賛同をいただきましたので、一斉に取り付けたいと考えているところでございます。

続きまして3点目の、要保護・準要保護の関係でございますが、まず……ざっくりと概略で説明させていただきますけれども、今までのところ、昨年度と比べて傾向としては10人の減です。内訳は——細かく学校のことまで言ってしまうとちょっとあれなので、小学校と中学校で分けて言いますと、中学校が約10名増、小学校が約20人減というような状況になっております。今、議員がおっしゃった、これが生活困窮によるものなのかどうかというのは、やはりちょっと個人情報との関係がございまして、小学校と中学校を関連づけては比較できておりません。

なので、その部分につきましては、調査していないということにさせていただきますけれども、そういった中で小学校は20人減っていますので、この減った予算の中で今回の単価改定分も含めて予算としては間に合うというような結論を出して推計しております。一方で中学校は増えておりますので、単価改定の分も含めて考えると増になってしまうということで、今回の補正予算とさせていただいたところでございます。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 そしたら、1点だけお願いしたいのですけれども、23ページの上から2番目、観光振興事業費です。索道の事業者の皆さんへの第10弾の補助ということです。市長がおっしゃるように、当初からこのところにあまり手がついていなかったということで、今回6,830万円ということで計上されていますが、ちょっと考え方を教えてもらいたいです。前の少雪から新型コロナとずっと引き続く大変な中で減収分といいますか、がある中でこの6,830万円というのが出てきたのか。例えばほかの業種にこれまで市が手を入れてきた、そういった部分の減収との見合いみたいな部分で出てきたのか。積算根拠を教えてくださいましたが、総額規模についてはどういう考え方で設定がなっているのか、ちょっと教えてください。

ければと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず金額のお話をさせていただく前に、どうしてここに至ったかというお話です。説明にもあったと思うので、過去2年間、おとしについては記録的な異常少雪、去年については新型コロナという状況があった中で、平成30年度のスキー場の入り込み客数というのは124万人ほどいました。それが、記録的な異常少雪の令和元年度については、76万人で60%、4割減。昨年度については、新型コロナのために74万人なので59.3%しかないということなので、両方とも4割以上落ちているという中にありました。

過去に、例えば昨年も雪恋ですとか、飲食・宿泊券というのをやりましたけれども、実際にこれについては直接営業している飲食さん、それから宿泊事業者さんに手が届くものであって、スキー場のほうにはなかなか届かないという問題がありました。国のほうでも雇用調整助成金とかという制度があるのですが、スキー場については冬どうしてもリフトを稼働するために季節雇用者を雇用しなければいけないというところで、当然長期休ませるわけにもいかないですし、そうすると必ず固定費として人件費が出ていくという問題が生じていました。

そうした中でこのスキー場の事業者をどう支援するかという話になったときに、先ほどのリフトの本数、人数、そういうものにどういう形で今度は基礎額を求めるかという話になりました。私どものほうで市内のスキー場2事業者ほどちょっと調査を入れさせていただいて、リフト1本から、先ほど申し上げた1人乗りから4人乗り、あとゴンドラリフトまで、そこについてまず1年目から3年目という周期で通常の点検に幾らかかるか。それから今度5年以降の長期の点検に幾らかかるかというのをお聞きしまして、その中でおおむね平均——通常の点検、維持で年間幾らかかるかというのをまずはじかせていただいて、その中で実際に本数が多い2人乗り、3人乗り、そこについてはなるべく厚くしたいという形の中で金額を算定させていただいて積み上げたものが、今申し上げた6,830万円という形になっています。

ただし、傾向ですけれども、1人乗り、2人乗りについては年間の維持費についてはある程度補填は効いている金額になっていますが、3人乗り以上になるとかなり維持費が高くて、そこについては多分半分、もしくは半分までいかないくらいの維持しかかからないので、実際そのほかに例えばレストランだったり圧雪車、それから毎年——昨年も今年もそうですけれども、スキー場事業者については、県外からの季節のアルバイトとかを入れる場合に、当然、抗原検査とか、そういうものもいろいろやっているわけです。そこについてはちょっと見ることができないので、リフトの中で算定させていただいたという状況です。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 大体分かりました。そうすると、ほかの業種との見合いとかということではなくて、管理費を基に、状況は大変だということで、ある意味、予算の可能な範囲で規模をとということでしょうかね。そうすると、例えば少雪のときなんか、頑張るといふか入り込み

がかなりそれでもよかったところとか、かなりひどかったところとかいろいろありましたが、そういったところまではなかなか配慮できないので、今言った維持費辺りを基に——総額的にはどちらかというところであれでしょうか、可能額という意味合いが強いのでしょうか、その辺、最後ちょっとお願いしたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 おっしゃるとおりかと思います。私ども担当部のほうでこれぐらいという形の中で、かなり事業者さんには申し訳ない金額ですけれども、一度算定をさせていただいた中で、財政、あと市長のほうとの話合いの中で頑張れるところまで頑張らしていただいたという状況です。

以上です。

○議 長 ほかに。

7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1点、2点かな。13ページの先ほども説明があったのですが、固定資産税の現年課税分。先ほどの説明の中では、何か途中から課税分が増えたというようなニュアンスの説明があったような気がしたのです。私の認識がちょっと違うのかもしれないのですが、1月1日現在の資産に対して課税となっているのだと私は認識しているので、途中でそれが増えるという説明がちょっと理解できないのですが、その辺のところ、もう一度お願いしたいのですが。

ページでいきますと、17ページ。これは説明してもらいたいのですが、臨時財政対策債は減額になっています。これは地方交付税の不足分を借金してもいいですよという多分意味合いたと思うのですが、ここで普通交付税が2億4,000万円今度プラスになった。それを受けて減額が確定したという認識でいいのか、そこだけちょっと教えてください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほどの説明が途中からというふうなニュアンスで聞こえたとしたら、私の説明が悪かったと思います。申し訳ありません。固定資産税は1月1日現在の状況でございますので、途中で増えるということはありません。先ほど申し上げました償却と家屋、2つの要件申し上げましたが、昨年に令和3年度の当初予算を計上する——要は今ほどの時期から1月のせいぜいが初旬ぐらいまでしかタイムリミットないのですけれども、その間に予測といいますか、をして計上するのですが、それとの乖離といいますか、そういう点でございますので、途中で増えるというものではございません。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 臨時財政対策債の額についてですが、こちら、議員言われるとおり、本来交付される普通交付税と実際に交付される額の差の分ということで、発行可能額というのが示されますので、議員言われるとおり交付税が増えた分、臨時財政対策債が減ったということでもあります。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 では、2 点お願いいたします。最初に 6 ページの債務負担行為の補正の関係です。通学バス運行事業ということで、委託料で説明がありまして、ルートの変更等があったら 2 月中に入札をするのだけれども、早めに見込みを立てておけば、以前の話だと大体 3 割ぐらいは安くなるというような話で、この時期に毎年出ているのです。

ただ、私はちょっと心配なのです。入札するのでいろいろちゃんと競争原理が働くのだろうけれども、ここの過去の経過を見ますと、令和元年から令和 2 年が 8,000 万円、令和 2 年から令和 3 年が 9,000 万円、今回令和 3 年から令和 4 年が 1 億円と、ルートの変更があったにしても 1,000 万円ずつ増えているのですよね。そこら辺のところを——単純にルートが増えた、子供の安全対策のためにルートを増やしたみたいなのであれば、それはそれでいいのですけれども。額が大きくトントンと増えているので、そこをちょっと補足の説明をお願いいたします。

もう一点が、先ほどから出ています 13 ページの固定資産税の件ですけれども、何人か質問していただきまして、概要は大体分かりました。当初の見通しよりも思ったより投資が伸びたというような、そういうところも含めてこういう結果になったということです。私がちょっと気になるところは、特に令和 2 年度は新型コロナの関係で固定資産税の減免とか納期の延長とか、そういう国の措置もあったわけですが。令和 3 年度はそこら辺があったのかどうか分かりませんが、私は令和 3 年度もちょっとあったのではないかという気がするのですが、そういう新型コロナの関係の減免とか減収対策、そういうところの影響はこの中に現れているのか。

ここで補正になって、このまま決算へ向かいますと、大体昨年度の決算額と同じような決算になったのですけれども、そういうことで新型コロナの関係で各事業者、固定資産税のことを大変気にしていましたけれども、そこら辺の影響がどうだったのかというところだけちょっとお聞きしたい。

○議 長 教育部長。

○教育部長 債務負担行為の関係です。毎年 1,000 万円ずつ上がっているのはなぜかということですが、令和 3 年度の見積りとしたしましては新型コロナ対策を取っておったのですけれども、その密防止の増便分も含めて債務負担行為の中に入れさせていただいて計算させていただきました。というのは債務負担行為は、全て業者さんがそれに対応するかどうかというのはまた別の話ですので、対応できるであろうという見込みが立つ部分を全て計上して、最大限の額で計上しているというところがございますので、去年はそれを計算したところ 8,000 万円を超えたというようなところで、9,000 万円にさせていただいたところがございます。

今回につきましては、それに加えて、石打小学校の部分のスクールバス新設がございます。その辺を計算すると今回 9,000 万円を超えておりますので、1 億円とさせていただい

たところでございます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2点目の税の新型コロナの関係でございます。これの前の9月議会の第6号補正におきまして、令和3年度の新型コロナの減免分2億7,300万円ですが、こちらの分は国が全額補填ということで、税のほうをその分減額させてもらって、9款地方特例交付金のほうに減収分のということで、その分を移させてもらった予算を9月にさせていただいています。国の制度としては令和2年度には減免しないで、令和2年度には徴収猶予ということで、納めるのが遅くなってもいいよという形にしまして、その代わりに、その制度を整えた上で令和3年度の分を減免してあります。そのため、今年は各事業者さんの皆さんには、令和2年度徴収猶予していた分については逐次、納めていただいているところであります。また、令和3年度分は減免になっております。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 債務負担行為の件、分かりました。

そして、固定資産税のほうも大変失礼いたしました。9月はちょっといろいろの関係で9月議会の補正が飛んでいまして、大変申し訳ありません。9月議会で国が補填する分は税のところから引いたのでしたよね。それで減額……私が、そここのところを見ないと今現在ちょうど昨年並みの税収になっているので、どうかなと思ったのですけれども、ちょっとうっかりしまして、大変ありがとうございました。すみませんでした。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4点ほどお願いいたします。15ページの土地売払い3,370万円に関連してですけれども、天王町の住宅土地と上町の住宅地のそれぞれの面積が幾らだったかということと、天王町の跡地については購入者の開発の目的、そういう情報も入っているかお聞きします。

それから、19ページの塩沢庁舎の解体に向けてのアスベスト調査66万円ということでもあります。いよいよあそこが本格的に解体ということになると思いますが、これは令和3年度に補正をつけて令和4年度に実行するという形で解体を進めるつもりなのか。あるいは令和4年度について、いろいろな解体費のほうを含めてやるという方向でいくのか、そこをお聞かせ願いたい。

同じページの大巻の地域開発センターの測量設計等の委託16万円であります。旧五日町小学校の校舎を利用して開発センターを持っていくという話が、旧校舎のほうは耐震がどうのこうのということで、駄目になったらしいという話は聞いてはいます。結局、旧大巻の開発センターを今後ずっと続けて使っていくということであるとすると、今回は測量のほうの設計でありますから、そうすると耐震補強も含めた改修費のほうについては考えないでやっていこうとしているのか、そこをお聞かせ願いたい。

それから、27ページの第二上田小学校をスポーツ施設にということで、こちら実施設計が

50万円ですから、金額から見ても恐らく体育館あるいはグラウンド等々を若干手直しするという程度であろうかと思っておりますけれども、スポーツ施設ということではどのようなスポーツを考えているのか。結果的には指定管理のほうへまた持っていくのか、あるいは民間に委託するののかということがあればお聞かせ願いたい。

○議長 長 財政課長。

○財政課長 まず、財産収入の売払いの関係についての天王町住宅の面積ということでございますが、天王町の住宅については4区画売払いに出しました。それぞれ言いますと、1つは316.72平米、もう一つは210.48平米、もう一つが210.93平米、もう一つが210.75平米という形で、こちらについては市報の9月1日号、あとウェブサイトのほう等に公表して出しているものでございます。

塩沢庁舎のアスベスト調査の関係についてであります。議員の言われるとおり、来年度実施設計をし令和5年度解体に向けて、できるだけ早めに着手できるように今年のうちのアスベストの検体調査を済ませて実施するものでございます……（「天王町の目的は」と叫ぶ者あり）失礼しました。天王町の目的についてであります。天王町につきましては、住宅用地という形で売却しておりますので、そのような形になるかと考えております。

大巻開発センターの検体部分の調査ということでもあります。こちらにつきましては今年度調査委託を出してございまして、来年度、当然、今後大巻開発センターを活用していく形でもありますので、来年度実施設計……という形で進んでいきます。今年度——検体がそれぞれ全部、今取り壊すに当たりまして、取り壊す場所にアスベストが入っているかというのを外壁だけ見ておいたのですが、部材や仕上げごとに調査する必要がございます。その分について具体的には天井部分ですとか、床の部分にも検体を取って調査する必要があるということで、計上しているものでございます……（何事か叫ぶ者あり）

以上です。

○議長 長 上町の答弁はないのか。

○財政課長 すみません、幾つか質問がございましたので、漏れていて申し訳ございません。上町住宅の敷地についてであります。面積につきましては201.30平米（当日訂正発言あり）、建物につきましては延べ床面積が113.86平米、約34坪の建物でございます。

以上です。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 27ページの体育施設整備事業費でございますが、旧第二上田小学校のこれは体育館の設計でございます。どんなスポーツをとということではございましたが、私ども地域再生計画の中で、この体育館を利用して室内で今までなかなか利用ができなかった球技——例えば野球ですとか、あとはフットサルを含めたサッカー、硬式テニスあるいはゴルフなどの球技を室内でできるような、そういった施設にしていきたいということです。今、担当のほうでは、県内のそういった先進事例を見学に行ったりとか、研修をしている最中で、どのような仕組みをつくれれば一番市民にとっても、あるいはこちらへ合宿に来られるとか、そうい

った方にとっても利用しやすいのかというところを研究しているという状況でございます。

また、指定管理を予定しているのかどうかということでございますが、既存施設の多くを私ども指定管理者を定めているところでございますので、そういった施設との相乗効果というものを考えれば、こちらの施設につきましても、改修後は指定管理としたいと考えております。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 土地売払いについては、了承しました。

それから塩沢庁舎についても令和5年度に解体の方向ということ、これも聞きました。

大巻のほうについては、結局あの建物を取り壊して新築する方向であるということで、測量ということであってもアスベスト調査をすると。新築の方向だということであるとすれば、新築ということになるならば、五日町小学校の旧校舎を解体した後に、そういうところに新築という方向でもよいのではないかと思うのだけれども、そこら辺がどうしてここになったのか、ちょっと分からない。説明願いたい。

第二上田については、室内で球技をやろうということであるとすると、そうすると実施設計が50万円程度でありますけれども、これだけの球技をあの中でやるとなれば、実施設計ということで50万円では、改修費は別にして私は少な過ぎるのではないかと思うのですけれども、本当にこれで足りるのかというところをお聞きしたい。

○議 長 財政課長。

○財政課長 2つ目の答弁の前に、一つ、エコ住宅の面積のほうを私、間違えていましたので訂正させていただきますが、2筆ありまして、先ほど1筆の面積を言いましたが、2筆合わせまして241.0平米でありました。訂正いたします。

大巻開発センターにつきましては、新築するのではなく、今年度耐震の調査をいたしました。その結果、躯体の耐震のところのほうはクリアできるということでしたが、中の壁の構造等、そういったものがブロック壁とかそういったことがありますので、その分補強をいたしまして、開発センターを改修すると。新築ではなく今の建物を改修して、今後移れるようにするというものでございます。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 説明がちょっと足りなくて申し訳ありません。来年度以降に予定している改修の内容につきましては、大きいものはまず球技ということなので、体育館内にネットを張りたいということで考えておりまして、そのネットの——例えば細かい網目の大きさをどのぐらいにしようとか、そういったものを今先進地を見ながら研究しているところでございます。

あと加えて、ここは避難所でございますので、避難所に影響が出ないように、でも一部には人工芝も敷きたいというようなことも考えておりまして、人工芝を敷ける範囲ですとか、そういったものもこれから研究していくということと。ネットを張るということになると、

その前にある程度の照明をLED化したい、そういったことも考えております。そういったことが可能かどうかも含めまして、今回設計をお願いしたいということで、この金額内で収まると考えております。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 大巻のほうでありますけれども、結局今までのものを恐らく鉄骨部分とか何とか分を残して取り壊して、それから後から構造、中についてはそれぞれ造っていこうという判断でありましょうけれども。そうした場合と旧五日町小学校校舎のところに新築するということの当然費用を比べたと思うのですけれども、そういうところを比べて、実はこちらにしたほうが安いのだということになったのかどうか、そこだけお聞きします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 五日町小を利用しての開発センターの利用というところを当初考えていたところでありまして。当然そこに対します、どのくらいの改修費用がかかるのかというところも出しておるところでありまして、その前に五日町小学校を開発センターとして利用するに当たって様々消防法、建築基準法もあるというところもございまして。

あその五日町小学校につきましては、公共施設管理計画に基づきまして財源——あの部分につきましては、その後の転用利用ということではなく除却の方向でということで、財源として起債を発行しているという状況等もございまして、あちらの五日町小学校をそのまま開発センターとして活用することができない事情というのが分かりました。その上で現大巻開発センターを耐震補強の調査をして、そのまま活用できるのかという調査をしたところ、あれは取り壊さず、新築ではなく補強することによって利用することができるということが見えましたので、そういった比較をした上で開発センターのほうを改修して使うという形にしておるところです。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第82号議案 令和3年度南魚沼市一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10、第83号議案 令和3年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正

予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第83号議案です。令和3年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金の額の確定、及び令和2年度財政調整交付金の返還額の確定などによるものでございます。

主な内容としては、歳入では、保険基盤安定繰入金の確定等により一般会計繰入金を1,345万円増額して、歳出では、前年度の実績により財政調整交付金等の返還金に1,503万円を増額するものです。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ1,352万3,000円を追加して、総額を55億5,452万3,000円としたいものであります。

詳細につきましては、市民生活部長に説明をさせます。よろしくご審議の上、決定を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、内容のほうを事項別明細書でご説明いたします。

8ページ、9ページの歳入をお開きください。5款1項1目一般会計繰入金は、1,345万4,000円の増で、令和3年度保険基盤安定負担金及び普通交付税の財政安定化事業分の額の確定によるもので、1節保険基盤安定繰入金では、説明欄の保険税軽減分に744万9,000円、保険者支援分に507万3,000円、2節その他一般会計繰入金の財政安定化支援事業繰入金に93万2,000円が増額となるものです。

8款1項1目特定保健指導推進事業費補助金6万9,000円の増は、令和2年度の国の繰越予算で、健診未受診者に対する受診勧奨を行っている市事業に対して、充当する補助金として受け入れるものであります。

続いて、ページめくっていただきまして10ページ、11ページ、歳出です。こちらの3款1項1目一般被保険者医療給付費分から、このページ最下段の4款2項1目保健衛生普及費までは、今ほど説明をいたしました一般会計繰入金と国庫補助金の歳入により財源更正が発生したための表です。

めくっていただきまして12、13ページ。7款1項3目償還金、令和2年度決算によりまして医療給付費や健診事業の実績による確定分として、普通調整交付金1,122万8,000円、特別調整交付金の努力者支援分31万8,000円、特定健診負担分349万円などにつきまして、減額となる交付金を返還するものであります。

8款1項1目予備費、以上の歳入歳出差額として151万3,000円を減額して調整するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 質疑を行います。

5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君　　ちょっと1点だけ教えてもらいたいのですけれども、9ページのところの特定健診です。受診者の繰越し分についての補助金ということですが、特定健診、新型コロナの関係もあって受診率の推移がちょっとどうなっているのか。それから特定健診、一定の受診率によって、何か国からの補助金等とかにちょっと影響があったかと思うのですが、例えば13ページの償還金のところでも若干、特定健診の関係も返還になっているようだけれども、受診率と関係があるのかどうなのか。その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議　　長　　市民生活部長。

○市民生活部長　　特定健診等の実績につきましては、新型コロナで昨年の健診は開始も遅れましたし、受診の方も大分減りました。ちょっとすぐに資料が出てきませんが、決算資料などで受診者数などもお知らせしておるところです。その関係で歳出のほうで国県補助金の返還金に結びついておりますが、仮払いというような形に近いのですが、いただいていた国県補助金に実績による返還分が生じたということであります。減の額的なイメージとしては約2割ほど減ったというイメージであります。

以上です。

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　長　　採決いたします。第83号議案 令和3年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　長　　日程第11、第84号議案 令和3年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市　　長　　それでは、第84号議案 令和3年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計繰入金のうち保険基盤安定繰入金の額の確定によるものです。

主な内容としては、歳入では、保険基盤安定繰入金に161万8,000円を増額し、その同額を、歳出の広域連合納付金に計上するものです。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ161万8,000円を追加、総額を6億828万

4,000円としたいものです。

よろしくご審議いただきまして、決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第84号議案 令和3年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第12、第85号議案 令和3年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第85号議案 令和3年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算については、地域支援事業費の介護予防生活支援サービス事業費の事業量見込みによる増加分を計上するものであります。

主な内容としては、歳出では、通所型サービス給付費として728万円を増額するものです。

歳入では、歳出で増額となりますサービス事業費の財源として、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を、それぞれルールに基づく負担割合によって増額するものです。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ728万1,000円を追加し、総額を69億6,752万2,000円としたいものです。

詳細につきましては、福祉保健部長に説明をさせます。よろしくご審議いただき、決定いただきますようお願いいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第85号議案につきましてご説明申し上げます。事項別明細書でご説明いたしますので、議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

初めに歳入ですが、市長説明にありましたとおり、介護予防生活支援サービス事業費の増額に伴う財源増が主な内容となっております。

最初の表、4款国庫支出金、2項2目地域支援事業交付金は、歳出の地域支援事業費の増

に伴う負担率 25%に当たる額を計上。

4 目保険者機能強化推進交付金、及び 5 目介護保険保険者努力支援交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止及び介護予防等につながる取組に対しての交付金、いわゆるインセンティブ交付金が追加となりまして、その分の計上となっております。

次の表、5 款支払基金交付金、1 項 2 目地域支援事業支援交付金は、第 2 号被保険者負担分に係る負担率 27%に当たる分の計上。

次の表、6 款県支出金、2 項 1 目地域支援事業交付金は、負担率 12.5%に当たる分。

次の表、8 款繰入金、1 項 2 目地域支援事業繰入金は、負担率 12.5%に当たる分の計上です。

次に 10、11 ページをお願いいたします。8 款繰入金、2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金は、負担率 23%に当たる分からインセンティブ交付金、及び財源調整に伴う一般財源分を差し引いた額を計上いたしました。

以上が歳入の内容です。

次に歳出です。12、13 ページをお願いします。歳出は、要支援認定者のサービス利用者の増加によりまして、サービス事業費を増額することが主な内容です。

最初の表、3 款 1 項 1 目サービス事業費ですが、先ほど申し上げた理由によりまして、通所型サービス給付費を増額するものです。

2 目介護予防ケアマネジメント事業費、及びそれ以下の表、さらに 14、15 ページに係るのは、歳入で説明しました保険者機能強化推進交付金、及び介護保険保険者努力支援交付金の追加交付分の再配分によりまして財源調整を行うものでございます。

以上が歳出の内容です。

補正予算の詳細説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1 点だけちょっと、1 点といいますか、関連するので 2 点になるかもしれませんが、1 点だけお願いします。9 ページですが、これは予算時にもときどき聞いているのですけれども、保険者機能強化そして介護保険保険者努力支援交付金。これらにつきましては市町村の予防介護や機能強化を点数化して、それによって国のほうで交付金額を決定しながら頑張ったところに交付するという制度らしいのです。

私が詳細は分かりませんが、この動きで頑張ったのかなという判断を勝手ながらさせてもらったのです。これは数字が増額ということで増えているので、令和 3 年度の評価、まだ終わっていないわけですが、評価的に取組が評価されてこういうふう伸びてきたのか。そうではなくて、全体的なプールにした中での増加なのかという、そこら辺のところをちょっと教えていただきたい。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 こちらの評価につきましては、まだ国のほうも試行錯誤しているような

状況であると思います。基準が曖昧な部分が——この評価につきましてはいろいろな評価項目があるのですけれども、保険者が自己評価して点数化していく内容のものになっております。ですので、何をもちて達成したかというところの基準が大変曖昧なものとなっておりますが、配分につきましては、国が予算に応じて配分するような内容になっておりますので、当然うちも頑張っております。ただ、全体の各市町村の状況によって内容が変わってくるものとなっておりますので、そこら辺については大分不透明なところはありますが、今現在もって当市は頑張っていると思っております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 85 号議案 令和 3 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 85 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 86 号議案 令和 3 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 86 号議案 令和 3 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

市民病院では経営を改善するため、収益の増加、また経費の削減などに取り組んでいるところでありますが、入院における病床稼働率は、予算編成時の想定を大きく下回る状況であります。年度末に向けての回復は困難と予想しております。11 月 17 日の議会全員協議会でもご説明いたしましたとおり、収益の大きな改善策となる、回復期リハビリ病棟や地域包括ケア病床などの病床転換を進めていく必要があると考えております。転換当初から数年間は、人員増などによる費用の増加に対し、収益の伸びが追いつかず、施設基準を段階的に——これは施設の基準を段階的に上げながら、その期間を乗り越えていかなければ収益の改善というのは見通せないという状況——先ほどもいろいろ議論がございましたが——と思っております。

今回の補正予算は、資金不足を防ぎながら病院事業を継続し——資金ショートはできませんので、そういうことを継続し経営改善に向かっていくための資金として行うものでありま

す。

収益的収支の収入につきましては、市民病院事業において、医業収益を1億5,000万円減額し、資金不足への対応として、医業外収益の他会計補助金において、一般会計補助金を3億3,000万円増額いたしました。

支出につきましては、市民病院事業において、医業費用で材料費を8,300万円、経費を9,700万円追加し、合わせて1億8,000万円を増額しております。

これらにより収益的収入及び支出につきましては、収入では市民病院事業収益を1億8,000万円増額して39億7,940万円、収入総額を53億5,560万円としました。

支出では、市民病院事業費用を1億8,000万円追加して45億1,272万円とし、支出総額を58億8,892万円としたいものであります。

資本的収支の収入については、大和病院事業において、企業債を1,330万円増額、県補助金を906万円増額しました。

支出につきましては、大和病院事業において、建設改良費で医療機器等購入費を2,240万円追加いたしました。

これらによりまして、資本的収入については、大和病院事業資本的収入を1億503万円、収入総額を3億2,456万円としました。

支出では、大和病院事業資本的支出を1億4,695万円、支出総額を5億8,300万円としました。

また、企業債の限度額を1,330万円増額し、1億530万円としたいものです。

詳細につきましては、市民病院事務部長に説明させますので、よろしくご審議をいただき、決定を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 それでは、提案理由の説明を申し上げます。1ページをご覧ください。第1条は総則でございます。第2条の収益的収入及び支出の補正につきましては、実施計画明細書によりご説明を申し上げます。

8ページ、9ページをご覧ください。まず収益的収入及び支出でございます。収入につきまして、2款市民病院事業収益で、1項医業収益、1目1節入院収益におきまして、病床稼働率が6月と7月は新型コロナウイルス発生以前と同程度に回復傾向だったものの、その後は再び低下傾向に転じまして、年間では当初予算を大きく下回ることが予想されることから、1億5,000万円を減額とし、3項医業外収益、2目他会計補助金、1節一般会計補助金におきまして、市長の説明にもあったとおり構造的な変革のための人員増、それと一時期間の収益の低下に対応しながら経営改善を進めていく資金として、3億3,000万円を増額いたしました。

以上によりまして、2款市民病院事業収益を1億8,000万円増額し、総額39億7,940万円といたしました。

続きまして、収益的収支の支出でございます。支出につきましては、2款市民病院事業費用で、1項医業費用におきまして、2目材料費では、1節薬品費におきまして、抗がん剤それから難病治療に効能が認められる薬剤など、高額な医薬品の使用料の増加によりまして、5,600万円を、また2節診療材料費におきましては、新型コロナウイルス感染症対応のための検査試薬の購入量増加等によりまして2,700万円を増額し、3目経費におきましては、燃料単価の高騰などによりまして、7節光熱水費を350万円増額しました。8節燃料費を450万円、こちらも増額いたしました。また、医療機器の減耗等によりまして、13節賃借料に医療機器借上料2,900万円、16節委託料に医療機器保守管理委託料6,000万円を増額いたしました。

以上によりまして、2款市民病院事業費用を1億8,000万円増額し、総額45億1,272万円といたしました。

続きまして10ページ、11ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入におきましては、1款大和病院事業資本的収入におきまして、へき地医療拠点病院の医療機器整備等に係るもので、1項1目1節企業債に1,330万円増額いたしました。3項県補助金、1目県補助金に906万円増額するものです。

以上により、1款大和病院事業資本的収入を2,236万円増額し、総額1億503万円といたしました。

次に下の表に移りまして、支出になります。支出につきましては、1款大和病院事業資本的支出では、1項建設改良費、1目1節医療機器等購入費に2,240万円を計上するものであります。

以上によりまして、大和病院事業資本的支出を総額1億4,695万円としたいものであります。

ページを戻っていただきまして、6ページ、7ページをご覧ください。病院事業予定キャッシュ・フロー計算書になります。現金の収入・支出等、資金の変動を表したもので、資金の期末残高といたしましては、201万円としております。

次、2ページに戻っていただきますと、第4条、企業債の補正につきまして、企業債の限度額を1,330万円増としまして、1億530万円としたいものであります。起債の方法等は変更ありません。

続きまして、第5条のたな卸資産購入限度額の補正ですが、こちらは材料費等の増額により額を改めるものでございます。

午前中、副市長が答弁申し上げました人件費につきましては、現在も予算の中で大きく人件費が占めております。人件費が増額する要因については、来年度人員増によって発生するわけですが、その予算を適正に組み、また安定した経営を維持するためにこのたび、この金額を補正させていただき、資金不足を補うということで補正させていただきました。

以上になります。

○議 長 質疑を行う方、挙手を願います。

[複数名挙手あり]

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開を2時50分といたします。

[午後2時36分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後2時50分]

○議 長 質疑を行います。

1番・黒岩揺光君

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 さっき間違えて1番と言ってしまったので、それで議長が間違えたのかと思って失礼しました。というわけで早速——では、気を取り直して質問させていただきます。

3点ほど聞かせていただきたいと思います。まず8ページ、9ページの支出のところですけども、先ほどもちょっと話が出ましたが、薬品費、診療材料費が増えたというところが上がっているのです。これは毎回というか、うちの病院のパターンですけども、ここが上がっているけれども、なぜか医業収益が上がらないという、普通、薬品費や診療材料費が上がれば、そこも上がってくるのが普通だと私は思うのです。そのところが何でか、というのを1点聞かせていただきたい。

あともう一つ、今回3億3,000万円入れるわけですけども、それを入れたとしてもまだ5億3,332万2,000円赤字があるわけです。一般会計と違いますから、いろいろ内部留保から出すということも当然考えられるのですけれども、その辺をどう考えていられるか。その1点をお願いします。

そして、すみません。人の話を聞いていたら私も分からなくなったのですけれども、人件費云々を取り沙汰されていきました。私の認識だと、要は今年度人件費を——先ほど副市長は10%とか言いましたけれども、それだけ減らしたら今回この赤字分を多少補填できるとか、そういう考えで人件費とおっしゃっていたのだと、私は認識しているのです。来年度に向けて、今年度できなかつた人件費の削減を行いたいという意味で人件費云々とおっしゃったのかと思ったのですけれども、ちょっとそこら辺が、人の話聞いていてかえって分からなくなってしまったので、もう一度、申し訳ないけれども、説明をお願いしたいと思います。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 3点のうち2番目の質問をちょっと聞きそびれたので、またお願いしたいと思います。1点目の毎年、医業支出ですね、材料費が上がってくるが、ということです。これは先ほど黒岩議員のところでも話したのですが、市民病院は魚沼の再編があったのですけれども、1病棟、2病棟、3病棟とも全部出来高の急性期の病床なのです。したがって、赤字になるまいとして、患者さんが来た場合には検査をし、それから薬を投与すると。そういう構造によって収益を伸ばそうとする構造上の問題があるわけです。

今は結局、病病連携で役割分担——地域包括ケアと地域将来構想です。その縦軸と横軸と

の関係で役割分担をやる際に、基本の方針にもありましたけれども、急性期は一部残しつつも——お年寄りの救急は残しつつも、2病棟で回復期をやったり、地域包括ケアをやったらどうだと。その場合、回復期リハビリテーション病棟とか地域包括ケアの場合にはマルメとあって、結局一定の金額で出来高と分けてマルメで点数が払えるわけです。

そうしますと、まとまった、要するに入院費をもらうわけですから、インセンティブとしてあまり薬を使わないでおこうと。リハビリテーションの場合に急性期の薬を使用した人の次の方が来るわけですから。そうすると構造的にそういうふうに転換していけば——必要な薬は使わなければいけませんけれども、比較的——今まで間違った治療をしていたわけではないのですけれども、総体的にそういうふうに病棟を変換することによって医薬材料費がだんだん下がってくることは事実です。

ですから、そういう構造転換をしない限り——私先ほど申し上げましたように、5年前に比べたら医薬材料費は2割ぐらいアップしているのです。経年変化は少しありますけれども、構造的に出来高ですから。使った分だけ収益が出るわけです。今度はそこを——いっぱい使っているのに収益はという話ですけれども、収益の構造からしますと、薬代だけでなくて支出の問題でも、いろいろな委託料の問題とか人件費だとか総合的に分散されるわけですので、材料費のところだけ抑えたとしても全体にすぐ改革するというわけではないです。

病院のほうでは材料費を抑えるために、いろいろ入札の方法なども変えながら——前の議会で説明されたと思いますけれども、購入価格をまとめて買うことで下げて、できる限り薬価差益を生もうとして努力されております。そういう点では、その部分では少し改善も生じるのですけれども、材料費の部分のところだけを下げても、全体の収益の改善にはいろいろな要素があるということをご理解願いたいと思います。

それから……人件費のカットは1年でできるわけではありません。専門の先生に「明日から来なくてもいい」と言っても、患者さんは代わりの総合医がいなければ困るわけです。徐々に、恐らく5か年計画ぐらいでやられるのだと思います。まだその計画を見ていませんけれども。そうしたときに、人件費を下げるということは——人件費のお金をほかに流用できるかということ、できないのですけれども。全体的に人件費を下げた場合に、直接医薬材料費に代わるわけではありませんが、全体的に収益構造が変わってくる。場合によっては例えば経費です。様々な——例えば非常勤の先生の送り迎えをやっています。ああいうところでも経費のいろいろな部分に入ると思います。

そういったところが構造的に減ってくれば——ちょっと制度論の話になりますけれども、地方公営企業の場合には目間流用とあって、足りないときに支払いしなければいけませんから。そうすると、たまたま例えば診療材料費でお金がない場合も、経費部分が非常に節約されていけば、変換できるということもあるのだろうと思います。

分かりましたか——そういうことで、2番目の質問はちょっと失念しました。

○議 長 副市長、2点目は3億3,000万円補填が入ったのだけれども、まだ5億円以上の赤字が出ているが、その辺を聞きたいということ。1点目は薬剤費が増えたのだけれ

ども、それだったら医療の収益も増えるだろうと。なので、それが——単純でいいので、ちょっと分かりづらい答弁なので、薬剤費が増えれば収益が増えていいだろうという質問なので、薬剤費ばかり増えて何で収益が増えないの、というのが3番議員の質問だったと思うのです。その点、簡潔でいいので。

外山副市長。

○外山副市長 単純ではないのですけれども、薬剤費の支出が増えても支払いも増えるわけです。単純に言うと、非常に高額な薬ほどコストもかかるわけです。したがって——そういうことでありまして、単純に収益が増えるということではない。ただ、収支計算書の中に何で載っていないかということ、大きな予算の中の幅ですから、それはどこに潜っているか分かりません。

それから、3億3,000万円払ったとしても、もともとの6.6億円の予算の赤字があります。その構造を今表面的には、昨年、一昨年と同じ10億円になるかもしれませんが、見かけ上はまた10億円ということですが、例えば11月17日に説明しましたように、1病棟を中心にDPCで、診断群分類別包括定額支払い方式です。そういう形に変えるための準備病院の登録をこの9月にやって、それが実際、適用されるのは令和6年度からです。

そういうことで、表面的には今まだ赤字補填していますけれども、先ほどの病棟の変更であるとか、そういったDPCの設定であるとか、そういう形で種をまいているといたしますか、そういうことなので、順次、収支を改善していかなければいけない。逆に装置産業ということで、そういうふうにならざるを得ない——商売何でもそうですよね。すぐ利益が出るわけではないのですけれども、今のこの道を通らない限り新たな展開はないのではないかとということで、今補正等お願いしているわけでありまして。

○議長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1点目のことになるのですけれども、議長、補足を言っていたいてありがとうございます。私も構造的にそうなっていると言われれば、そうなのだろうと思うのですけれども。要するに材料費が上がってきているのだったら、たとえ赤字であっても医業費のほうでその分アップしてもおかしくないのではないかとというのがあったものですから、ちょっとお聞きしたのです。ちょっとその辺が、申し訳ない。私の理解力が不足なのか分かりづらいところがあって申し訳ないけれども。

あと、2番目については、まだ5億円、この会計の中で5億2,000万円近く赤字がありますけれども、それを例えば内部留保でどのぐらい消化するとか、そういった今現在のことを聞きたいのであって、将来的に構造的にやられるというのは理解しているつもりです。そことは違って、今5億円のものをどう処理していくかというのを、できれば聞かせていただきたい。

3番目のことですが、3番目はちょっとますます分からなくなってきたのです。要するに——先ほど申し上げましたけれども、非常勤の医師を10%削減して、その分の費用が安くなって、ほかのところというのを今お聞きしました。来年度になると思うのですけれど

ども、どんどんまた回復期リハビリテーション病棟をつくっていくという話もあるので、そういうのに向けて人件費の話が出てきたのであって、あくまで今回の・・・人件費を云々ということではなくて、将来的に向けてということでもよろしいのかと私は理解していたのです。それで私の認識が合っていればそれでいいのですけれども、その点だけ聞かせてもらいたい。もう一回すみません、お願いします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 ちょっとずれていたら申し訳ないのですけれども、内部留保の累積欠損金——欠損するところです。これはご存じのように、会計上の欠損であって実質の資金が動くわけではないわけです。したがって、当面は今問題にしているのは、キャッシュ・フローが問題だということなので、第一段階としては、まずキャッシュを安定して支払える構図にすることだと思います。

その上で、将来の改築に向けて内部留保としてきちんとやるということが重要だと思いますけれども、まだその段階ではないというか、それにはもっと大きな構造改革が必要ではないかと思っております。

それであとは、結局、今後増えるだろう人件費で明らかなのは、支出として増えるところは理学療法士とか作業療法士ですけれども、逆に収支の差額として結局——非常勤の107名の先生方に結構なお金を払っているところを総合医のほうに、常勤医のほうに代えていかなければいけないわけです。ただ、例えば2億7,000万円、非常勤の医師に払っていて、10%をカットして2,000万円くらいこうしたとしても、総合医の給料をどれだけ払うか分かりませんが、結局構造的に変えていかなければ利益は出ないのです。出ないけれども、大幅に収支がそれによって改善するということはないわけです——よろしいですか。

ただ、そういう努力を今年度中からもやらなければ——いつかやらなければいけないので……増のほうは、ですから理学療法士とか作業療法士のほうです。

○議 長 ほかに。

13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2点になるかと思えます。まず、せっかく指名していただきましたので、関連のところであれですけれども、3点になります。薬品費です。今説明していただきました、抗がん剤とか高額な薬品の購入が増えたのでということで、毎回この説明でどんどん薬品費が増えていくのです。それで、今回5,600万円補正しますと、このまま決算になりますと、多分5億8,000万円です。昨年の決算が約4億8,000万円、1億円薬品費が増えますよね。毎回、抗がん剤、高額な薬品が増えたといっても、なかなかそういう説明だけではうまくないかと思うのです。

それでもう一つは、委託料6,000万円ありますけれども、今回、最初の部長の説明の中ではあまり詳細な説明はなかったのですけれども、ここへきて保守管理の委託料として急に6,000万円上がるというのが、どういうことなのかということなんです。もしかして、これらもみんな含めて、2番目、3番目が一緒になってしまいますけれども、2ページのたな卸資産

購入限度額が 9,000 万円ぐらい増えています。薬品費にしても材料費にしても、委託料は違うかもしれませんが、そういうのを今年度の必要ということではなくて、たな卸資産の購入ということで購入しておいて、そして次年度以降に活用しよう。これが、副市長が言っている次年度以降のステップとする意味かとも思ってしまうのです。

そういう会計処理のやり方が一般会計と違いますので、企業会計はそれもいいのだと言われれば、それまでですけれども。そこら辺のところがかちんとしないと、どうも今回の補正は、非常にいろいろな問題があるかなというところがありますので、まずそこら辺の 2 点になったか、3 点になったか、分かりませんが、そこら辺のところをまとめて質問しますので、お願いいたします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 ご質問にお答えしますが、毎年薬品費ですとか、そういうところで補正、不足ということで補正をといるお話です。確かにそのとおりです。今回補正につきまして、先ほど副市長のほうからも総論的なこと、それから構造的なことの説明をさせていただいておりますが、中身につきましては材料費等経費です。あと収入の部分につきましても、令和 2 年度の決算を見込みました段階で令和 3 年度の予算を組みました。

そうしたときに比較しますと、決算比で予算に対して収入で 1 億 6,000 万円程度減っているということと、あとは医業費用のほうでは決算比におきましては 1 億 2,400 万円程度減額するという予算を立てました。その中で努力して、先ほど副市長も答弁しましたとおり、いろいろな方法を使って——材料費の共同購入ですとか、薬価の改定の交渉ですとか、できる限りやってきました。ただ、そこが追いつかないということで、今回またこのような補正をさせていただくということになっております。

あと、たな卸資産につきましては、来年度に向けてということではなく、今回材料費、経費等の中で増額する分、こちらについて必要なものとして計上してあります。

以上になりますが、落ちはなかったでしょうか……委託料の 6,000 万円ですね。委託料につきましても、ほかにいろいろそういう予定がなかったかというようなことにもなるのですけれども、機械のメンテナンスですとか、そういうところに予想しないようなお金もかかっております。通常のメンテナンスでいいところをフルメンテナンスにしなければならないという部分も出てきておまして、そういうところが積み重なった中で、またこういう高額な補正になってしまっております。これは当初予算の中での比較になりますので、大変申し訳ないところですが、お願いしたいと思っております。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ちょっといろいろ説明してもらいましたが、理解もできないばかりでもないのですけれども、よく分からないので、もう一回ちょっと質問させていただきます。それにしても、先ほど言いましたように薬品費で約 1 億円、診療材料費で約 4,000 万円。これが努力したのだけれども、そのくらいここでまた補正しなければならないほどかかってしまった。今病院がやっていることは病院運営の経営改善です。それを一生懸命やっているの

はよく分かりますし、だけれども毎年毎年、特に前年に比べて1億4,000万円。これほど増えてしまっているというのは、今まで皆さんが大変努力してやっているのは分かるのですけれども、これだとね、どうなのかということです。

もっと心配なのは、今年こんなに補助金が増えたという形をつくると、もしこの中でどうしても今年しなければならなかったら、それはいいですよ。だけれども、私が言ったみたいにたな卸資産購入限度額を増やした。そのところに来年度以降に回すなんてことになる、今年度はこんなに補助金があるではないかということになると、将来的な見通しにも影響することですよね。だから私はちょっと気を使っているのです。

そしてもう一点、6,000万円の話をしますけれども、一部メンテナンスがフルメンテナンスになったとか、いろいろあるかもしれませんが、それにしても6,000万円、ここで増額です。そのぐらいの説明で、病院の経営改善をやっています。だけれども、駄目でした。それで6,000万円必要ですなんて話は、私はこの議会の中では通らないと思うのです。そこら辺もうちょっと説明をいただきたい。

○議長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 薬品費、増額ということですが、予算に対しましてもそうですし、今ほどご指摘のありました、前年度の決算に比べましてもそうですけれども、ただ、たな卸資産を増やすことによって来年度に向けて、そういう意味合いではなく、あくまでも今現在で不足する額を増額したと。それによりまして、必要な棚卸しの限度額も上げたということでご理解ください。

あと6,000万円、確かにおっしゃるとおりですが、細かい資料、申し訳ありません。ここで申し上げることできないのですけれども。先ほども申し上げましたとおり、当初予算、令和2年度に比較した当初予算を組んだときに、ミニマムで抑えると。経営改善していくためにマックスを見ないでミニマムで抑えてきたというところがありまして、その分やはり支払いきれない部分があったということになります。

以上です。

○議長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 正直言って、なかなか私も頭がすぐれないで、ちょっと今の部分、説明ではできないですけれども、その部分に関しては、別にしたいと思っています。

私はその中で角度を変えた中で質問させていただきたいと思っております。本当に病院の皆さん方大変な中頑張ってください。そういう面でエールを送るという意味で、あえて質問させていただきたいと思っております。私はお金とかそういう部分とは別に、ソフトの部分についてお聞かせいただきたいです。どういうことであるかということ、私は正直言って、この議会であえて言う言葉ではないと思いますけれども、あえてみんなの部分で私は、本当に頑張ってください、また一緒に頑張ろうという意味で、あえて質問させていただきます。

正直言って近年、病院に対する、いろいろ耳に入ってくる分がプラスの部分もあるかもしれないけれども、マイナスの部分がかかり多いように私個人的には思っております。そうし

た中で例えば予約の体制の部分であるとか、いろいろの売上げの部分であるのだけれども、例えば近年 SNS の部分で、市民病院のロコミの状況を見たときにあの数字をどのように思われるのか。私はいろいろな部分で一概には言えないと思いますけれども、今そういう時代のときに、果たしてこういう部分とは別の角度でやらなければいけない部分もあるのではないかと感じるのですけれども、市民の声という部分をどのように感じて生かしているのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 具体的に SNS のどういう内容を言っているのか。

○中沢一博君 本会議場ですから、私はあえて言いません。後で見てもらえれば分かります。今現在、5 単位の中で 2.4 かと思います。それは、云々はいろいろな角度がありますから一概には言えないと思いますし、いろいろな意見があります。大体書く方は自分の意に添わなかったから書く人が多いのだと思います。頑張ってくれたから書くという人は少ないと思います。そういう面では病院のそういう体制ですから、そういう数字というのは云々ないかと思うのです。

その中で私が聞きたいのは予約体制です。例えば前にも私は言っていたと思いますけれども、整形外科なんかは 8 時半から始まります。7 時半に行っても定数はオーバーであります。また次の日来てくださいとなって、次の日に行ってもオーバーになっています。そういう細かいところからどう改善していくか。仕事を休んで行っているのに、全くそういう改善が見えないという部分——その部分をどのように皆さん方、多分市内で一生懸命協議し頑張っているのだと思います。そういう部分の一端を聞かせていただいて、市民の皆さんにこうやって頑張っているのだということをお示しいただきたいのであります。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 ただいまのご質問です。患者サービスを向上させて、皆さんから利用しやすい病院にして収益を上げると。これは非常に重要なことだと考えております。今、議員がおっしゃったのは、多分病院に対するご批判というか、そういう部分が SNS で取り上げられているということだと思うのです。申し訳ありません、私、SNS の部分は直接把握しておりませんが、病院の中でも投書ですとか、また市のウェブを通じてご提案とか苦情をいただいております。それにつきましては、病院の中で共有しながら改善に努めております。病院に寄せられた苦情につきましても、市のほうにも情報共有しておりますし、その中で改善できる部分は改善しております。

また、今ほど整形外科のお話が出ましたが、予約ですとか、待ち時間もそうですけれども、それに対する苦情は、やはり大変多くいただいております。ただ、これにつきましても医師の不足ということで、一言で片づけてはいけないところですが、やはり整形外科の分野におきましては常勤医師が 1 人ということがあります。手術も当然やりますし、外勤の先生方からも大勢来ていただいておりますけれども、なかなか遠くのほうから来ていただいているので診察時間も限られてしまいます。

そんな中で工夫しながらできる限りのことはやっておりますが、なかなか皆さんの納得の

いく対応ができていないというところはあるかと思っております。その対応につきましても日々検討しております。先ほどご指摘のあった、次の日、次の日というような患者さんも確かにいらっしゃいますが、その辺は丁寧に担当の部署の者、看護師等を通じまして、なるべく皆さんにご迷惑をおかけしないように、丁寧な説明をしているところです。

以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 経営の部分でやはりソフトとハードの部分、両面やはりこういう部分がある。事務部長さんはサービス業だとおっしゃった、「お客様は」というそういう表現もされた代々の事務部長さんもいられます。そのぐらい、やはりそういう部分というのは、意外と我々の知らないところで拡散されていったらもったいないと。今のように頑張っている姿をもっとアピールしていただきたい。私はそう思います。ぜひ、そういう部分を——情報がどんなのが出ているか分からないのではなくて、やはり担当部署としてはそういうことをきちんと見ながらやっていくことも、私はお金のかからない部分でのまた啓発になるのかと思っておりますので、これで期待してやめたいと思っております。

以上であります。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 点だけお伺いいたします。10 ページ、11 ページの資本金収入及び支出に関連してであります。午前中に行われた市長の所信表明の中でもありましたけれども、市民病院の玄関前の庇、ポーチの再建築について 10 月に 2 回ほど入札が行われたけれども不調だったと。確か 3 月の当初予算では 6,000 万円ほど積んでこれを造るという予定であったわけですが、それが恐らく業者と話をした中ではとてもこれではできないという話で、恐らく増額になってくるだろうと思ったのだけれども、それが今回補正をされていないわけです。

あわせて、あそこの仮設の部分については設置して撤去して、工事が始まっていますけれども、レンタル部分については残念ながら当初予算に載っていなかったのです。この部分を含めて私は補正をしてくるだろうと思ったのだけれども、それは載っていない。今回、入札のいきさつですよね。それから仮設の部分については補正なしでもやっていけるというのかどうか、それだけお伺いしたい。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 当初予算に計上される 6,000 万円ということですが、6,000 万円につきましては、再建にかかる工事費ではなくて、保険を使った中で同じものを再建するというので、4 条のほうの予算には載せていなかったのですが、その後、補正をさせていただいて 5,000 万円別の形状のものを建設するというので補正させていただきました。

その中で今ほどご指摘のとおり、1 回ですんなり落札とはいかなかったわけですが、その原因としましては、やはり鋼材がなかなか手に入らないというような事情もありました。ただ、そこは業者の方とお話ししながら、予算の中で頑張ってくださいということで、今の

時点では補正はしない中で対応したいということで考えております。今後まだ材料も調達されていない状況でどのぐらいの費用がかかるか——減額になるとは思っていないのですが、予算の中で収めるように今努力しているところでございます。

あと仮設の部分につきましては、修繕の中の3条のほうの予算の中で盛り込んであります。そちらで今対応しておりますので、そちらにかかる部分、今いろいろ6,000万円とか2,900万円とかの補正がありますが、そちらのほうに回った分もこの中に組み込みをさせていただいておりますので、この中でやらせていただければと思っております。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 内情のほうは分かりましたけれども、これについても、まだまだ工事は始まったばかりでありますから、全体で幾らかかるのかと分からないにしても、業者としては大変な勇気を持って受けていただいた部分だと私は思っているのです。これから冬場雪が降ってまいりますので、その中での工事ということでありますから、そうすると我々が予想しないようなお金も多分かかってくるであろうと。

そういうのを見越して、私は今回補正が出るのかと思っていたのですけれども、全くなかったということであれば、それは業者に努力してもらうのは結構ですよ。結構ですけれども、やはりきちんとしたものを造ってもらわなくては困るわけです。前回もああいうようなことが引き起こってしまったわけです。そういうことが絶対ないような感じでやっていくというところがきちんと見えれば、それはそれで構わないと思えますけれども、実際問題、完成とするといつ頃になるとお考えですか。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 現在のところ、見通しとしましては、冬を越える工事になります。先ほど申しましたとおりなかなか鋼材の手配が整わず、まだまだ進捗的にはほぼ進んでおりません。現在、進捗としましては、前回のポーチの基礎がありますが、基礎の撤去をようやくすることができました。今後鋼材ができ次第、どんどん建設のほうに入っていきたいと思っておりますけれども、今のところ予定ですと4月以降、6月ぐらいまでということになるかと思っております。

二度とこのような、前回のような事故が起こらないように、当然、業者の方々とも相談しながら必要な経費は計上しなければいけません。現在のところまだどのぐらいの金額になるか、どのぐらいの上げ幅になるかというのが確定しておりませんし、見通しもちよっとついておりません。ある程度見通しがついた中で補正が必要であれば、大変申し訳ないのですが、その時点で補正をさせていただきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 先ほどの3番議員の薬品費、診療材料費のところ、外山副市長から現在の出来高とDPCの差があるのだというニュアンスのお話がありました。制度的には例え

ばそうだとしても、市民病院これまでも公的医療機関として、そういう意味ではきちんとした地域医療を支えてきたわけですけれども、例えばこの補正を見れば、材料費であれば1割以上の額になっているのです。これをD P Cと出来高の問題でという話をされても、ちょっとなかなか納得ができない。

というのは、過剰診療という意味にも逆に取れるわけですから、市民病院これまでそんな話を一度も聞いたこともございませんし、先生方はきちんと今まで診療しているわけです。それがD P Cではなくて出来高だから、傾向としてはいっぱい収益を上げるためには薬剤を使ってしまう。そういった傾向があるのだというお話にも取れるかのような答弁だったので、そのところもう一度、はっきりとお考え、ご認識それから説明、どうしてそういう説明だったのか。その内容についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 先ほど来、ご説明していますように、この5年間で2割ぐらい材料費が上がっております。それは市民病院だけではなくて、いろいろなところでもそうかもしれませんし、それからそういった物を買うバイイング・パワーといいますか、1つの病院だけでやる場合には、相手との交渉で非常に難しい面もあろうかと思えますけれども、結果としてそういう状況になっています。

私が申し上げたD P Cになった場合には、なるだけ早くその病棟を退院して他の病棟あるいは在宅に戻すというインセンティブが働くと同時に、受ける病棟のほうも包括ケアの場合には、結果的に来る患者層を考えれば適切な治療というときは、結局投薬なり検査がマルメになるわけです。

したがって、取り扱うといいますか、治療する患者さんのフェーズによっても違うと思えますけれども、全体として見ますと高度急性期・急性期を基幹病院でやって、そして病病連携で患者さんが紹介されて市民病院の2病棟ないし3病棟に来た場合には、最初から市民病院に来て急性期でいろいろやる患者さんよりは、そうやって構造的に投薬の仕方が違ってくるわけです。

したがって、そういう病棟の転換ということと、それから使う保険制度、D P C、回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟、あるいは入院医療、管理医療、そういう構造が改革されることによって、比較的材料費の伸びも取り扱うといいますか、治療する患者さんのフェーズが違うわけですから、それは当然変わってくるだろうと。

今やっていることが全てを——過剰だとかということを行っているのではなくて、そういうふうにフェーズを変えていこうとする努力が、今後あるいは年度の途中でもあれば、こういった形の伸びは、当然抑制されるのだろうと思ったわけでございます。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 先ほどの3番議員の質問も、今回の補正予算に対する質問ですから、そういった意味では出来高の・・・といいますか、出来高であるがゆえに、例えば高額薬剤を使

えばそれだけ診療点数も認められているわけですから。

今回の補正の説明が、将来的にそうなればフェーズが変わればという話ですけれども、それはまた後の話で、今回の補正に対する3番議員の質問の回答にはなっていないと思うのです。そこがその中で強調されるものですから、あたかも何か市民病院の診療にちょっと問題があるのではないかというようなことで、大分捉えられたものですから、話をさせてもらいました。

そういうことであればそこは、質問に対する回答というのとちょっと違うのだろうと思いますので、きちんとその辺、整理してお願いしたいと思います。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 繰り返し申し上げますけれども、年度の頭にもう対策本部で基本的方針に向けて病棟転換をやっていこうということになったものですから、そうしますと、例えば保険制度というのは、施設要件の届出というのは毎月できるのです。ですから、整ったところからやれば、そういう形で構造が変化していくだろうということの期待があったわけです。しかし、いろいろな諸般の理由でできなかったということを申し上げているのであって、それ以上でも以下でもないのです。

結果としてそういう構造であるとやはり——そういう形で購入の仕方にもよりますけれども、比較的バイイング・パワー、あるいは相手との交渉によって比較的高い買物になる可能性がそれは当然あるわけであります。ですから、そういう構造をこれからも変えていく必要があるということであって、何も矛盾している話ではないと思っております。

以上です。

○議 長 副市長、さっきからあれですけれども、薬剤費に補正がついていて……（何事か叫ぶ者あり）そうすれば医業収益が上がるのではないですかという質問を多分……（「はい、はい」と叫ぶ者あり）皆さんがされているのですけれども。

外山副市長。

○外山副市長 それは、医薬材料費で使って薬価を請求できます。請求できますけれども、先ほど来ずっと説明していますように、全体の収益の中で出来高のときに、まず入院全体の患者さんの数と日当点——1日当たりの点数です。それによって構成が決まるわけですが、その患者そのものが、稼働率が低くなればいくら薬をいっぱい使ったとしても——それ以外にも入院全体の収益の構図があるわけですから。そういったところにもうマスクされて入ってしまっ、単一に医薬品の購入したものの支出に対応して収入が、全部そういう表になって出ているというのではないわけです。医療費としての構成の中に、まず入院する患者の数あるいは期間、いろいろあるわけです。その中で全体としての量が減ってくれば、収益としては表面的に出ないということだろうと思います。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 副市長のおっしゃることは、分からないでもないのですけれども。例えば今、当初予算の中で、医療のまちづくりの関係の基本的方針がまだ反映されていたわけでは

ないですから、その中でこういった形になってきた。そういう説明の中で出来高とDPCという話をされますと、どうしても——これは当初予算、出来高の診療でそういう意味では予算を組み立てられているわけです。出来高そのものが悪くて、出来高だとどうしても過剰診療になってしまう傾向があるのだというような説明は、どうも適切ではないと思ったものですから、そういう話をさせていただきました。その辺について、もしお考えがあったらお願いしたいと思います。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 議員ご存じのように、病院の事務部長さんもやられた経験あると思いますけれども、診療報酬点数の世界は、特に地方公営企業もそうですけれども、会計年度に縛られて仕事をするわけではないです。したがって、この前も11月1日からHCUですか、それも年度の途中で改善できることをやっています。したがって、予算は予算として、結局診療報酬で生きていくからには、地方公営企業の収入は大層がそれを占めるわけですから、そこに向けて月単位で改善すべきところは改善していくというのは、世間一般のルールだと思います。

ただ、全体で、年度当初で年度末まで推移が見通せれば、見通せる分についてできるだけご説明するべきだと思いますけれども、改革が整えば、年度内であってもそれはやられるのは当たり前の話だと思っております。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 どうも私、頭の回りが悪いのか、話を聞いていてもよく分からないところがあるのです。今の話をちょっと私なりにまとめたのですが、それでいいかどうかということの聞き方で聞きます。いろいろ皆さんがもう答弁をもらっていますので。

今回3億3,000万円補正で入れました。1億5,000万円は入院で減ります。これは医薬品とか高い薬を使っても、なおかつ今年1億5,000万円は予算より収入が減ると受け止めていいのだろうと。そうしないと理屈が合わないのです。一般会計の補正予算で3億3,000万円入れるのは、市民病院を財政的にも好転させるためだということですが、今のこの病院の会計でいいますと、財政的には全くよくはなりませんよね。プラスマイナスで行って来いでゼロなわけですから。ですから、その点は改善ということにはつながらないのではないかと。この3億3,000万円入れても、そっくり収入減と支出の増で消えてしまうわけです。その辺の認識をちょっと教えてください。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 ご指摘の点ですけれども、3億3,000万円、その前に1億5,000万円減収になるということですが、やはり入院が想定していた人数よりも減ってしまったということで、その部分の減額ということになります。

その部分を、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、当初予算を作成するときに、大分辛い見方といいますか、かなり絞った中で予算組みをしました。その中で支出経費につきましても、物すごく絞った中で算定しておりますので、薬剤費が当初の予算に比例して伸

びてしまっているのですけれども、そこがなかなか入院減と整合性が合っていないというか、数字的には合っていないということにつながってきます。

3億3,000万円入れてもらって、資金を援助してもらおうということにつきましては、先ほど来、副市長のほうからも答弁がありますとおり、今その足場を固めて来年度以降のジャンプといいますか、伸びのために収支ギリギリのところでお金をいただくということにしております。当初予算で資金残高500万円ぐらいということで予算を組まれたわけですが、そのままいくともうその残高がマイナスになってしまうと。そうすると資金ショートするばかりではなくて、運営ができなくなってしまうという意味合いがあります。

その中でギリギリのところを模索しながら、今年度は経営改善というのは非常に現実的には無理だということで捉えておりまして、来年度以降、健全な予算組み、経営ができるような補正だということで捉えていただきたいと、そのように思っておりますのでお願いします。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 確認ですが、皆さん何回も聞いているのですけれども、医薬品の高いのを使って、当然見返りもあるわけですから——当然、高いのを使えば診療報酬で戻ってくる分。だけれども、それを見込んでも、なおかつ1億5,000万円は予算よりもマイナスになるという考え方でいいのか。そこだけ教えてください。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 ご指摘のとおりです。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 数字を……入院収益で1億5,000万円減ということは……

○議 長 黒岩議員、どこを質問するかだけ……。

○黒岩揺光君 すみません、9ページ。入院収益で当初の見込みよりも大分下がって1億5,000万円ということですよ。数字を教えてください。もともとどれぐらいの稼働率を見込んでいて、それが数字で稼働率がどれぐらいになったから、泊数でもいいです——何泊数とかそういう延べ人数とかでもいいのです。これぐらいの人数を見込んでいたけれども、これぐらいの人数になったから、ここは1億5,000万円減。まず、そこ1点です。入院数の数、ください。

2つ目、外来患者の数。昨年度何人外来で来て、どの部署に来て、こういう高額な薬品を使う部署にこれぐらいたくさんの方が来た。予想はこれぐらいの人数だったけれども、これぐらいたくさんの方が来た。その外来者の人数が出るかどうか、今。その2つをとりあえずお願いします。

○議 長 黒岩議員……

○黒岩揺光君 その2つの答えを基に次の質問に行くので。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 当初予算では入院が4万1,400人ということで想定しておりました。

これにつきまして80%以上を目標にしていたわけですが、現在75%程度にとどまっております。その分が減額の原因になります。外来につきましては、現在、令和3年度で10月末でいきますと、前年度に比べて5,500人程度増加しております。これにつきましては、外来の延べ患者数でお答えをさせていただくのですが、実際の受診科としましては、内科が非常に伸びております。内科の医師、寄附講座でお二人来ていただきました。その影響が非常に大きくて内科が伸びているところです。

あと、高額な薬剤費、薬剤を使うところということになりますけれども、やはり抗がん剤ということになりますと、外科というところになります。オプジーボ等単価が大分落ちている薬品もあるのですが、それでも1本40万円とか、そういう薬を使っておりますので、その辺もなかなか薬剤費が落ちない部分ではあると思います。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 入院患者が4万人で80%を見込んでいて、実は75%だったということは、5%減ったということで、その5%が減ったために1億5,000万円も収益が下がったという、そういうことでいいのかどうか、まずそれが1点目。5%の差が今この1億5,000万円で埋め合わせようとしているのか、1点。

2点目。もうちょっと全体増が欲しいのですが、外来患者というのは年間どれぐらい来るのか。病院全体に何人ぐらい来て、それで毎年、令和1年、令和2年何人ぐらい来ていて、今年はそれがどんなぐらいに減っているのか増えているのか。

3つ目、外科。外科は増えているのか、減っているのか。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 まず、入院ですけれども、入院につきまして——外来もそうですけれども、単価がやはり違ってくる場合があります。診療の内容ですとか、使用する薬剤の内容によりまして、診療単価が変わってくる部分もありますので、一概に何人減ったから幾ら減ったよというところはちょっと算定が難しいところになります。現在入院ですと、日当点と言うのですが、それが1,000円から2,000円ぐらいずつ落ちているというようなことになっています。これにつきましてはまた来月上がる可能性もありますし、ちょっと確定の数字ではないので、なかなか難しいところです。

あと、外来ですけれども、外来の患者につきましては、令和2年度につきまして、合計12万2,613人ということで市民病院は来院いただいております。今年度につきましては、10月までで7万7,469人ということになっております。申し訳ありません、科ごとの数字ですが、手元に今ありませんので、必要であれば、また後で報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 すみません。質問は何されても私が何か言う必要はないのですが、つい先日行われた全員協議会で、全てその数字とかは発表されていると思います。資料も全

部皆さんにお配りしているはずなので、そのところをもう一度こうやってやり取りをしなければならぬかということ、私はちょっと疑問にも感じましたし、できればそういうことは省いていただければ大変ありがたいと、私は思います。職員も大変なのだ。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 全員協議会で話された内容というのは議事録に残りません。市民はそれをチェックする方法が傍聴に来るしかありません。今、本会議です……（何事か叫ぶ者あり）すみません、議長の許可を求めてもらってもいいですか……（何事か叫ぶ者あり）市民に見てもらえる形で私は議論をしたいのです。市民目線で、です。

はい、それで質問します。入院が、データの入院の人数——おっしゃるとおり入院の人数だけだと、やはり分からないです。1人何泊しているのかとか、そういう泊数とかのほう分かりやすくなると思うのですけれども、入院が減っているのに光熱水費が増えているわけです。私が簡単に思うと、入院が一番光熱水費かかると思うのですけれども、入院が1億5,000万円減っているのに、光熱水費、電気代で350万円補正されているわけです。そのところが1つと。では、とりあえず……。

あと外来がめちゃくちゃ増えているから、この薬品が5,600万円とか、2,700万円あるというわけでもない——1年間12万人来て、今年は10月までに7万人ですから、飛躍的に外来が伸びているわけでもないです。にもかかわらず、薬品とか材料費がこれだけかかっている理由をもう一度、すみません。

○議 長 黒岩議員、このたびの所信表明資料23、24ページにほとんど数字が出ていますので、しっかりこれを見て質問してください。ここにかなり外来、入院、全部書いてありますので、お願いしたいと思います。

市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 外来といいますか、入院の数ですけれども、延べ数なので、泊数ということでご理解いただければと思います。

あと、入院が減っているのに維持費——暖房ですとか燃料費が上がっているということですから、単価が上がっている部分が多いところです。あと、空調ですとか、電気、ガス、水道につきましては、患者が減ったからといって部分的に空調を止めたり、そういうわけにはいきません。この辺は固定費ですので、患者さんが多い少ないにかかわらず必ずかかってくる部分ですので、そこはご理解ください。お願いします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 この案に反対の立場で討論させていただきます。

先ほど市長のコメントにもありましたが、全員協議会で説明したのだから質問はしないでほしいみたいな、そういう……（「そんなこと言っていないよ」と叫ぶ者あり）よろしいですか。今、私が話しているのですけれども、独り言ですか……（「そんなこと言っていないよ」と叫ぶ者あり）

全員協議会で説明したからという議論は、私、成り立たないと思うのです。全員協議会というのは非公式で議事録も残らない。本会議をやる目的というのは、議事録が残る、映像も残る。市民が参加できる立場で、私たちはここで議論しなければいけないのです、将来の未来像を。議会全員協議会で説明したからという議論だけはしてほしくないのです。もしそれをするなら、あの議会全員協議会はひょっとして本会議で質問されないがために事前に調整したみたいに、そう勘ぐることもできますので、ぜひ、そういう議論だけはしてほしくない。

今回のこの原案、3億3,000万円の中身を、特命担当の副市長が中身について答えられないわけですね、人件費って。ちょっと信じられなくて。そもそも議会と行政の間——今日も一日すごい頑張ってメモしましたけれども、例えば観光事業費でリフト2人乗り、1人乗り、何人とか、そういう簡単な資料とかも事前に用意してもらえたら、どれだけ皆さんの時間を節約できるか。そういう——1人乗りは何台なの、2人乗りは何台といった、そういう議論をしなくていいわけですよ。1枚の紙だけですよ。

私たちは皆さんの業務を軽減したいのです。だから、今回の病院の案件も全然分からないのです。薬品費が数千万円、外来そんなに増えていないではないですか、入院は減っている。そういうのを人数とか、この診療料がこれぐらい増えているとか、そういう資料を用意してくれなかったら、私たち市民に説明ができないのです……（「してるよ」と叫ぶ者あり）外科の人数分からなかったではないですか。時間の制限あるのですか……（「資料を出している」と叫ぶ者あり）時間の制限あるのですか。市長、私がしゃべっているのですよ……（何事か叫ぶ者あり）私がしゃべっているのですけれども、よろしいですか……

○議 長 続行してください。

○黒岩揺光君 なので、もう少し市民に寄り添った市民に分かりやすい資料を用意してもらえたら、皆さんの時間もすごい削減できるし、皆さんの助けにもなりたいのです。そのために、今回もうちょっと何で3億3,000万円なのか、分かりやすい説明にしてもらえたらいいと思う気持ちで、今回反対の討論に立たせていただきました。私は皆さんのことを責めたくもないし、皆さんを攻撃したくもないのですけれども、もうちょっといい関係、分かりやすい関係をつくりたいという思いで立ちました。どうもありがとうございました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 賛成の立場で討論させていただきます。やはり私は病院というのは非常に大切なものだと思います。単純に赤字だからやめる。多少赤字を——多少というか、赤字を解消する努力というのはしてほしいですし、いろいろな思いがあって職員さんも頑張ってい

と思います。私は基本的に職員さんの給料というのは高いと思っておりますけれども、病院関係者の給料だけは触らないようにとか、そういう思いもあります。それはやはり非常に人手が足りないとか、経営的にいろいろな難しい問題がある中で、私はここを伸ばして市の力にしていくというのは大切だと思います。

そういうことで今、特命副市長である外山副市長が先頭に立ち、市全体の職員として一生懸命いろいろなことに取り組んでおります。こういうことに私は水を差すと言ってはいけな
いと思いますが、ちょっと反対者というのも、いろいろな気持ちが——市民に分かりやすく
という点の一つ分かる点もあるのですが、それはそれとして、やはりこういう補正予算が出
てきたときには、私はそれなりに納得ができる——ちょっと一部疑義がある点もありますけ
れども、それでも将来のためには必要なことだと私は思うので、賛成の立場で討論させて
いただきたいと思います。

以上になりますが、大勢の方から賛成していただければと思います。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 86 号議案 令和 3 年度南魚沼市病院事業会計補正予算
(第 2 号) は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 86 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を 4 時 15 分といたします。

〔午後 3 時 58 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 4 時 15 分〕

○議 長 日程第 14、第 87 号議案 令和 3 年度南魚沼市下水道事業会計補正予算(第
1 号) を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 87 号議案です。令和 3 年度南魚沼市下水道事業会計補正予算
(第 1 号) につきまして提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動に伴う職員給与費等の不足額を、追加計上するものでありま
す。

資本的収支に職員給与となる事務費分として、職員給与費に 191 万円を追加して 7,816 万
円、建設改良費に計上しております。これにより資本的収支において、収入が支出に対して

不足する額として9億9,069万1,000円を、9億9,260万4,000円に改めるものであります。

説明は以上です。よろしくご審議をいただきまして、決定をいただきますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第87号議案 令和3年度南魚沼市下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第15、第88号議案 南魚沼市事業創発拠点条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第88号議案 南魚沼市事業創発拠点条例の制定について提案理由を申し上げます。

本条例は、JR六日町構内にイノベーション人材育成等の拠点としての整備を進めております事業創発拠点につきまして、地方自治法第244条の2第1項の規定により条例を制定し、その設置及び管理について規定するものであります。

事業創発拠点の設置につきましては、昨年来、株式会社アルプス技研の創始者最高顧問である松井利夫様からのご寄附とご提案の要望に応えるべく進めており、イノベーション人材育成事業の一環として、起業家・人材育成セミナーやワークショップ、またビジネスマン等も利用できるコワーキング施設として整備を進めるもので、整備工事につきましては9月30日に契約済みであり、3月末の完成を目指して工事を進めております。

また、完成後の事業創発拠点の管理につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理としますが、既に人材育成事業が進んでいることから、完成次第、早急に供用を開始したいと考えております。そのため現在、指定管理者の候補者選定作業も進めており、決定次第、提案をさせていただきたいと考えております。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。議案1ページをご覧ください。議案の第1条は事業創発拠点の設置とその目的、第2条は事業創発拠点の位置について規定するもので

す。

第3条は事業創発拠点の管理を指定管理者に行わせることを規定するものであり、第4条以降は指定管理に必要な事項について規定するものであります。

第4条で指定管理者が行う業務、第5条で休館日と開館時間、めくっていただきまして2ページの第6条で休館日等の特例を規定しております。開館時間はあくまで平日の午前9時から午後5時としていますが、夜や休日などにセミナーやイベント等が開催されることが想定されますので、特例を設けることで対応できるものと考えます。

第7条から第10条で、利用の許可・不許可等に関するものを、3ページにわたっての第11条から第13条で利用料金に関するものを規定しております。

個別の利用料金は第11条第2項により別表で規定し、めくっていただいて4ページが別表となっております。

戻っていただき、第14条は原状回復の義務、第15条で損害賠償について規定し、第16条はこの条例施行に関して必要な事項は、別に規則で定めることとしております。

附則第1項で施行期日は、公布の日から起算して4か月を超えない範囲において規定する日とし、施設完成後速やかに供用開始ができる期日を想定しております。

また、供用開始前であっても、告知アナウンスや利用についての事前予約、また運営の準備などが必要と考えますので、附則第2項において指定管理者の指定に関する手続及び事業創発拠点の管理を行うために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができることと規定しております。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長 質疑を行います。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 私もテレワークをし始めてもう20年近くたっていますが、やっとそういう施設が南魚沼市にも公的にできるというところで期待はしているのです。これまでテレワークをしている人、または新規事業を起こそうという人たちの一番最初の段階での仕事をする場所として、意外にカフェが使われているということが今の状況だと思うのですが、この条文の中に特に飲食に関する文言が出ていないのは、ある意味では安心しているのです。

要はこのコワーキングスペースが安価で利用できることで、駅周辺のカフェでテレワークしている人たちの需要が、こっちに全部持っていかれてしまうと民業圧迫になりかねないので、新しくできる施設に対して採択される事業者が、プレゼンテーションをしている中に飲食の販売とか飲料の提供とかそういうものが含まれているかどうか。その辺りのことについてちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長 長 商工観光課長。

○商工観光課長 それでは、永井議員のご質問にお答えさせていただきますが、飲食については今のところ自動販売機の設置程度で、あとは考えておりません。というのは、やはり水道の施設、下水道の施設がやはり整っておりませんので、なかなか構造的にも難しいという

面もあります。

以上です。

○議 長 ほかに。

3番・大平剛君。

○大平 剛君 4ページの利用料金のところでちょっとお聞きしたいのですけれども、個人会員、法人会員で月額5,000円、1万円とあります。要するに定期利用ということは、どのぐらい利用できるのですか。毎日、利用してもこの額ということですか。それとも、何回と決められるのですか。その辺のちょっと定期利用について教えていただきたいと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 それでは、大平議員のご質問にお答えいたしますが、個人会員、法人会員の月額につきましては、いわゆるサブスクで空いているときは、常に1か月この額で定期的に利用できるということです。回数に制限はございません。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 そうなりますと、空いている日ということ、それこそ365日空いていれば常に使えるということになりますけれども、逆に考えれば、例えば3時間以内の利用で1回利用とかそういう人たち——例えば法人が利用してしまえば全部空きがなくなるとか、そういうことも考えられるわけです。そういう点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 今回の空きがなくなるのではないかということにつきましては、類似の施設等を見させてもらった中で、あと市内の類似の施設の状況を見ていますと、直ちにそこまでは至らないかと思っております。その辺は初めてのこういった試みですので、状況を見ながらまた考えたいと思います。

以上です。

○議 長 ほかに。

5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 ここが法人会員、個人会員の拠点となって、起業が進んでいくということになるのですけれども、その人たちの自主性に任せてやっていくというのが基本になると思うのです。例えば指定管理をやって、第4条ですけれども、第4条第1項第3号で、第1条の目的を達成するための必要な業務とうたっていますが、もし、今の段階で指定管理者の業務として、第3号にうたっているような部分で、こういうような活動を想定しているというようなプランといいますかがありましたら少し教えていただきたいと思います。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 では梅沢議員のご質問にお答えいたしますが、現在のところごくの決まったプランというのはまだ詰めておりませんが、構想の中としては例えば高校生や中学生などが起業について学びたいとか、そういったセミナーを行うとか等は、起業についてのセミ

ナー、人材育成のセミナーについては、数多くやっていたらと思っております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 永井議員の質問とちょっと似ているのですけれども、ほかの似たような事業者も調査されたということです。額が月額 5,000 円ということですが、私の知っている限りではかなり低くなると思うのです。そういう意味で今、既に同じようなことをされている民間の業者さんと、どんな話合いになっているのかということが 1 点と、市民が使う場合と市外の方の使う料金は、差別化を図る予定はないのかどうか。お願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 まず、類似施設が六日町にあるのですけれども、そちらの事業者さんとお話をさせていただきました。それで、まず、かなり民業を圧迫するかという議論をさせていただいて、この形態であればあまりそちらの貸オフィス等のほうとバッティングすることがないだろうという話が 1 点。

それから、利用料金ですが、これについては総論のほうで株式会社スノーピークビジネスソリューションズというところに、こちらのアドバイスをいただくという中に、そちらのほう为全国に何か所か、osoto というキャンプをテーマにしたコワーキングオフィスを持っています。各自治体が運営していますけれども、その料金に基本的には合わせさせていただいているというところです。

それから、市民、市外についての利用料の変更ということですが、第 1 条にも書いてありますが、目的のほうが市内外から呼び込んで、やはりビジネスのつながりですとか、そういうものを非常に広げていくためには、市民、市外の方との利用料金についての差はつけないという形で考えております。

以上です。

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 すみません。私がちょっと聞いていなかったのか、席は大体何席ぐらいあるのかというのと、あとは囲ってあるスペースがあるのかとか。あとそれと例えばですが、起業家を集めてここでまた PR もしていきたいということですが、場所が本当にいいと思うので、例えばちょっとまた視点も変えて、12 月、1 月、2 月は、図書館も勉強する人が多くなるわけです。そういうときの例えば、日曜日だけ市のほうでちょっとお金を入れて、そして子供たちの勉強スペースにして、起業についてアルプス技研さんの考え方や、スノーピークの考え方や、市内のこういう情報について学べるようにもしていくのも一つの手ではないかと思うのです。そういう点をいきなりぽっと言ってすみませんけれども、これからまだまだ 1 年も、来年の 12 月、1 月、2 月まで 1 年もあるので、日曜日とかはそういうふうにして使うのも有効利用ではないかと思うのですが。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長　それでは、牧野議員のご質問にお答えさせていただきますが、席とかはある程度、流動的に全部動かせるような形で、今現在だと席数というのは決まっています。例えば、中へちょっとテントを張ってみたりして、それを必要に応じて形態に応じて動かしていこうということで、大体最大で 30 から 40 ぐらいは入れそうな形のレイアウトで取れそうということなのです。

それと 12 月、1 月、2 月、子供の勉強場所に開放ということですが、その辺も今後ちょっと利用状況等を見させていただいて、方向性を考えていきたいと思っております。

それと、起業家を集めての PR ということですが、発信することも非常に大事だと思っておりますので、その辺も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議　　長　　子供のことはいいですか……。

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　長　　採決いたします。第 88 号議案 南魚沼市事業創発拠点条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 88 号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　長　　日程第 16、第 89 号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民病院事務部長。

○市民病院事務部長　それでは、第 89 号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。本議案につきましては、南魚沼市職員定数条例で定められております病院事業部局の職員定数につきまして、定数枠を現行の 310 人から 50 人増の 360 人とさせていただきますたく、条例の一部を改正したいものであります。

本年 10 月 1 日現在、病院事業部局職員は実人数で 306 人、条例定数 310 人に近い人数で医療を提供しております。現在、病院事業においては市とともに医療のまちづくりプロジェクトチームや、院内で病院長をトップとします経営改善プロジェクトチームにおいて、市民病院の経営改善策に取り組んでおり、その中の大きな取組として急性期病床を、魚沼地域医療構想でもその必要性がうたわれている地域包括ケア病床や回復期リハビリテーション病棟に転換する検討を重ねております。

それを実現するためには、専任の医師、それとリハビリ療法士等の増員が不可欠となります。さらに医師の働き方改革に対応していくために、医師の事務作業を軽減し診療効率を高めるために、医療事務職員を安定的に確保していくことが、患者サービスの向上や経営改善上でも求められており、職員の正職員化を進めていくことが必要と考えております。

定数増員は50人で、病棟転換後の施設基準の最高基準に基づき算出した定数となっております。公営企業として社会の変化や市民から求められる医療に機動的に対応しながら、早期の病床転換とそのことによる経営改善を目指し、必要となる職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

改正内容につきましては、3ページの議案資料の新旧対照表をご覧ください。本則の別表になりますが、病院事業部局の職員につきましては、現行の310人から50人増の360人として、計の欄を1,114人から1,164人に改正させていただきたいものであります。

1ページをご覧ください。1ページに戻っていただきますと改正文の内容ですが、ただいま申し上げましたとおりの内容です。

附則といたしまして、本条例の施行日を令和4年1月1日からとしたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 病院事業の強化ということで、スタッフの増員ということになるのですが、どのような職種にどのぐらいの人数というのが、もし分かっていたら教えていただきたいと思います。かつて基幹病院ができたときのように、民間の法人からまた人材が流れると非常にまた困ったことにもなるかと思いますが、そういったところも検討されての増員なのか、そこもお聞きしたいと思います。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 どのような職種ということですが、主に採用したいと考えています職種につきましては、リハビリに関する療法士です。こちらが今後、管理料ですとか入院基本料ですとか、高い基本料をいただくために必要になってくる部署でございます。こちらにつきましては20名以上の増員を予定しております。現在の不足数と合わせましても23、24名というような数字になっております。

あとは医師ですとか看護師の数も不足しております。医師も12人、歯科を入れまして15人程度ですが、やはり枠をほかのところの職員で食っているというか、そういう言い方は悪いかもしれませんが、そこで充当している部分もありますので、そういうところの人数確保が必要となってきております。

あとはリハビリテーションに関するものですとか、地域包括ケアに対する病床変換に対しましては、在宅復帰というところが非常に問題になってきてまして、そちらも評価の対象になります。そのためには、社会福祉士ですとかケアマネジャーですとかそういう人たちが必ず

必要になってきますので、そういう職種の増員も考えております。

これにつきましては、総枠ということで、全て採用するというものではありません。その状況、状況に応じて確保した中で、最低限の人数を確保すると、採用するという事で予定しております。枠組みについてもこれからまだ検討する部分が出てくるので、今回は定員をあらかじめお願いしたいということで提案させていただいております。

以上です……

○議 長 民間との兼ね合いは。

○市民病院事務部長 すみません。民間との競合ということですが、今、申し上げました療法士につきましては、理学療法士等は結構、職員というか学校を卒業している方もいらっしゃるんですが、作業療法士につきましてはやはり不足していたり、言語聴覚士につきましても不足している部分がありますが、市内ということではなく、新卒を積極的に採用するように、今、各専門学校ですとかそういう教育施設にPRしながら、人材の紹介をいただくように努力しております。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 これからの病院運営を考えまして、現状が306人ということなので、定数増というのは異論がないところですけども、この間の全員協議会の際に回復期リハの考え方とかをお聞きした中で、大変大きな構想といいますか、一気にそこまではいかないだろうと私は思いを感じたのです。今回も再編の最大基準に合わせた人員増ということですが、いろいろ再編については人間的な事、それで施設的な事、いろいろ問題点はこれから残っているわけですけども、どの程度どうするかというのがはっきりまだ見えない中で、一気に360人、ここで50人増ということの、なぜそうなるのか。例えば、段階的な上昇であれば今回、来年度はこうするから20人増やすとか、そういうのでも私はいいのではないかと思うのですけれども、ここで一気に50人増ということの考え方をちょっと確認しておきたい。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 今回50人という大勢の枠を増やしたわけですが、前回、実は平成31年3月の定例議会におきまして、増員のお願いをいたしました。そのときに280人から30人増ということで310人とさせていただいたのですけれども、そのときにおきましても看護師が不足しているということでギリギリというところをお願いしたところです。それでも人材が足りているということではなかったと聞いておりますし、今回その枠を確保して年度途中で採用を進める中で、不足して枠が足りないことによって人材が確保できないということのないように、将来的な事を含めて今回このタイミングで出させていただいたところです。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 その考え方も分からないではないわけです。進めていることがきちんと見えていて、それに向かって一生懸命努力する。年度途中でこれだけ人員が必要だからという

ことで、定数が足りなかったらそれは申し訳ないのですけれども。

先ほど言いましたように私が一番気になっているのは、ではどここのところを目指してやっ
ていて足りないのか、必要なかというところ。目指すところがまだちょっとよくはつきり
見えない。回復期リハの構想はお聞きしたのですけれども、その後、大きな構想は一気にや
らないのだ、年次的に基準をクリアしながらやる、ということになれば、なおさら私は段階
的なことで様子を見ながら——定数を増やすぐらいはいつでもいいのではという考え方もあ
るのかもしれませんが、そこら辺はやはりきちんとしておきたいという気持ちがあり
ますので、その辺をもう少し説明願いたい。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 回復期リハビリテーション病棟の導入が一番、療法士ですとかの人数
が必要になってくるわけです。それに合わせて一番最初に取り組むというか、並行して取
り組むのが地域包括ケア病床ですが、その進める間におきまして、まず回復期で説明させて
いただきますと、回復期リハビリテーション病棟につきましては、当初、導入する時点にお
きましては、ある一定期間の実績取りが必要になってきます。その実績取り、6か月ぐら
いかかるのですけれども、その間は高いクラスの単位は取れないことになっておりまして、実
績がクリアできたら順次、高い管理料を算定するようになります。

まず、一番最初に導入するというところで、今できるというところが、入院の5というところ
で考えております。これにつきましては、リハビリの職員について11人ぐらい不足と。こ
れをカバーしないと、まず一番最初の足がかりができないということになります。その後、
実績を重ねることによって、どんどん、どんどん入院のランクを——3、2、1とあるの
ですが、順次重ねていく中で最終的には30人近い数が不足してくると。したがって、順調
にいつて半年後にやるということになると、もういきなり相当数の人数が不足しているとい
うことになりますので、そこを見込んだ中で、その意味合いも含めてマックスというような
考え方をしております。

ただ、なかなかいきなり新卒ですとかそういう方たちを確保するのが難しい状況でもあり
ますし、新卒を教育する時間も必要になってきます。そういう状況も考えながら、採用を計
画的にしていきたいとそのように考えております。

以上です。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 佐藤議員のご心配も分かるのです。ただ、今回の条例を可決していただい
たら、施行の日を1月1日にしてありますのは、今、結局募集しているのですけれども内示
を出せないのです。つまり定数条例で、ある程度枠がないと採用に当たっての内示を出せな
い。来年の春からお願いしますと、あるいは直ちに採用しますと内示を出せない。そうす
ると、来年度、進行状況によって今言ったように、最初、入院料5で半年間やって、それからこ
の前、説明しました非常に高いランクの入院料2というのがあるのですけれども、そういう
ふうな段階まで行きますと、今の条例で説明しております相当数の人数が必要ですが、

仮に半年後ではなくてもうちょっと段階的にいつて来年度、再来年度になるとしても、ある段階で引き抜くというか採用するためには内示を出さなければいけない。

それが個人によって非常に差があるものですから、枠としてはいただきながら、今後の経営の状況を見ながら、弾力的に段階的に無理のない範囲で地域包括ケア病棟を先にやって、そして回復期リハビリテーション病棟についても、今度は病病連携の話になりますから基幹病院と連携を取りながら、関係病院と連携を取りながら段階的にやっていく。ただし、採用するのがいろいろな人がいるものですから、そのときに内示を出せるというフリーハンドを与えていただきたいと、こういう趣旨でございます。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 分かりましたと言ったのですが、ちょっと今の答弁で確認したいのですが、私も地域包括ケア病床の状況は異論ありません。そして、これからの世の中、回復期のリハビリの強化、これも割と異論はないのです。ただ、今までの経過の中で心配なのは、回復期のリハビリは私は必要だと思うのですが、どうも今までの構想の考え方から聞いていますと、回復期リハビリテーション病床ではない。回復期リハビリテーション病棟ということになると、病棟その施設のにも、診療科目的にも大きな変更ですよ。そこら辺がまだきちんとしていない中で、こういうふうにとんども、とんども進んでしまうのに、ちょっと私は心配があるのです。

だから、360人がいいとか悪いとかではなくて、そこら辺をきちんとしながらまだ来年度なら330人でいいのだったら、そういうふうなことを確認しながら進めていったほうが、私は今後の医療のためにはいいのではないかという思いがあったので聞いたのですが、そこら辺だけもう一回、ではお願いします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 これは地域包括ケア病棟にも言えることです。大和病院のように全体の一般病床の中で、部分が地域包括ケア病床とやっている場合、地域包括ケア病床入院医療管理料病床といいまして、病床であっても適用になる。それは結局、大和病院の場合には病床の中の残った部分が同じ13対1でありますから、他の病棟というのがないので影響がないわけです。例えばそれが市民病院でも今後さらに詰めておく必要がありますけれども、あるところで病床だけにいたしますと残ったところが結局、今登録しているDPCに入ってしまうわけです。

そうしますと、1病棟が例えばDPCで10対1でやったときに、3病棟の一部が13対1で残っていると、全体の経営として平均在院日数がそちらのほうに引っ張られてしまうということで、通常はケアミックスでやる場合には、地域包括ケア病棟も病棟単位でやるのが一般的です。

そうしますと、それは結局、今度は回復期リハビリテーション病棟はご指摘のように入院医療管理料病床というのはありませんから、全体を束ねるわけです。そういった意味で、順番としては地域包括ケア病棟をきちんとやった上で、患者さんの集まり具合だとか見ながら

ですけれども、適用するときには病棟単位で今度はやらないと、全体の経営としてはおかしくなってしまおうということでもあります。その辺を人材の集め方、それから関係機関との合意、それからその場合に在宅復帰させる地域包括ケアシステム——議員がよくおっしゃるそういうシステムを考えながら、だんだん調整していくのだということだろうと思います。ただやるときには病棟単位でやらないと、これはちょっとうまくないと、こういうことでございます。

○議 長 会議の途中でありますけれども、本日の会議時間は日程第 20、第 93 号議案までとしたいのであらかじめ延長いたします。

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 今ほどの外山副市長の答弁ですと、3 病棟の地域包括ケア病——今まで病床をつくるのかと思っていたら、3 病棟も病棟が一括して地域包括ケア病棟になると。2 病棟は回復期リハビリテーション病棟だと。そうすると一般病床は 1 病棟だけになるというようなご説明だったかと思うのですけれども、これまでの説明でちょっとそういった認識が実はございませんでした。

3 病棟が病棟単位で地域包括ケアになるという説明はなかったのではないかというように思うのです。DPC との関連等もあるのかもしれませんが、今まで基本的方針も含めて、先般の全員協議会も含めて、そこまでの話が具体的になかったような気がしているのです。その中で人員だけがこうやって 50 人増になると。そういう意味では今、先輩議員が言われたように、本当に全体像がどこまで決まっているのか、どこまでどうなっているのか。本当に日々、説明を聞く中でちょっと変わりながらというような気がして、このままで本当に人員だけ条例改正ということでもいいのか。大変今、疑問と不安になったわけですが、その辺についてちょっとお願いしたいと思います。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 5 月の基本的方針には、1 病棟、2 病棟それから 3 病棟については、全体を地域包括ケア病棟ないしは一部分を地域包括ケア入院病床管理料というように書いてある。

(当日訂正発言あり) 順番はどちらが先だったか分かりませんが、ということ、タスクフォースから上がってきたまとめについては書いてあります。

そして、それをさっき言った 3 病棟ですね。全体として適用するかどうかということは、最終的には現場で——先般いろいろご質問のあった経営プロジェクトチーム、今日も説明がありましたけれども、そのところでいろいろ検討されていると思います。ですから、現場では一生懸命どういう適用がいいのか。ただ、一般論で言えば、制度としては入院医療管理料病床というのは、他の DPC のところと無関係のときに、一部分を入院医療管理料とするという話でありまして、そうしないと——残ったところが DPC の、今度は 9 月に準備病院になったわけですが、そうしますと、全体の平均在院日数が 1 病棟は短いけれども 3 病棟は長いという形になりますと、DPC の係数が引っ張られて悪くなるというのが、当たり前ですが、そういうことになります。したがって、通常は病棟単位で物をやるの

だということになろうと思います。

しかしながら、それらについてなお現場のほうで、プロジェクトチームのほうで吟味されて、そしてその結果、開設者が厚生労働省関東信越厚生局長のほうに届け出る話になっていますので、その段階でまた協議があるのだらうと思っております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 そうすると、まだその辺の方針が固まっていないというように、今お聞きしたのですけれども。特に市民の方が入ったプロジェクトチームは、専門家が入ったまちづくり検討委員会、それからそういう意味では医療スタッフの方で固めたタスクフォースなり対策本部。ここらの議論が終わって基本の方針ができて、そして今度は市民にそういう意味では広く広める部分も含めて、今、市民の皆さんも入って議論していると思うのですけれども、そんな専門的な最後の決定を市民の皆さんが入ったそこで、それも非公開で決めるというようなことで、今では進んでいるということでしょうか。

そうなると、全くその辺が、例えば今この条例が出てきましたけれども、病棟単位でやるのか病床単位でやるのかどうするのか。その辺もまだ議論中で決まっていないうちに、この職員定数条例だけが方針もまだ未確定なうちに出てきたと。こういう理解でよろしいのでしょうか。ちょっとお願いしたい。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 勘違いされていて、さっき言った経営改善のプロジェクトチームというのは、先般からお話しているように病院内部で病院長をはじめ、今日も説明がありましたけれども、各スタッフが集まって運営しているところでありまして、そういうところでの技術的な議論なわけです。それで、仮に例えば1病棟のDPCのこと、あるいは3病棟に残ったDPCは考えないとしても、地域包括ケア入院医療管理料病床に仮にしたとしても、ケアミックスとしては段階的に拡大するのだという議論もあるわけです。

したがって、条例改正をお願いするときは、先ほど来事務部長が申し上げておりますように、全体としてフリーハンドを与えてもらうために全体の——先ほど来佐藤議員のほうでのスピードの問題もありますけれども、枠としては全体を見渡した上で与えていただきたいと説明しているわけでございます。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 先ほど来の説明の中で、今後ということですし、将来的に拡大していくこともあり得るわけだというお話を、今いただきましたけれども、職員もそういう意味では他の医療機関ということではなくて、新採用を確保しながら、教育しながらやっていくという中で、新採用の職員をある一定程度、正直言って10人、15人を一遍に教育できるとは、それはかなり現場が大変だと思っているのですけれども、そうしながらそんな急にできるのか。

もう一つは、やはりこれだけの50人からの増員をするのであれば、一定程度方向がある程

度決まって、将来的に議論すればそうなる可能性もあるということではなくて、きちんと議会にも市民にも示した中で、こういった条例が出てくると。これが筋ではないかと思うのですけれども、その辺についてお願いしたいと思います。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 結局、量の問題になりますけれども、実際に今、地域包括ケア病棟あるいは将来の回復期リハビリテーション病棟をつくりたいと思って、理学療法士や作業療法士を採用しようと思って今ではできないのです、枠がないから。それから半年後、さらに1年後の——結局、今日決めて明日できるわけではなくて、1年あるいは1年半後、2年後それらを視野に入れて、今おっしゃったように人材の採用から養成から、様々なルートで、プロジェクトとしては立ち上げていかなければいけないわけです。したがって、この条例改正で、我がほうとしては枠をくださいと、こういうことを申し上げているだけです。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 先日の議会全員協議会でいただいた資料で、急性期病床を一部縮小し回復期とのケアミックスの体制の転換を目指すとあります。転換です。一部縮小。つまり、不要な部分が出てくるという意味に取れるのです。先ほどから増やす、増やすと言っていますが、どこかを転換するということは、今あるそこが不要な部分が出てくるのではないか。その部分に関して全く言及がないのですが、それを1点と。

今、何人いるのですか、すみません。先ほど副市長が枠と言っていますが、今現在は何人いるのか……（「306人」と叫ぶ者あり）306人。では、今あと4人雇えばいいわけですね。なので、内示が出せないという意味も僕には分からないのです。今の時点であと4人雇えるわけですよ。

最後ですけれども、このタイミングですよ。なぜ、このタイミングなのかということですよ。次の定例会でも——全体像が決まって、こういうふうにして、こういうふうには収益を出していくというそのビジョンが決まってからで、パブリックコメントとかで市民の声を聞いてからでもいいのに、50人増というのが今ものすごく急いでいる感じがするのです。なぜこのタイミングに物すごくこだわるのかというのを、最後にもう一度ちょっとお願いします。

○議 長 先ほど来答弁が出ているかと。新卒を採るのに今の時期、内定を出したいというような答弁が出ていますけれども。1番について答弁を。

市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 まず1点目のご質問。病棟・病床の減少かどうかということですが、決して病棟・病床を減らすということではなくて、今ある病床の中でフルに活用していくということです。今、市民病院の病棟は全て一般病棟ということで急性期でやっております。それを今の構想ですと、2病棟を回復期リハビリテーション病棟、それと3病棟については地域包括ケアと、そういう区分けをしてケアミックスするということです。決して不足というか余っているところを減らすということではなく、そこの病棟・病床に入っている患

者さん、そこで対応できない患者さんをそれぞれのまた病棟や病床に分けまして、振り分けることによって稼働率を上げると、そういうことを考えております。

あと何人雇えばいいのかというようなご質問だったと思いますが、今、実質 306 人おります。その中で定員が 310 人ということですが、今回、新年度に向けて看護師の採用等もまた行っております。看護師が決して充足しているということではなく、看護師の部分も不足しております、それを予定しておきますと既に 310 人を超えてしまう。新しいさらなる採用ができないということになっています。先ほども副市長が申し上げましたとおり、総枠の中で枠を確保させていただいて、あらかじめ必要な人数を確保していくと。順次、確保していきたいと考えております。

タイミング的には先ほどの条例の中の附則の中で令和 4 年 1 月 1 日から施行ということで、先ほども副市長が申し上げましたとおり、内定を出す段階において既に不足数が発生することが見込まれておりますので、今のタイミングでさせていただいたということです。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 今、現時点でフル活動していると。フル活動している部分の分を回復期にするわけですね。そうすると、新しい技師は必要になると思うのですが、新しい技師が必要になった分、今、別のことに当たっている職員さんも継続で必要なのですか。そのところをもう一度お願いします。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 議員がおっしゃるとおりで、入院しますので看護師は必ず必要になります。技師を採用したから看護師がその分、不要になるということではなく、入院の管理をする部分は看護師が担当すると。例えば回復期リハビリで単位をいただくために、そこは看護師が立ち入ることができない、その専門の技師がやらなければいけないと。それをすることによって、規定料金をいただけるということなので、今の職員が不要になるということではありません。

あと、回復期の中でケア病床をするためには、正職の看護師ばかりではなくて、看護助手というのが必ず必要になってきます。看護助手というのは、今、非常勤の職員で対応しているわけですが、なかなか募集しても採用がないという状況が続いております。その中でやはり職員がそこで余るということではありません。それを振り分けられるということではありませんので、そこを勘違いなさないでいただければと思います。

以上です。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 分かりました。つまり回復期リハビリテーション病棟——今、目指しているシステムというのは、これまで培ってきたシステムの中で一番職員が必要なシステムということですね。そうですね。一番人件費のかかるシステムを、今、選ぶとしている、そういうことですね。最後の確認です。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 人件費もかかるけれども、それだけ患者さんのためにもなりますし、収入もそれだけ単価が上がるということになります。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 ちょっと確認というか、私の認識不足で確認も含めた中で質問させていただきたいと思っています。今の段階でやはり地域包括ケア病床だとかリハビリは、私は必要だと思っています、正直言って。それに関しては全くおっしゃるとおりかと思っています。そうした中で今、一番最後にした——地域包括ケア病床だとかリハビリ病床は、一般病床より単価が低いと今まで認識していたのです。そうした場合、今よりも職員数を増やした中で、今まで一般病床を減らした中でやりたいというような発言もありました。そうすると、経営的になおさら厳しくなるのではないですか。違いますか。

そのときの経費と収入の部分で、どのように私たちは見ていいのか、正直言って分かりません。この財政のシミュレーション——今までは私は地域包括ケア病床というのは必要なだけけれども、単価が低いと私は見ていたのです。それを下げて今度は職員を増やそうといったら、このバランスをどういうふうに私たちは見ていいのか。ちょっと説明をお願いしたいと思っています。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 地域包括ケア病棟の場合には、1人の患者に2単位——1単位というのは20分ですから、リハビリをやればいいのでそれほど多数のセラピストは必要ではないのですけれども、地域包括ケア病床というのは先ほど来議論になった全体の検査、投薬のマルメなのです。したがって、それで一定程度、最高は60日まで入院できると。早く退院してもいいです。ということなので、通常の急性期の病床ですと最初の1週間で投薬検査とかピークがございませけれども、その後はだんだん減衰していくわけです。ところが、今の高齢者の状態とかいろいろ考えますと、そういうふう在宅を目指すのだけれども、ある程度、安定して入院できるということになりますと、確かに1日当たりの単価は急性期のピークよりも低いのですけれども、それがずっといくということで、トータルでは先ほど来支出の問題もありますけれども、トータルではペイすると言われていています。実際、私の経験ではそうでした。

さらに重要なことは、今度はそうしますと稼働率として基幹病院なりが——回復期リハもそうですけれども、その地域包括ケアあるいは回復期リハビリに向けて患者さんを送ってきます。そうしますと、さらにまた稼働率が上がるということなので、今の稼働率よりさらに上げると。さらにこれからも一つ重要なことは、院内において1病棟の外科で入院された方が、お年寄りが少し1週間ぐらい入院したためにちょっと足がふらふらすると。回復期リハまでいなくてもいいけれども、ちょっとリハビリをやって、それから安心して退院をします。そういうふうな病棟間の患者の回しと言っては失礼ですけれども、転棟もできるようになるということが期待されています。

その結果、病院全体で見ますと1病棟のDPCの回転数も上がりますし、結果的に急性期は病床数は減るけれども、かなり回転がよくなってウイン・ウインの関係になってとなります。ビジネスモデルとしては地域包括ケア病棟を入れたケアミックスは、この地域で地域包括ケアシステム、あるいは病病連携の縦軸をやるときの、いわゆる少なくとも現段階における鉄板といたしますか、方程式上強く推奨されているというか、私は推奨しておりますけれども——そういったシステムなので、一部分だけ捉まえると急性期の単価よりも低いけれども、長い目で見ると、さらには全体の収支で見ると、むしろ利益も患者さんのためにもなるし、病院の運営上も非常に経営がよくなると考えております。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 そうしますと、国が今しております在宅介護に関しては、本当に一歩進むと私たちは理解してよろしいのでしょうか。ここは大事な部分であります。やはり必要であれば増やさなければいけないのは事実です。ですけれども、やはり現場の医師だとか看護師さんとかそういう大事な……。職員さんの部分が今これだけ減っているのだったら、職員さんの部分も申し訳ないけれども、一般職員の部分も考える必要があるのではないのでしょうか、一般病床が少なくなれば。両方ともやるというような感じで今を見ていいのか。

やはり私は自分たちの地域の器というものがあると思います。科目というものをこれからきちんと吟味した中で進めていかないと、あれもこれもなどと言っていたら、私は財政的にも難しいと思います。やはりそのところを一步踏み込んだ部分にもう入らなければいけないのではないのか。そうした中でこういうことを進めていかなければいけないのではないのか、と思うのです。

もう一回その点は、私の言っていることで大丈夫なのかという確認を1点と、それともう一点、今度は国保の問題が出てきます。やはり、こういうのが出てくると、国保の部分もお金がかかってきます。例えば私たちがショートステイ1つ造っただけでも、市民の単価が100円上がると言われています。その部分をどのようにみておられるのか。すごく気になる部分なので、ちょっとお聞かせください。

この部分で例えば病床が、今言ったように病院上の運営は増えるから上がります。けれども、今度は国保としての感覚の部分のどのように見ておられるのかということを知りたいのです。在宅で云々とかそういうことを今、地域でしているのです、そういうことで捉えていくという言い方であったら私はいいのです。その点をただ病院だけと考えるのか、市全体を考えてどういうふうにするのか。私は実際に必要だと思っているから、それに関しては云々ではないのです。そのところをちょっと整理してもらいたいと思っています。

○議 長 定数の改正なので、そこまで答弁があるかどうかで結構です。お願いします。

外山副市長。

○外山副市長 この地域包括ケア病棟は、回復期リハビリテーション病棟もそうですけれ

ども、回復期リハビリテーション病棟というのは介護保険と同じときに、兄弟というかそういうセットでできた制度なのです。それから地域包括ケア病棟というのも2014年だったか、例の地域包括ケアシステムに向けて入院と在宅ということで、ある一定程度の在宅復帰率、確か7割ぐらいだったのでしょうか、ちょっと覚えていませんけれども——がないと、要件を失うシステムです。

したがって、スタートするときは、もうやり始めていると思いますけれども、ケアカンファレンスとか在宅はどうであるとか、回復期リハビリテーション病棟もそうですけれども、やはり地元でOT、PTが在宅する際に家屋調査に行って、このおじいさんはどういう暮らしをしているのだろう、この手すりはどうだということまで、在宅を視野に入れた形でやるのがこのシステムです。ただ、それが確かに医療費は、一部分は上がるかもしれませんが、今、問題なのはそういった需要のある方々が、当地ではなくてほかの地域で加療を受けて、国民健康保険料、税金とかいろいろ払っている。それが他の地域でお金が落ちているのです。

それをどうせならと言うと失礼ですけれども、患者さんのことも考えて地域の中でそれを全うしようと。ゆくゆくは結果的に雇用も増やしていこうと。そして、やれる範囲でやるという話もありますけれども、まさにやれる範囲で地域で暮らしていけるような形に持っていこうという理念なので、全部安く上がってということは不可能ですけれども、そういった理念の下にやられるものだと思っております。これがある指定の施設ができたために、過剰に国保の保険料が上がるとかそういうことではなくて、むしろ急性期にずっといって——どういいますか、ほかのところで何かいろいろな治療をされている上も、この地域の中で在宅を視野に入れてやれば、トータル経済としては良好なものになるのだろうと思っています。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1点だけ聞かせていただきます。360人に増やすとあるのですけれども、大体どのぐらいで300何人増やして、どのぐらいで病棟転換される予定があるのかと、あと病棟転換して当然最初のところは人件費等が上がると思うのですけれども、どのぐらいで——いきなり初年度からペイはできないと思うのですけれども、2年、3年たつことによって収支がこのぐらい上がるとか、大体の計算というか、シミュレーションしていらっしゃるのだったらちょっとここでお示しいただきたいと思うのですが。

○議 長 市民病院事務部長。

○市民病院事務部長 どのぐらいの期間でということでありましてけれども、来年度すぐに始めたとすると、先ほども述べましたとおり最低ラインのところ、10人程度のリハビリの職員が不足するということになります。それで実績を取って次のステップに移るためには6か月かかると。これは順調にいったいです。なので、予定としてはそういう順調な道りでいきたいのですけれども、そういうわけには多分いかないと思うので、2年、3年というような長いスパンになるかと思いますが、そこで足固めをしていきたいと、そのように思っ

おりますし、最初は確かに施設基準5から始まるわけですが、そうすると、やはり職員の数のほうが増えてそちらの負担が若干多くなって赤字になります。ただ、それを順次クリアしていきますと、早ければ来年、再来年になりますか、そこでどうにかペイができるようなシミュレーションになっております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 私、正直なところ、赤字を解消するのは早くても3年ぐらいかかるかと思っていたのです。来年、再来年というところかなり早い段階になるのかなと思うのですが、逆に本当にそこまでできるものなのかというのがあるのです。あと、例えばですけれども、技師さんがいっぱいいても先生方が集まらないとか、そういった要するに必要な人材のアンバランスというのが、うちの医療資源の状況から、当然場合によってはあり得ると思うのです。そうなったときに、技師さんをそうだから解雇するというわけにはいかないでしょうから、そういうところの吸収というのがうまくできるのかどうか。そこも一応、確認させていただきたいと思います。逆に技師さんがいないで先生方ばかりいても——それはいいのかもしれないかもしれませんが、ちょっとその辺のアンバランスになったときは大丈夫なのか。そこも一応、確認させていただきます。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 今、佐藤事務部長が申し上げたのは、最低ライン、ランキングがいろいろありまして、たとえ入院料の5から2まで取ったとしても、様々な加算がございます。今、大平議員がおっしゃったような専門の医師が専従体制でやるときの加算、それから内科の医師2人が協力し合って専任のような形でペアでやるパターン、それからリハビリはあまり経験がなくても講習会に行ってきて、そしてここで専任とって8割程度、病棟にいればいいパターンといろいろあります。その加算によっても収益が変わってきます。

一方、望むらくはやはり地域のメッカになるのであれば、今まで想定した患者さんだけではなくて、今まで専門的なことで長岡に行っていたような人も、この地域でやれるような形で専従の専門のリハビリ医がいるところが一番、ベストだと思います。

この辺につきましては、医師確保の根本的な問題とも絡むので、なかなかここで、いついっぺんできずとは言えないのですけれども、今言った基本的なところについては、医師の関与の仕方はそれぞれ段階的に異なるものですから、技師さんだけ採用して、はい、さよならなどということは絶対ありません。よろしいでしょうか。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 89 号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正について、市民クラブを代表して反対の立場で討論に立ちます。ただいま、同僚議員 6 名からも多くの質疑がございました。これをじっと聞いておりました。全員協議会でもじっと聞いておりました。しかしながら、一番肝心な南魚沼市にとっての地域医療、市立病院群、この将来像が見えないのですよ。市立病院群の。市民病院がどうしたとそういう問題ではないのですよ。市立病院群として南魚沼市は南魚沼市民に対して、どのような地域医療を提供するのか。その将来像が見えない。ますます見えない。

そういうことがはっきり分からない中で定数だけ 50 人増やすということについては、確かに地域包括ケア病棟、そして回復期リハビリテーション病棟は必要でありましょう。しかし、このことによって市立病院群がどのようになっていくのか。その全体像が全く見えない。そういう中では、定数増と、50 人増ということについては、賛成しかねるということでありませう。

先ほどの答弁の中で平成 31 年にこの病院群の定数を 280 人から 310 人に増やした。このときも恐らく同じような話を聞いた覚えがあります。しかしながら、この数年で市立病院群がどうなっているのか。やはりあのときも、将来像としてこういうものだということがやはり見えない中で病院の定数を増やしたということがどうなのかということは、我々市民クラブとしてはもう一度、将来を見据えてどういう形が一番、南魚沼市民に対する地域医療提供体制として必要なのかという全体像を、やはり示すべきだと考えております。

そして、いろいろな委員会等をつくられて検討されました。しかしながら、私も若干いませうけれども、担当委員会である社会厚生委員会の中で果たしてどのような議論がなされたのかということについては、残念ながら報告が主でありました。議会と執行部とは両輪であります。調査し、議論し、そして南魚沼市の将来の医療体制づくりをお互いにつくり上げていく。そういう姿勢が私は必要であると思っておりますので、今回の 50 人増ということについては、反対するものであります。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

21 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 私は第 89 号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。今ほどいろいろな議論がありましたけれども、医療の現場は本当になかなか大変なのです。今 306 人という話を聞きましたが、逼迫しておりますし、これから改革に向かって進んでいこうと、それについては 50 人が必要なのだということですから、ここで認めてやらないと前に進まないではないですか。私はそう思います。

したがって、まだ将来構想が見えないところがいろいろありますけれども、そういったことも今医療再編の中でいろいろ議論しているわけです、いい方向を目指して。どうしたらいい方向に行くのかと。その一つの一環でございますので、これをきちんと認めてあげて、そして市民病院だけではなくて南魚沼市全体の医療をいかに構築していくかということを目指して今、頑張っているわけですから、ぜひともこれを認めてあげていただきたいと、私はそ

ういった思いであります。皆様方の賛成の同意をお願いいたします。

以上です。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 原案に反対の立場で討論させていただきます。本来、まちづくりというのは楽しいものであるべきだと思っています。市民の方たちが声を出し合って、どんなビジョンを描いて、どんなまちが、この町に生まれてよかったのかと。もっともっと議論があってしかるべきだと思う。この南魚沼に生まれてよかったと言ってもらうためには、もっともっと市民の声を拾わなければいけないと思います。

50 年前に人口 10 万人になると思って大きな水道ダムを造ったことによって、今、高い水道料金を払わされている。これは 50 人増えたら、年間 3 億円の人件費です。私たちは絶対に 30 年後、自分たちの子供たちに今以上の負担を負わせるわけにはいかないのです。だから、このタイミングではなく、一度、市民に聞いてみませんか。パブリックコメントでもいいし。回復期リハビリテーションに転換するけれども、どうですかと。年間 3 億円かけますよと。一度、聞いてみませんか。

11 月の議会全員協議会でポンと出てきて、いきなり 50 人増やします、ではなくて、もう少し——僕は別に絶対反対というわけではないのです。もう少し待ちませんかと言っているのです。ここだけで全てを決めるのではなくて、もう少し立ち止まって、本当に二、三年でペイするのですか。そのモデルさえも見ていない。一度、立ち止まって楽しいまちづくりを私たちの手に取り戻したい。そういう思いで反対の立場です。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 第 89 号議案、原案に賛成の立場で討論に参加させていただきます。この条例は定数増という条例でございます、50 名ということで。本当に私はこの条例に関しまして、ただ 50 名を増やすという観点の条例ではないと思っております。今、南魚沼市における病院関係の広域的な部分考えたときに、やはりこの間の全員協議会でも示されたように、我が地域においては 150 名以上の方が県外に回復期で行っております。私は今回の市議選でも皆さんもいろいろ市民の声を聞いてお分かりのとおり、とにかく生まれたこのところで生み育て、最期をしたいという声をどんどん聞かせていただきました。それは大事なことだと思っております。やはりそのところを私たちが本当に真剣に、今、何が大事なのか、何を優先に考えていかなければいけないのか。そのことをきちんと捉えていかなければいけないと思っております。

私は今 50 名したからといって、すぐ 50 名しろとは全く思っておりません。やはりこれからの部分で専門職という部分を増やしたけれども、ただ単に正職員を増やせばいいというような感覚では私は駄目だと思っております。そのところをきちんと精査した中で、やはりどこの民間でもそうです。財政シミュレーションをきちんとした中で、一歩前に進めている

と思っているわけであります。私は今この部分で、本当に新しい一步を前に進もうという決断だと思っております。

そういう意味で、私は今までの財政が2年後に見通しがつくという話もありましたけれども、そんなに簡単ではないと思います。だから、もっともっと精査した中で、でも一步この条例をした中で、必要とするものはやはりしていかなければいけない。今、市民が何を求めているのか。そのことも私たちは大事な部分ではないかと思っております。私は総合的に、本当にもっと申し訳ないのですけれども、執行部の皆さんにも精査し、そして一步前に進めていって、とにかく生み育ったこの地域で本当に最期ができるような、そしてまた回復して自分の家に帰っていけるような、そういう体制を、地域包括ケアを勇気の決断でしていきたい。

そしてそれには何遍も言うようだけれども、財政シミュレーションをきちんと示した中で進めていくべきである。この条件の中で、私は進めていきたい。そういうふうに思っております。皆さんの賛成をお願いしたいと思っております。

以上であります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第89号議案 南魚沼市職員定数条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第89号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第17、第90号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第90号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、令和3年度税制改正で令和4年1月1日から施行される市民税の改正部分について、条例の関係部分を改正するものです。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。3ページをご覧ください。

第22条の7、寄附金控除の第1項です。中ほどから下の第2号から次ページの第9号までは、特定公益増進法人に対する寄附金で、例えば第2号は独立行政法人、第3号は地方独立行政法人、以下、第9号まで公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人など続き

ますが、これら公益の増進に著しく寄与する法人を特定公益増進法人と総称しますが、寄附金税額控除はその特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連して寄附をした個人または法人は、その寄附金に対して一定の税制上の恩恵を受けられます。今回この寄附金の範囲から、その寄附を受けた当該法人からさらに別の法人に対してなされる出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金というものが除外されることになりました。これは、別法人への出資に用途を特定して寄附を行い、さらに当該寄附金を特定された用途に従い出資させた場合には、寄附者が税額控除を受けられるとともに、出資によって将来的に利益を受ける可能性があるため、税の公平性の観点から除外することとなったものです。

これにより具体的には、第2号から次ページの第9号にかけて、条文中の寄附金の括弧書きの中に、それぞれ出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、の文言を加えるものです。

続いて5ページの附則第5条をご覧ください。附則第5条は、いわゆるセルフメディケーション税制についてで、その期間延長に関するものです。これは健康の維持増進及び疾病の予防として定期健康診断などの一定の取組を行う個人が、医療用から転用された医薬品、いわゆるスイッチOTC医薬品を年間1万2,000円以上購入した場合に、その超える部分について医療費控除の特例として所得控除を受けることができる、というもので、医療費控除との選択制として平成29年の購入分から導入された制度です。

今回この特例の適用期限を令和3年12月31日購入分までとされていたものを、さらに令和8年12月31日購入分まで5年間延長される改正です。これにより、本文中の令和4年度を令和9年度とするものです。

議案の1ページに戻っていただき、本改正条例の附則です。

第1条は、施行期日について、令和4年1月1日からとするものです。第2条は、経過措置に関する規定で、寄附金控除の改正部分については施行日以後に支出するものを対象とし、施行日以前のものはお従前の例による、とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第90号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原

案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 90 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 91 号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第 91 号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

国民健康保険の出産育児一時金につきましては、一般的な分娩では現在、40 万 4,000 円に産科医療補償制度の掛金相当額 1 万 6,000 円を加えて、原則 42 万円とされております。この産科医療補償制度は、分娩に関連して重度脳性麻痺になった場合の補償等を目的とするもので、全国ほぼ全ての産科医療機関がこの補償制度に加入し、掛金を支払っているもので、その相当額を出産育児一時金に加算して支給しているものです。

今回、令和 3 年 8 月 4 日に公布された健康保険法施行令等の一部を改正する政令におきまして、産科医療補償制度の掛金引下げ等が盛り込まれ、令和 4 年 1 月 1 日より、従来の 1 万 6,000 円から 1 万 2,000 円に引き下げられることとなりました。このことにより出産育児一時金の支給総額が減額となるところ、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、少子化対策の重要性を鑑み、出産育児一時金の支給総額を維持すべきとされたことも合わせ、出産育児一時金の本来分のほうの上限額を 40 万 4,000 円から 40 万 8,000 円に増額することとなり、結果、合計の 42 万円を維持することとなりました。

具体的な条例の改正内容としては、第 5 条第 1 項中、40 万 4,000 円の文言を 40 万 8,000 円に改めるものであります。

附則として、施行期日は、令和 4 年 1 月 1 日からとし、経過措置として、施行日前に出産日した方に係る一時金の額についてはなお従前の例による、としたいものであります。

なお、この条例改正に合わせまして、規則のほうで定められております加算額についても、1 万 6,000 円から 1 万 2,000 円に変更することとしております。条例の公布日と同日付で、南魚沼市国民健康保険出産育児一時金支払規則の一部を改正する規則を公布することとしておりますので、ご報告いたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 91 号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 91 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 19、第 92 号議案 南魚沼市学齢児童生徒の就学援助条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第 92 号議案 南魚沼市学齢児童生徒の就学援助条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

国では、新型コロナウイルス感染症の拡大による学校の臨時休業などを踏まえて、子供たちの学びを保障するため、GIGAスクール構想を前倒しし、1人1台端末の整備を進めてまいりました。

一方、就学援助費についても、オンライン学習に係る通信費の支援が必要との認識から、文部科学省において関連する要綱が改正され、国庫補助対象となったところでございます。

南魚沼市においても、小中学校、支援学校において1人1台のタブレット端末の整備が完了し、活用が始まっております。端末を持ち帰ってのオンライン学習はまだ行っておりませんが、例えば感染症拡大による臨時休業での今後の持ち帰りなどを想定し、また、特に所得の低い世帯では通信費の負担も大きいことから、就学援助の対象経費にオンライン学習通信費を追加するため、条例の一部改正をしたいものです。

新旧対照表でご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

条例第4条は、就学援助を受ける対象者の区分ごとに援助対象となる経費の種別を定めたもので、第1号から第3号のそれぞれに改正案のとおりオンライン学習通信費を追加したいものでございます。

また、附則の別表は、就学援助の種別ごとに支給基準を定めたもので、現行の表の就学援助の種別欄、1から6の次に、改正案のとおり7としてオンライン学習通信費を追加し、その支給基準を定めるもので、タブレット端末などを活用したオンライン学習が家庭でも提供された場合、その通信にかかる費用を国の補助基準額を限度に支給したいものでございます。

なお、令和2年度の国の補助基準額は年額1万2,000円でございます。

1ページに戻っていただき、附則をご覧ください。改正条例の施行日を公布の日からとしたいものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 92 号議案 南魚沼市学齢児童生徒の就学援助条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 92 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 梅沢議員の第 89 号議案に答弁しました外山副市長から、答弁の一部を修正したいということで今、発言を求められていますので、これを許します。

外山副市長。

○外山副市長 先ほど梅沢議員のほうに、3病棟の地域包括ケア病棟と地域包括ケア病床の関係で、私は5月の基本的方針のほうに両方書いてあると言いましたけれども、それは誤りでした。5月の基本的方針は3病棟は急性期以上あるいは地域包括ケア病床に転換ということで、この段階では地域包括ケア病床という形でした。大変失礼いたしました。

私はその後の市民病院の中にある病棟運営経営改善に関するプロジェクト会議における議論のほうで、すっかり制度からして地域包括ケア病棟、病棟単位だという議論が、この段階でも行われたかと勘違いしておりましたけれども、表記されているのは先ほど申し上げたとおりでございますので、答弁を訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議 長 日程第 20、第 93 号議案 南魚沼市露店市場管理条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 93 号議案 南魚沼市露店市場管理条例の一部改正についてご説明いたします。

本条例は、祭りなどの際に露店が出店する露店市場について、市が管理するため平成 16 年に制定した条例です。

現在、露店出店の際は、露店市場使用許可願のほか反社会的勢力でないことの表明を提出してもらい、新潟県警察への照会を行った上で許可の可否を判断していますが、出店者が暴力団等に該当した場合に不許可または許可を取り消すための明確な規定がありませんでした。

そのため、南魚沼市暴力団排除条例に基づいて不許可または許可の取消しをしているところですが、露店管理条例に規定がなく排除した場合、訴訟となるケースが全国的に増加しており、新潟県警察本部から条例改正の要請を受けたことから、これに対応すべく改正したい

ものであります。

それでは、内容についてご説明申し上げます。3ページ新旧対照表をご覧ください。第2条、定義を削り、第3条を第2条、第4条を第3条とし、新たに第4条として使用の許可を加え、めくって4ページにわたる同条第2項各号において市場の使用を許可しない対象者—暴力団でありますけれども、関係者になりますが、そちらの範囲を明記しました。

また、第3項から第5項において申請から使用許可までの流れを規定しました。そのため、記載が重複する現行の第5条及び第6条を削り、第7条を第5条に改め、第1号中、使用者を、使用許可を受けた者（以下「市場使用者」と改め、第2号、第4号を加え取消しまたは変更を命ずる範囲も明らかにいたしました。

以下、市場使用者を明記しながら、第8条以降をそれぞれ2条ずつ繰り上げるものでございます。

2ページに戻っていただき、附則としまして施行日を公布の日としたいものでございます。説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第93号議案 南魚沼市露店市場管理条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は、12月13日月曜日、午前9時半から当議事堂で開きます。大変お疲れ様でした。

〔午後5時52分〕